

2022 年度 横浜市の予算編成に対する 日本共産党の要望と回答

2021 年 10 月 11 日 要望提出

2022 年 3 月 23 日 回答受理

日本共産党横浜市会議員団

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所内 日本共産党横浜市会議員団議員室
TEL 045-671-3032 FAX 045-641-7100

【目 次】

2022 年度横浜市予算編成にあたっての日本共産党の要望	6
【政策局】	7
1. 新たな劇場整備	
2. 住民自治	
3. 米軍基地 同跡地	
4. 平和都市	
5. 原子力発電所	
6. 指定管理者制度等	
7. 男女共同参画社会の実現	
8. 市立大学	
【総務局】【危機管理室】	13
1. 新市庁舎管理	
2. 市民利用施設の統廃合計画	
3. 市職員定数	
4. 横浜市防災計画の改善	
5. 区役所におけるマイナンバーの取り扱い	
【財政局】	20
1. 予算編成にあたって	
2. 市民利用施設	
3. 公共施設跡地利用	
4. 入札・契約	
5. 税等滞納整理	
6. 公共施設管理基本方針	
7. 公共施設の保全・長寿命化	
【国際局】	24
1. 平和都市	
2. 多文化共生社会の実現	
【市民局】	27
1. 区役所	
2. 横浜文化体育館再整備	
3. 人権	
4. 市民利用施設等	
5. 地域スポーツ支援	
6. 障害者スポーツ振興	
7. 広報・広聴	
【文化観光局】	31
1. 新型コロナウイルス感染拡大防止の取組み	

2. パシフィコ横浜	
3. 区民文化センター	
4. 国際都市	
5. 次世代育成事業	
6. 観光都市	
【経済局】	33
1. コロナ対策	
2. 中小企業振興	
3. 小規模企業振興	
4. 地域経済の仕事探し	
5. 労働環境の改善	
6. 横浜市中央卸売市場	
【こども青少年局】	40
1. 子どもの貧困解決	
2. 放課後児童クラブ	
3. 放課後キッズクラブ	
4. 保育所等	
5. 認可外保育所	
6. コロナの影響における支援	
7. 障害児支援	
8. 児童虐待・育児不安への対策	
9. 引きこもりの若者の自立支援	
10. 青少年を育む地域の環境づくり	
11. 原発事故による放射線被害への対応	
【健康福祉局】	54
1. 国民健康保険	
2. 高齢者・介護施策（介護保険料・利用料）	
3. 高齢者・介護施策（介護サービス）	
4. 高齢者・介護施策（介護施設と住まい）	
5. 高齢者・介護施策（介護人材確保）	
6. 高齢者・介護施策（その他）	
7. 後期高齢者医療制度	
8. 障害者施策（全般）	
9. 障害者施策（住まい）	
10. 障害者施策（精神）	
11. 障害者施策（移動）	
12. 障害者施策（視覚）	
13. 障害者施策（聴覚）	

14. 障害者施策（呼吸）	
15. 障害者施策（医療的ケア）	
16. 障害者施策（腎臓等）	
17. 障害者施策（身体）	
18. 障害者施策（重症心身障害）	
19. 障害者施策（防災）	
20. 障害者施策（スポーツ）	
21. 依存症対策	
22. 生活保護施策など	
23. その他（簡易宿泊所・違法民泊）	
24. 医療費助成	
25. 医療施策	
26. その他の医療施策	
27. 動物	
28. 墓地	
29. 受動喫煙対策	
30. その他	
【医療局】	83
1. 災害時医療施策	
2. 保健医療施策	
3. コロナ対策	
【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	86
1. 市内農業	
2. 緑の保全	
3. 地球温暖化対策	
4. 放射能汚染対応	
5. 下水道対策他	
6. 公園	
7. 大気汚染	
8. アスベスト	
【資源循環局】	92
1. 資源化の推進	
2. 喫煙禁止地区の推進	
【建築局】	94
1. 市営住宅等	
2. 住まいの安全・安心の抜本的向上	
3. 住環境・みどりの整備・保全、開発行為の規制等	
4. 災害対策	

5. 住まいにかかわる相談窓口の設置	
6. 人材育成	
【都市整備局】	101
1. 上瀬谷通信基地跡地	
2. 都心臨海部再開発	
3. 防災まちづくり(被害を出さない地域・社会の実現)の推進	
4. 横浜駅周辺地区の防災対策	
5. 駅のバリアフリー化、ホームドアの設置等安全対策	
6. 神奈川東部方面線(相鉄・東急直通線)トンネル工事に伴う環状2号線道路陥没事故対応	
7. IR誘致撤回手続き	
【道路局】	106
1. 道路関係予算	
2. 高速横浜環状南線および北線	
3. 地域生活交通網の改善・整備の促進	
4. 自転車対策	
5. シーサイドライン	
6. 河川整備	
【港湾局】	112
1. 港湾整備	
2. 働きやすい港湾	
【消防局】	114
1. 消防力・救急体制の強化	
2. 消防団	
3. 救急救命体制の充実	
【水道局】	117
1. 水道料金	
2. 水道管更新	
3. 水道局職員定数	
4. 災害時の備蓄	
5. 企業団	
6. CO ₂ の削減	
7. 水道事業広域化	
【交通局】	121
1. 市営地下鉄 事故防止対策	
2. 市営地下鉄 人員体制の拡充	
3. 市営地下鉄 駅ホーム等のバリアフリー化	
4. 市営バス 運転手の待遇改善	
5. 市営バス 路線・車両運用の改善	

6. 市営バス バス停留所の改良	
7. 市営バス 乗務員の保健・福利厚生	
8. ダイヤ改正の対応について	
【教育委員会】	124
1. 教育費無償の原則等	
2. 子どもの貧困対策	
3. 不登校への支援	
4. 少人数学級	
5. 教職員の業務軽減	
6. 教育条件の整備	
7. 学校施設整備	
8. 学校安全教育の推進	
9. 学校給食等	
10. 中学校の部活動	
11. 就学援助	
12. 障害児教育	
13. 学校司書	
14. 教科書採択・副読本等	
15. 夜間中学校	
16. 図書館	
17. 文化財保護	
18. コロナ対策	
【選挙管理委員会】	139
1. 参政権の保障	
【議会局】	142
1. 政務活動費・職員体制・県外視察等	

2021年10月11日

横浜市長 山中 竹春様

日本共産党横浜市会議員団
団長 あらき由美子

2022年度横浜市予算編成にあたっての日本共産党の要望

市長は、9月27日職員にむけ「これから市政運営について」を出されました。市財政がコロナ禍によって大変な厳しいことは紛れもない事実であり、市長選挙で市民に示された公約を市の施策として事業化することは容易でないことも承知をしているところです。その文書で「出産費用ゼロ」、「子どもの医療費ゼロ」、「敬老パス75歳以上自己負担ゼロ」の3つのゼロ、中学校給食の全員喫食を目指すと明記されていることは、市民に対する誠実な態度の表れであり、歓迎です。日本共産党議員団が、その実現に協力することは言うまでもありません。

市長は「市政運営に欠かせないのは市民と役所との信頼関係であるとして、市民の声を聞き、市政に生かす」と選挙中に語っておられました。多くの市民が共感し、選挙結果にも反映されました。市長就任1か月経過で、コロナ対策の補正予算計上、IR誘致と新しい劇場の撤回・中止、旧市庁舎売却価格の再検証、北綱島特別支援学校の本校復帰と全員喫食の中学校給食方針の表明と矢継ぎ早に公約を実行に移されたことは市民から喝采を博しています。

この点でどうしても改善してほしいことがあります。新市庁舎があまりにも市民を遠ざけすぎていることです。3階の受付で渡される入館証では、直接用事のある部署に行くことができません。各階の部屋の前にある内線電話で用件を述べ、担当職員がドアを開けて出てくるというので、市民は職員が働いている姿を直接目視できません。安全対策としても度を越えています。市民に開かれた市役所に改善する市長の決断を求めます。

市民要望に関しては、全員喫食の中学校給食について学校調理方式の実現性をどう担保するかの提案です。最大のネックは、財政問題はさておき、調理室スペースの確保にあります。川崎市では、自校方式がわずかで多くの学校はセンター方式となっています。その一方、大阪市は、小学校で調理し、中学校に持ち込む親子方式を自校方式を補完する方式として広く採用しています。また、さいたま市では、給食室を二階建てにして用地難解消策としています。こうした他都市の事例に学び、センター方式ではない学校調理方式はどうすれば実現できるかの立場からの調査・検討を切望するものです。

以下記載する要望項目は、党市議団に市内の各種団体、多くの市民から寄せられたものを整理しましたものが基調となっています。予算編成と今後策定される中期計画にぜひ反映されるようお願い申し上げます。

2022年度横浜市予算編成にあたっての日本共産党の要望

【政策局】

1. 新たな劇場整備

(1) 新たな劇場整備の中止手続きは可及的速やかに行うこと。

(回答)新たな劇場整備の検討については、10月1日付で担当していた部署を廃止しました。また、令和3年度予算については残務整理に必要な経費を除いて減額補正を行ったとともに、「横浜市新たな劇場整備検討委員会条例」についても廃止しました。

2. 住民自治

(1) 住民自治を拡充するために、総合区制度の設置について現実的に実現できるよう進めること。市民に身近な行政窓口である区の役割を拡充するため、区に必要な財源と権限を委譲し、人員体制の強化も含め、できることから進めること。

(回答：市民局)今後の「区」のあり方については、令和3年3月改訂の横浜特別自治市大綱も踏まえて特別自治市の実現を見据えながら、「総合区」制度も含めて継続的に検討を進めています。

また、地域に身近な課題は区で解決できるよう、区の役割や区役所の機能強化について、引き続き検討していきます。

(2) 特別自治市制度について市民の意見を聞くこと。

(回答：市民局)特別自治市の実現には、市民の皆様のご理解が不可欠です。特別自治市の制度設計にあたっては、シンポジウムや出前説明会などの開催時にアンケート等を通じてお寄せいただく市民の皆様のご意見も参考に、市会との議論を行いながら、詳細を検討していきます。

(3) 区政に区民が参加できる仕組みとして地方自治法に政令市特例として規定された区協議会の設置にむけて明確な目標を持ち、具体的な検討に入ること。

(回答：市民局)改訂した横浜特別自治市大綱に示されているとおり、「区行政における住民参画機会の仕組み（地域で活動する区民の視点で区行政に参加する場）」の設置によって、区における住民自治を制度的に強化していくことについて、引き続き検討していきます。

3. 米軍基地、同跡地

(1) 検疫の対象となっていない、米軍人・軍属に対し、新型コロナウイルス感染防止対策の強化を国、米軍へ求めること。

(回答)新型コロナウイルス感染症への対応については、神奈川県基地関係県市連絡協議会の一員として令和4年2月7日に国に対し、「在日米軍における新型コロナウイルス感染症対策に関する要請」を実施しております。

感染症発生時における必要な措置のあり方につきましては、広域的な視点で取り組むべき課題であることから、引き続き神奈川県及び基地関係市と連携し、国に対し適切な

対応を求めていきます。

- (2) 横須賀港を母港とする米原子力空母の原子炉事故が起きた場合、甚大な被害が横浜市民に及ぶ恐れがあることから、市として、横須賀港の原子力空母港化に強く反対表明すること。

(回答) 空母の配備を含む日米安全保障条約など我が国の安全保障に関することは、国の専管事項であり、国が責任を持って対応していく必要があります。

本市では、神奈川県及び基地関係市と連携し、原子力艦の原子力災害対策の強化充実等について、国に要請を行っております。

- (3) 根岸住宅は共同使用期間を短縮し、一日も早い返還を強く国に求めること。跡地利用は、地権者と地域住民の意向をふまえつつ、全市的見地に立ち、市民と丁寧に議論をしながら進めること。根岸住宅地区に囲まれた地域内に居住している市民の日常生活が制限されている現状が直ちに解決できるよう、引き続き居住者の意向に沿って、米軍および国への働きかけを強めること。

(回答) 原状回復作業の確実な実施や早期返還に向けて、引き続き市民・市会・行政が一体となった取組を進めていきます。

跡地利用については、地権者の方々の想いや意見を尊重するとともに、市民意見募集にあたっては地域への説明を行い、令和3年3月に今後のまちづくりに対する基本的な方針である跡地利用基本計画をとりまとめました。

引き続き、事業の具体化に向け、検討の進捗に応じてご意見を伺いながら取り組んでいきます。

また、米軍根岸住宅地区に囲まれた地域内に居住する市民の皆様については、原状回復作業中及び作業後においても、生活環境が維持されるよう、引き続き国に適切に対応するよう求めていきます。

- (4) 根岸住宅の解体については、アスベストが飛散しないよう、防衛省任せにせず、万全の対策を講じること。

(回答) アスベストの調査・除去等については、原状回復作業の一環として関係法令を遵守しながら順次実施していると防衛省から聞いております。引き続き、適切に対応するよう国に働きかけるとともに、原状回復作業が適切に実施されるよう、関連局とともに注視していきます。

- (5) 池子住宅地区の家族住宅等の建設について 2018 年 2 月、日米合同委員会において取り止めとなつたことから、横浜市域部分の即時返還を求めるこ。

(回答) 池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等の建設については、平成 30 年 11 月の日米合同委員会において取り止めとなりましたが、引き続き、市民・市会・行政が一体となって市内米軍施設・区域の早期全面返還を国に求めていきます。

- (6) ノース・ドッグ、鶴見貯油施設、小柴水域、池子住宅の飛び地の早期返還を、国・米軍に強く働きかけること。特に、ノース・ドッグの米軍と自衛隊の共同訓練には強く反対するとともに、一刻も早い返還を求めるこ。

(回答) 引き続き、米軍施設及び区域の早期返還に向けて、市民・市会・行政が一体となった取

組を進めていきます。

- (7) 深谷通信所跡地（国有地）については、国の返還財産処分方針に基づくのではなく、全般的な無償貸与ならびに譲与を国に働きかけ、市の負担にならないようにすること。

(回答) 旧深谷通信所の跡地利用については、泉区・戸塚区の深谷通信所返還対策協議会やこれまで利用されてきた皆様のご意見のほか、様々なご意見をいただいています。それらのご意見や市民意見募集で頂いたご意見を取りまとめ、平成30年2月に跡地利用基本計画を策定しました。現在進めている各施設の基本計画策定、都市計画決定や環境影響評価の手続きなど、節目ごとにご意見を伺いながら進めてまいります。国有地の処分については、旧深谷通信所の跡地利用の具体化促進のため、無償利用など、処分条件の特段の配慮を引き続き国へ求めています。

4. 平和都市

- (1) ピースメッセンジャー都市として、横浜港の平和利用を願う市民の期待に応え、横浜市が管理する横浜港への自衛隊艦船や米軍軍艦の軍事的目的とする入港・接岸を認めないこと。

(回答：港湾局) 入港の希望があった場合には、その目的と船舶の形状等を精査したうえで、市として、適切に対応していくべきものと考えております。

- (2) 米軍艦船の修理に関して、市内の民間施設を使用しないよう、国と米軍に求めること。

(回答) 市内民間造船所での米艦船の修理は、米軍と民間事業者との一般の請負契約により行われるものであると認識しております。国に対しては、引き続き、必要な情報提供を求めていきます。

- (3) 本市防災訓練に防災関係機関でない米軍の参加を要請しないこと。

(回答：総務局) 大規模災害発生時には市民の生命や生活を守るため国内の防災関係機関だけでなく、海外の防災関係機関と協力・連携することも考えられることから、訓練を通して連携を図ることは重要であると考えています。

- (4) 事故が起きているオスプレイをはじめ米軍機については、ノースドックの使用をはじめ、横浜上空を訓練等で飛行しないよう国と米軍に強く求めること。

(回答) オスプレイの飛行や配備を含む日米安全保障条約など我が国の安全保障に関することは、国の専管事項であり、国が責任を持って対応すべきものと考えています。その上で、神奈川県及び基地関係市と連携し、市民生活の安全性が確保されるよう適切な対応を行っていきます。

- (5) 安全保障関連法制定により、自衛隊の任務が大きく変わった中、自衛隊が各区主催で行う行事への参加は求めないよう各区へ伝えること。

(回答：市民局) 各区行事への参加については、各区が主体的に判断しているものと認識しています。

- (6) 自衛官募集業務に関して、ポスター共同作成や掲示など、市として便宜を図らないこと。

(回答：市民局) 自衛官募集事務は、国からの法定受託事務として実施しており、今後も法令等に基づいて行っていきます。

5. 原子力発電所

- (1) 持続可能な脱炭素社会の実現の宣言に関する決議を議会で議決したことから、安定的な電力確保と経済成長を理由にした原子力発電所の再稼働は進めないよう、国と電力会社に求めること。また、原発依存の不要につながる再生可能エネルギー利活用システムの構築をさらに進め、市民へアピールすること。

(回答：温対統括本部) 原子力発電を含むエネルギー政策については、経済性、環境面など、さまざまな観点を考慮し、国で総合的に判断していくことだと考えています。

国でも、再生可能エネルギーの主力化が示される中、横浜市は、再生可能エネルギーを主体とする次世代のエネルギー需給システムの構築を重要な柱として、取組を進めてまいります。

- (2) 浜岡原子力発電所は、東海地震の予想震源域のほぼ中央にあり、直下の活断層が指摘されていることから、地震による重大事故への危険性が極めて高く、放射能の影響を横浜市民が受け恐れが強いので、市民の命を守るためにも廃炉を強く求めること。

(回答：温対統括本部) 原子力発電を含むエネルギー政策については、経済性、環境面など、さまざまな観点を考慮し、国で総合的に判断していくことだと考えています。

国でも、再生可能エネルギーの主力化が示される中、横浜市は、再生可能エネルギーを主体とする次世代のエネルギー需給システムの構築を重要な柱として、取組を進めてまいります。

- (3) 放射能汚染対策として東京電力へ賠償請求している約 19.0 億円の支払いを、東京電力と国に強く求める。引き続き、国の機関である「原子力損害賠償紛争解決センター」に対しては、和解の仲介の申立てに基づいて、東京電力への指導勧告と延滞金も含めて支払うよう指導強化を求める。

(回答：財政局) 今後も、早期に賠償金が支払われるよう、東京電力に対して粘り強く働きかけを行っていきます。

また、国の機関である「原子力損害賠償紛争解決センター」に対し和解の仲介の申立てを行っている 23 年度の未収金については、現在、同センターにおいて、当事者双方の主張の整理が行われています。

24 年度分以降の未収金についても、23 年度分に係る和解の仲介の結果を踏まえ、切に対応を進めてまいります。

- (4) 市内には東日本大震災被災者が 2030 人生活していることから、国保などの保険料の減免や一部負担金の支払いの減免など生活に困らないよう丁寧に応じること。また、国に 対して長期無償の住宅提供など新たな立法措置を求めること。応急仮設住宅として市営住宅に入居している 2 世帯への家賃減免は引き続き継続すること。

(回答：健康福祉局) 東日本大震災の発生に伴い、厚生労働省の通知により、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減免や医療機関での一部負担金支払免除を行うこととしており、本市では、現在も東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等からの被災者に対して、保険料の減免や医療機関での一部負担金の支払免除を継続して実施しています。

被災者から相談があった場合には、現行制度に則して、保険料の減免や一部負担支払の減免等、個別に対応していきます。

(下線部の回答：建築局) 現在、横浜市では、東日本大震災の被災者を受け入れる「応急仮設住宅」として、市営ひかりが丘住宅を提供しています。国及び被災自治体からの要請に基づき、「応急仮設住宅」を引き続き提供していきます。なお、「応急仮設住宅」として市営住宅に入居されている世帯の家賃については、被災県へ家賃全額を求償しており、入居者の負担はありません。

6. 指定管理者制度等

(1) 指定管理者制度は、指定期間のほとんどが数年のため、そこで働く職員の多くは不安定雇用とならざるをえないことから、国へこの制度の廃止を強く求めること。

(回答) 指定管理者制度については、効率性だけでなく、より効果的に施設の設置目的が達成できるよう、指定期間や公募の可否など、最適な選定方法を選択しながら運用してきました。

今後とも公の施設の管理運営については、施設の特性に応じた指定管理者制度の最適な運用手法について検討し、より良い施設運営を目指していきます。

(2) 新型コロナウイルスの影響で利用料金が減収になっている指定管理者に対し、雇用を守れるように指定管理料の補填をすること。

(回答) 引き続き、指定管理者とコミュニケーションを取りながら運営状況を把握し、その上で必要な負担を見極めながら、適切に対応していきます。

7. 男女共同参画社会の実現

(1) 第5次男女共同参画行動計画 2021 - 2025 が策定されたのに伴い、その計画にある市役所として掲げている目標を達成できるようにすること。

(回答：総務局、教育委員会事務局) 市役所として掲げている目標を達成できるよう、関係各課と連携し、女性のキャリア形成支援や責任職登用、男性の育児休業取得促進などに取り組んでまいります。

(2) ひとり親家庭や非正規雇用で働く女性をはじめ、男女間の賃金格差や昇任におけるアンバランス等の実態把握を行っていることから、その調査結果をもとに賃金格差がなくなるように国へ要望し、市独自でも改善に取り組むこと。

(回答：こども青少年局) 女性の就労支援やキャリア形成支援、企業の認定制度等に取り組むことで、女性の継続就労や企業の環境整備等を推進しており、男女間賃金格差等の是正を含む男女共同参画推進に取り組んでいます。

引き続き、国の動向や調査の結果を見ながら、企業と個人双方に対する取組を進めてまいります。

(3) 男女間賃金格差等の是正の取り組みを重点施策として明確に位置づけ、その達成のために目標を掲げて推進すること。

(回答) 賃金格差に関わる働く上での実質的な男女間格差が未だ大きいことは、重要な課題と

して捉えています。本市では、女性の就労支援やキャリア形成支援、企業の認定制度等に取り組むことで、女性の継続就労や企業の環境整備等を推進しており、男女間賃金格差等の是正を含む男女共同参画推進に取り組んでいます。

引き続き、国の動向や調査の結果を見ながら、企業と個人双方に対する取組を進めてまいります。

- (4) 市内企業における従業員女性割合の目標値 50 ‰(2020 年度) が未達成であることから、具体的な計画をつくり、その実現に市として責任をもつこと。
- (回答) 誰もが働きやすい職場環境づくりを進める市内企業を認定・表彰する「よこはまグッドバランス賞」や公共調達等において積極的に評価することを通じて、企業における女性登用促進を図っていきます。
- (5) 女性の社会進出を妨げている妊娠・出産による解雇、嫌がらせ（マタニティ・ハラスメント）や、コロナの影響で仕事が激減し生活困窮している女性労働者がすぐに相談できる相談窓口がいつでも利用できるように人員体制を強化し、周知徹底をはかること。
- (回答) 男女共同参画センターにおける「男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度」や「女性としごと 応援デスク」の「女性のための職場の人間関係・ハラスメント相談」でハラスメントに関する相談を受け付けています。また、「女性としごと 応援デスク」や「心とからだと生き方の電話相談」で仕事や生活に関する相談を受け付け、総合的な解決に向けた支援を行っています。
- (6) 所得税法第 56 条廃止を求める意見書が、500 を超える地方議会で採択されている。自営業・農業女性など家族従業者の働き分を経費と認めない所得税法 56 条は、国連も認める女性差別でありジェンダー平等の立場からも、市として廃止するよう国に求めること。

(回答：財政局) 所得税法第 56 条は、事業からの所得に対し、公平な税負担を図るため、家族間の取決めによる恣意的な所得分割を認めないと趣旨で、より適正な課税を行うための制度面からの要請に基づき定められたものと承知しています。

なお、平成 23 年度税制改正大綱の検討事項に、個人の白色申告者に記帳が義務化されることに伴い、記帳水準が向上した場合における現行の専従者控除について、その実態等を踏まえた見直しのあり方を検討すると掲げられていること、また令和 4 年度税制改正大綱において、「個人事業者の場合、正規の簿記の原則に従った記帳を行っている者は約 3 割にとどまっているのが現状」とされ、「複式簿記による記帳を更に普及・一般化させる方向で、納税者側での対応可能性も十分踏まえつつ、所得税の青色申告制度の見直しを含めた個人事業者の記帳水準向上等に向けた検討を行う」とされていることから、引き続き、国の検討について注視してまいります。

8. 市立大学

- (1) 日本学術会議により平成 29 年 3 月に出された「軍事的安全保障研究に関する声明」の通り、国の軍事研究には加担しないこと。
- (回答) 横浜市立大学では、日本学術会議より平成 29 年 3 月に出された「軍事的安全保障研究

に関する声明」を受け、防衛技術の開発、またはそれへの転用を目指した民生技術についての研究は、当面見合せるものとし、これらの問題に適切に対応できるよう、引き続き、他大学や関係機関等の動向を踏まえながら、学内外での丁寧な議論を進めています。

- (2) 市立大学附属病院と「センター病院」において、患者の希望以外には差額ベッド代をとらないこと。また、差額ベッドしか空いていないと誘導しないこと。

(回答) 市大附属2病院では、療養担当規則等を遵守し、差額ベッド代については患者の自由意思に基づいて徴収しており、治療上の理由や病院都合による差額個室入室については、料金の徴収をしておりません。引き続き、適切な保険診療と料金徴収に努めています。

- (3) 市大医学部と附属2病院の再整備については、経営的な視点による病床数の削減に固執することなく、医学部・附属2病院の職員、それぞれの地域住民などの要望や意見を聞き、合意形成をはかりながら進めること。

(回答) 今後、再整備基本計画の策定に当たっては、地域の皆様や関係団体等の意見も踏まえ、検討を進めてまいります。

- (4) 新型コロナの影響を受けて、授業料や施設設備費の支払いに困窮している学生に対し、負担軽減ができるよう減額や免除などの措置を講じること。

(回答) 学生への経済支援については、令和2年4月から開始された国の制度である高等教育の修学支援新制度を実施し、授業料減免と給付型奨学金による支援を行ってまいります。また、家計が急変しても安心して学業が続けられるよう、納入期限の猶予や、市立大学独自制度である緊急応急対応型の授業料減免を実施するなど、引き続き、きめ細かな経済支援を行ってまいります。

【総務局】【危機管理室】

1. 新市庁舎管理

- (1) 市民が来庁する市庁舎にもかかわらず、ロックされている場所が多く移動するのに苦労している。行きたい場所が一目でわかるように工夫し、各階・各室の施錠はなくし、市民に開かれた市庁舎とすること。

(回答) 市庁舎では、多くの方にご利用いただく市民情報センターや市民相談室等は、市民の方が使いやすいよう建物の低層部に配置するとともに、各フロアに応接相談ブース等を用意し、プライバシーにも配慮した空間で来庁者対応を行うこととしています。なお、執務室については、個人情報保護や行政情報の管理、防犯対策の観点から、立ち入れる者を制限し、施錠を基本としています。

また、来庁された方が速やかにご用件の部署まで行けるよう、総合受付でのご案内やフロアマップの掲示などを行っておりますが、引き続き、市民の方が利用しやすい市庁舎となるよう努めてまいります。

2. 市民利用施設の統廃合計画

- (1) 2015年に策定した「プール及び野外活動施設等の見直しに係る基本的考え方」に基づく

公園プール・旧余熱利用温水プールの統廃合計画は、利用している市民の声を聞き、中止すること。

(回答)平成27年10月に策定した「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」に基づき、各施設の利用状況、施設配置等を踏まえて方針を検討するとともに、当面存続することとなった施設については、更なる利用促進、経営改善等に取り組んでまいります。

3. 市職員定数

(1) 区役所業務では、特に再任用や会計年度任用職員が増えていることから、計画的に正規職員に切り替え非正規雇用をなくすこと。非正規雇用をなくすまでの間は、同一労働・同一賃金にすること。育児休暇・介護休暇をいつでも取得できる職員配置を検討すること。特に、男性職員が育児休暇を取りやすい環境と体制をつくること。

(回答)育児休業等にかかる体制確保や非正規雇用については、業務実態を見極めた上で、必要性や手法を検討し、適切に対応してまいります。

職員の配置にあたっては、本人の適正・能力、育児や介護等の配慮事項、職場状況なども勘案し、総合的な判断のもとに行ってまいります。

(2) 本市の障害者採用については、2021年度は2.38%であり、地方公共団体の障害者の法定雇用率2.6%以上になるよう、今後は計画的に障害者採用人数を増やすこと。また、障害者の雇用期間に制限を設けないこと。外郭団体や指定管理者へも、地方公共団体と同じ法定雇用率(2.6%)を達成するよう指導を強めること。

(回答)令和3年度の横浜市全体の障害者雇用率は法定雇用率未達でしたが、今後、法定雇用率を達成できるよう、障害者の更なる雇用拡大に取り組んでまいります。

外郭団体については、関係法令の遵守を求めるとともに、「横浜市外郭団体における障害者を雇用するための指針」を周知し雇用促進への働きかけを行っております。また、法定雇用率未達成の団体に対しては、雇入れ計画書の提出を求めるなど、早期雇用に努めています。

(下線部の回答：政策局)指定管理者については、障害者の雇用状況調査の実施にあたり、各施設所管課を通じて雇用の促進について働きかけを行っております。また、必要に応じて、市が設置する横浜市障害者就労支援センターの窓口をご紹介するなどの支援を行っています。

(3) 障害者の就労については、法定雇用率の枠を広げるとともに、現行の会計年度任用職員でなく中長期的な雇用とすること。

(回答)本市では、障害のある人を対象とした一般職員選考や会計年度任用職員採用選考を実施しており、その際に障害種別に制限を設けずに募集を行っています。

(4) 障害者雇用を安定させるために、就労支援相談員を常勤で配置し、安心して働きやすい環境を整備すること。

(回答：健康福祉局)就労支援相談員を配置し、障害者会計年度任用職員のジョブトレーニング・定着支援を行っているところであり、両者が綿密に連携することにより、更なる安定した雇用につなげてまいります。

また、障害のある職員がいきいきと活躍できる職場は、全ての職員にとって働きやすい職場であるという意識を持って取組を進めていきます。

- (5) 職員のストレスチェックでは、チェックの結果、職場での改善が必要な場合には、本人の希望にあわせて職務の軽減や配置転換などに丁寧に応じること。

(回答)ストレスチェックで高ストレスと判定された職員の面接指導結果等の通知を受けた管理監督者及び安全衛生所管課長は、通知内容と当該職員及び職場の実情を踏まえ、速やかに適切な就業上の措置を検討し、実施することとなっています。

- (6) 本市の職員数は、市民 1000 人あたり 9.87 人と政令市では 3 番目の少なさとなっている。市民の命と財産を守るために、新型コロナなどの感染症対策をはじめ頻繁に発生する集中豪雨や発生確率が高まっている大規模地震などに十分対応できる職員体制にすること。過労死ラインを超える超過勤務にならないような人員配置を行うこと。

(回答)震度 5 強以上の地震では全職員が動員し、甚大な被害が見込まれる風水害では段階的に動員し、適切に対応することとしています。

そのうえで、令和元年度の風水害対応を踏まえ、台風など気象特別警報の発表時(表が予想されるときも含む)における必要な人員の事前配備や動員体制について、令和 2 年度、整理・強化しました。

(下線部の回答：総務局) 厳しい財政状況の中、民営化や委託化、事務事業の見直しによる効率化を行う一方で、新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等の体制強化や、35 人学級への対応をはじめとした国の制度改革への適切な対応など、必要な分野においては増員を行い、令和 4 年度は差引で 215 人の増員となります。引き続き適正な人員配置を検討してまいります。

4. 横浜市防災計画の改善

- (1) 横浜市の防災計画は、国の防災計画に則っているが、これまでの市で起きている災害特性を反映した防災計画に見直し、人命被害ゼロを目指すこと。

(回答)市防災計画は、国の防災基本計画を踏まえつつ、市域特性や過去の災害なども反映した内容としています。引き続き、目標とする「被害を出さない地域・社会の実現」や「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最少化」に向け、関係機関・団体等とも連携し、必要な対策を推進していきます。

- (2) 平成 25 年から令和 4 年度までを対象期間としている地震防災戦略は概ね 3 年ごとに見直しを実施しているが、2019 年度末での各施策の到達状況は全 309 事業のうち遅れありが 36 事業(12 パー)であり、感震ブレーカー等の設置・家具転倒防止事業・がけ地防災対策などの進捗をより一層進め、完了すること。

(回答)感震ブレーカーの設置及び家具転倒防止対策については、市民の皆様へ感震ブレーカーや家具転倒防止器具の必要性等について、より一層の周知を行い、引き続き現在実施している助成等の事業を継続していきます。

(下線部の回答：建築局)市内の土砂災害警戒区域内にある崖地を対象に実施した崖地現地調査の結果を踏まえ、対策の優先度の高い崖地の所有者へ「崖地防災・減災対策工事助成

金制度」や「急傾斜地崩壊対策事業」の活用を働きかけるなど、様々な機会をとらえ制度の周知を行い、改善の促進を図っています。

- (3) ハザードマップの対象地域になっている市民には、住民説明会の町内会単位での開催など、その内容を周知徹底し、避難行動についても徹底すること。また、要介護高齢者など「避難行動要支援者」への個別の避難計画策定は市が責任を持つこと。

(回答)これまで、洪水ハザードマップは、平成27年の水防法改正により、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域を掲載し、市内を流れる河川ごとに順次改訂し、洪水浸水想定区域内の全世帯・全事業者に配付しています。令和3年度から、高潮、洪水、内水を1冊にまとめた浸水ハザードマップを順次作成し、さらに、一人ひとりが避難計画を考え、行動してもらえるよう、マイ・タイムラインを作成するリーフレットをハザードマップとともに、全戸配布を行っています。(今年度実施区：神奈川区、金沢区、栄区) 令和4年度は、残りの15区について、全戸配布を行います。

また、ハザードマップの全戸配布にあわせたマイ・タイムラインの配布、地域における作成研修の実施等、あらゆる機会を活用して作成に向けた周知・啓発の取組を強化します。

(下線部の回答：健康福祉局)災害時要援護者ごとの個別避難計画の作成については、法改正及び国の指針を踏まえ、支援者の確保やマッチング等の課題は多くありますが、区役所や関係局、地域の皆様、福祉施設と連携して課題を整理し、検討を進めていきたいと考えています。また、先進的な取組をまとめた事例集等を活用し、地域の実情に応じた要援護者の避難支援が進むよう、引き続き取り組みます。

- (4) 指定緊急避難場所の設置数は災害特性と対象数に照らして定めること。

(回答)指定緊急避難場所は、市内の460か所の地域防災拠点を指定しており、避難場所内の建物を、立地状況等を踏まえ、災害特性ごとに評価し、市ホームページで掲載しています。

なお、指定緊急避難場所はおおよそ小学校区で指定しており、発災時に避難場所の不足があれば、公共施設等の活用を検討します。

- (5) 指定緊急避難場所には、生活必需品の配備、地域防災拠点等の備蓄庫の活用など、避難者が安心して過ごせるよう環境改善を抜本的にねかること。

(回答)指定緊急避難場所は、地域防災拠点を指定しており、地域防災拠点の備蓄庫には、クラッカーや保存パンなどの食料をはじめ、毛布などの生活用品、発電機や投光器などの資機材を備蓄し、更新を進めています。また、令和2年度に新たに非接触型体温計やアルコール消毒液などの感染防止資器材を配備し、感染症対策を図りました。

- (6) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の策定は89.0ヶ所となっていることから、一刻も早く100ヶ所を達成すること。また、避難訓練では消防署はじめ区役所と連携して、確実に避難できる方法を施設と一緒に考えること。

(回答)未作成施設に対する計画作成促進や実効性のある避難訓練実施にむけて、施設への説明会の機会を捉え、神奈川県や関係区局と連携して働きかけています。

- (7) ハザードマップの対象地域に立地する8つの区役所には、区の条件に合った浸水対策の

ための個別計画を早急に立てること。

(回答：市民局) 区庁舎の浸水対策については、予備発電機や土のう、止水板の設置、排水ポンプ等で対応し、災害時の本部機能を維持します。また、洪水浸水区域にある区役所については、対策の検討を行っており、財政状況などを考慮しながら対策に取り組んでいきます。

(8) 同報系防災行政無線の設置は防災・減災対策にとって有効な施策であるため、今後の設置については河川域にとどめず、全市域に整備する計画とすること。

(回答) 全市域を対象に緊急情報を伝達する「防災スピーカー」を、令和3年度までに190か所設置します。また、一人でも多くの逃げ遅れを減らすことができるよう、引き続き新たな情報伝達手段の検討を進めます。

(9) 防災情報の周知徹底方法については個別訪問・広報車をはじめ、防災専用に使える緊急告知 FM ラジオの配布を検討し、ハザードマップエリアを皮切りに全世帯に確実に行きわたるようにすること。多様な情報受電達手段を検討し、試行を始めること。

(回答) 防災情報については、現在、L アラートを使ってのTV、ラジオ放送、緊急速報メール、Yahoo!防災速報、防災スピーカー、防災情報 E メール、ツイッター、横浜市ホームページなど各種手段を活用した情報伝達を行っています。

区役所においても、広報車を用いた区内の巡回や避難指示等の発令時には個別世帯への訪問での伝達など、住民の皆様に直接届く形で広報をしています。また、新たな情報伝達手段については引き続き検討していきます。

(10) 警戒レベルについて周知徹底し、発令時に、対象住民が避難場所まで速やかに移動できるよう、必要な体制をとること。

(回答) これまで広報よこはまや防災減災推進研修などを通じた周知を行ってきましたが、令和3年5月に災害対策基本法の改正に伴い、警戒レベルの表現が変更されたため、各区の区連会での周知を行いました。さらに、ハザードマップの全戸配布にあわせたマイ・タイムラインの配布、地域における作成研修の実施等、あらゆる機会を活用して警戒レベルやレベルごとにとるべき避難行動等について、周知していきます。また、避難指示等発令時は緊急速報メール、Yahoo!防災速報、防災スピーカー、防災情報 E メール、ツイッター等各種手段を用いて、市民の皆様に適切な命を守る行動を取っていただけるよう、引き続き迅速に情報を伝達します。

(11) その場に来ている誰もが災害種別によって避難場所がどこかがわかるように、道路や歩道をはじめ公共施設、町内会の掲示板、電柱など表示の工夫をすること。また鶴見区江ヶ崎町内会にある水害を知らせる掲示版は劣化しているので、直ちにみえるように取り替えること。

(回答) 日頃から市ホームページやハザードマップなど様々な媒体を活用して避難場所の周を図っています。また、広域避難場所については、道路や電柱など、町の様々な場所に看板を設置し、避難場所を表示しています。

なお、津波からの避難に関しては、道路等に津波避難情報板を設置し、避難場所を表示しています。

(下線部の回答：鶴見区)鶴見区では、電柱や立て看板等においてその場所の浸水深等を示す「まるごとまちごとハザードマップ」を設置しています。順次更新を行っており、当該地区の掲示板については令和4年度に更新する予定です。

(12) 防災訓練に障害者が参加しやすくなるよう、防災訓練主催者や障害者に働きかけること。地域防災拠点等の要援護者に配慮したスペースについて、要援護者参加のもとで、必要な手立てを講じること。

(回答) 防災訓練の訓練方針において、地域防災拠点における避難所開設・運営訓練をより実効性のあるものとするため、要援護者支援の視点等を取り入れた内容を検討するよう定めています。さらに、その他の訓練においても、障害者の方々が積極的に防災訓練に参加頂けるよう、広く周知し、参加を促しています。また、地域防災拠点では、障害者をはじめ、高齢者、乳幼児等に配慮し、あらかじめおおむね3教室を確保し、利用することとしています。要援護者が訓練に参加し、このような取組を実際に体験していただき、検証することで必要な手立てを講じることができるよう区局連携して運営委員会に働きかけていきます。

(13) 福祉避難所の箇所数を増やすこと。また、福祉避難所には車で避難せざるを得ない人がいることから、駐車場の確保や送迎について検討すること。

(回答：健康福祉局) 今後も引き続き、福祉避難所の確保に向けて社会福祉施設等へのたらきかけを区局が連携して行ってまいります。また、福祉避難所への避難については、自助・共助による対応を基本としておりますが、他に方法がない場合のためにも、要援護者の移送について、福祉避難所施設の協力をいただき、平時より、災害時緊急通行車両の事前届出を行っております。

(14) 避難所でのプライバシーと感染症予防を守るために必要な備品を確保すること。また、大規模災害で受け入れできる人数が市の確保している避難所では不足していることから、3密を避けられるように簡易テントなど、家族単位で避難できる数を確保し配備すること。

(回答) 地域防災拠点の備蓄品として、避難所内での着替えや授乳スペースを確保するために簡易テントを2基、感染対策資器材として、非接触型体温計やアルコール消毒液をはじめ、発熱や咳などの症状がある方の避難スペースにおける段ボール間仕切り及びベッドを6セット配備しています。また、災害発生時には、横浜市と東日本段ボール工業組合とで締結している「災害時における段ボール製品の調達に関する協定」に基づき、段ボール製間仕切り等を調達することとしています。また、多数の避難者で避難所のスペースが不足した場合や、被災等により機能しない避難所が発生した場合に備え、公共施設や民間施設を地域防災拠点の補充的な避難所として使用できるよう、あらかじめ施設管理者と調整しています。

(15) 女性用トイレ・段ボールベッド、食料・水などの不足が起きないように、防災拠点への配置数を見直すこと。 車イス利用者が使える移動式のコンテナトイレを配備すること。

(回答：総務局、資源循環局) 横浜市は地震被害想定に基づき、地震が発生した際の避難者約58

万人分の食料を備蓄しています。また、拠点で物資が不足した場合は、事業者と締結している協定に基づき、必要物資を調達するなどにより対応することとしています。

車椅子をお使いの方については、施設のバリアフリートイレのほか、全ての地域防災拠点で備蓄しているくみ取り式仮設トイレのご利用に加え、車椅子対応のハマッコトイレ整備を順次進めています。

(16) 仮設住宅の用地をさらに確保すること。

(回答：建築局) 平成21年度から、公園を始めとした公有地等を対象に、応急仮設住宅を建設する用地の調査・データベースの蓄積に取り組んでおり、現在、約500箇所を建設候補地として選定しています。

(17) 県内で広がっている地元の建設組合との防災協定・災害時協定の締結を横浜でも行うこと。

(回答) 本市では、神奈川県建設業協会横浜支部及び横浜建設業協会と災害に関する応援協定を締結しています。

(18) 鶴見区など津波避難施設の指定を計画的に増やすこと。津波避難情報板の設置目標は2022年度50基としているが、さらに増やすこと。また劣化しているものは更新すること。

(回答) 津波避難施設は、学校等の公共施設や構造条件・高さ条件を満たした民間施設にご協力いただき指定しています。

今後も、各区と連携し、津波避難施設の指定拡充に取り組んでいきます。

津波避難情報板については、令和4年度は、2基設置予定です。また、劣化した情報板については適切な維持管理を図っていきます。

(19) 「河川整備等のハード対策だけでは防ぎきれない大洪水が発する」との考えに立って、河川、内水氾濫による「水難事故防止」に向けて、町内会自治会単位への防災出前講座を細かく打っていくこと。

(回答) 風水害時における一人ひとりの避難行動計画であるマイ・タイムラインの作成を支援する講座を自治会・町内会等の町の防災組織に対して実施する取組を強化します。

(20) 他区の住民や本市を訪問されている方々にも、河川の氾濫浸水被害から身を守るための情報が届くよう、街中においても、河川洪水対策として屋外スピーカーの設置をすすめること。多言語での広報も取り組むこと。

(回答) 洪水浸水想定区域を含む全市域を対象に緊急情報を伝達する「防災スピーカー」を、令和3年度までに190か所に設置する他、区が独自に設置したスピーカーや緊急速報メール、Yahoo!防災速報も活用して避難を促します。

5. 区役所におけるマイナンバーの取り扱い

(1) 依然として、情報漏えいのリスクが伴うことへの不安を抱く市民がいることから、マイナンバー制度については、適用拡大をしないことを国に対して求めること。また、マイナンバー自体をやめるよう国に求めるこ。

(回答：デジタル統括本部) マイナンバー制度では、国民の利便性向上及び行政運営の効率化に

資すること、また、個人情報の適正な管理を確保することを基本理念としています。この理念を踏まえながら、地方公共団体として、個人情報保護に関する法令等の遵守を徹底し、個人番号その他特定個人情報の適正な取扱いに必要な措置を講じてまいります。

- (2) マイナンバーを記載しなくても、不利益がないことしっかり市民に知らせること。また、マイナンバーの提出やカードの作成を強要しないこと。

(回答：デジタル統括本部) 法令等で定められた事務手続きについては、事務を処理するために必要があるときは、マイナンバーの提供を求めることができますとされています。そのため、マイナンバーの収集が必要な手続きでは、記載をお願いしております。また、マイナンバーカードの申請については、法令に基づき適切に対応してまいります。

【財政局】

1. 予算編成にあたって

- (1) 予算編成にあたっては、市税等収入の確保が厳しいことを理由にして、利用料金の値上げや福祉医療など市民サービスの廃止や切り下げはしないこと。

(回答) 予算編成にあたっては、市税収入をはじめ、国や県などの補助金の獲得など様々な取り組みにより必要な財源の確保に努めつつ、今後も財政の持続性や市民生活への影響も考慮しながら予算編成を進めてまいります。

2. 市民利用施設

- (1) 利用料・使用料の値上げにつながる「市民利用施設等の利用者負担の考え方」は撤回し、無料もしくは低廉な負担を堅持すること。

(回答) 「市民利用施設等の利用者負担の考え方」は、市民負担の公平性の観点から基本となる考え方を策定したものです。

今後、個々の施設において、市民利用施設を効率的かつ効果的に運営するために、コスト削減や利用者の工夫など、継続的に運営改善（PDCA）に取り組みます。また、料金改定を行う必要がある場合でも、多くの施設で一斉改定したり、急激に利用者負担を引き上げることがないよう、市民負担に配慮しながら進めています。

- (2) 市民が住んでいる県営住宅が老朽化し深刻な実態となっていることから、その状況を市として把握し、改修などについて県へ協議を進め改善を図ること。

(回答：建築局) 県営住宅については、県が策定した「神奈川県県営住宅健康団地推進計画」において、今後の県営住宅の再生に関する基本方針及び施設整備（ハード）と居住支援（ソフト）の両面にわたる推進すべき施策が示されています。今後、県と計画の進捗などについて情報共有を行っていきます。

3. 公共施設跡地利用

- (1) 市民の財産である学校や区役所などの公共施設跡地は、公募売却を前提とした「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」を廃止し、市民の財産として地域住民・区民・市民の要望にもとづいた活用方針にあらためること。

(回答：市民局、教育委員会事務局)用途廃止施設の活用にあたっては、引き続き、地域ニーズの把握に努めるとともに、サウンディング等を通じて事業成立の可能性も確認し、総合的な観点から市民の皆様にとって最も有効な活用方法を検討していきます。

4. 入札・契約

(1) 公契約条例を早期に制定し、公共工事や指定管理者など公的職場に携わる労働者の適正な賃金を確保し、市内経済の好循環をもたらすことができるようになります。

(回答：政策局)公共サービスの質を確保するとともに、労働者の皆様の雇用と適正な労働条件を守ることは大変重要であると考えており、公契約条例は、そのための方策の一つであると認識しています。

これまで、過度な低価格競争を防止する対策を実施してきましたが、引き続き、低入札対策等を進めていきます。また、関係団体の皆様のご意見を伺うとともに、他都市の公契約条例をはじめとする様々な取組を参考にしながら、働く人の雇用や労働条件を守るために環境整備に取り組みます。

(2) 品確法・建設業法・入契法の通称「扱い手3法」の趣旨を活かして、建築現場等で働く労働者の雇用・労働条件の向上を図る対策を、市として具体化し拡充すること。

(回答)本市工事に従事する労働者の賃金等の労働条件の確保は重要だと考えていますので、本市では、低価格競争対策や社会保険未加入対策などに積極的に取り組んでいます。また、契約の締結の際に事業者に対し、雇用・労働条件の改善、安全・衛生の確保、社会保険に加入の上保険料を適正に納付すること等福祉の充実、福利厚生施設の整備、技術・技能の向上及び適正な雇用管理など必要な事項について措置を執るとともに、適正な賃金や法定福利費などを適切に反映した下請契約の締結などについて配慮することを求めていきます。

(3) 市が実施している設計労務単価変更に伴う特例措置による変更契約手続きが、二次以下の下請け業者に対して徹底されている実態が非常に少ないとから、元請けに対し報告を義務付け改善を求ること。

(回答)受注したすべての事業者に対して配布する「本市発注工事の適正な施工について」の中で、元請人に対して、二次以下を含むすべての下請業者に、社会保険に加入することや関係法令を遵守することについて指導するよう求めています。

(4) 市発注工事受注業者に対し、下請業者との契約に際しては、適切な水準の賃金や法定福利費の支払い、社会保険等への加入に関して徹底した指導を行うこと。また、週休2日を施工条件にし、それに伴って技能労働者の賃金が目減りすることないように、休日の賃金を補填するなどの措置を元請けに対し指導し、報告を求ること。

(回答)受注したすべての事業者に対して配布する「本市発注工事の適正な施工について」の中で、標準見積書の活用等によって法定福利費相当額を適切に含んだ額で下請契約を締結すること、社会保険等の加入状況等が優良な者と下請契約を結ぶこと、さらに作業員名簿等により労働者の加入状況を把握し、加入指導することなどを求めています。

なお、施工体制立入調査などの機会を通じて、請負業者に指導しています。

また、週休2日制確保については、達成率に応じて、工事費に諸経費や労務費等の増

額補正を行っています。さらに、3年度より管内一円工事などを除いた原則すべての工事を週休2日制確保適用工事(発注者指定)として発注し取組を進めています。

(5) 元請けに対し、建退共の加入について徹底を図る手立てを講じること。

(回答)本市発注工事については、受注したすべての事業者に対して「建設業退職金共済制度の推進について（依頼）」という文書を配布し、原則として、下請け事業者（二次下請以下も含む。）等も含めて建設業退職金共済制度に加入することを求めています。

(6) 100万円以上の補助金を交付する事業は、その対象を50万円以上に見直し、小規模事業者等の仕事につながるようにすること。

(回答)本市の補助金交付を受け、補助事業者等が発注を行う場合には、横浜市中小企業振興基本条例を踏まえ、市内事業者への発注を原則とするとともに、規則において、補助事業に係る1件100万円以上の発注を行う場合は、市内事業者による入札又は見積徴収を行う旨を規定しています。

これは補助事業者等や本市所管課ともに過大な事務負担とならないよう配慮する必要があることなどから、一定の基準を設けておりますが、100万円未満の場合にあっても市内発注に努めることが原則となりますので、補助金交付を行う各区局に対しては、年度当初の執行方針や次年度の予算編成方針などを通じて、今後も引き続き指導を徹底してまいります。

(7) 市内企業への発注を金額ベースで工事90箇、物件70箇、役務80箇以上にそれぞれ引き上げること。

(回答)本市工事及び、物件、委託の発注については、横浜市中小企業振興基本条例に基づき、市内経済の活性化の観点から、市内中小企業者への優先発注を基本方針としているところです。今後も、透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、適切に分離・分割発注をすることにより、中小専門事業者の受注機会の確保を図っていきます。

(8) 災害などによる応急工事については、地元の事情をよく知っているという観点で、当該区の企業への発注を原則とすること。

(回答)工事の発注にあたっては、入札における適正な競争性の確保の観点から、当該区の建設事業者に加えて、当該区に隣接する区の事業者も入札参加の対象としています。

(9) 市内小規模企業が仕事の確保ができるよう、入札参加資格を緩和すること。

(回答)入札参加資格については、発注内容に応じ、履行を確保するために必要な最小限の条件を求めていました。なお、一定金額以下の工事及び、物件、委託では、入札参加資格において市内中小企業に限定した一般競争入札を実施しています。

(10) 保育所や学校などの整備については、開所・開校する時期にあわせて入札時期を逆算し、ゆとりをもって事業者が工期を取れるように配慮すること。また、工事発注については年間を通じて仕事が取れるよう、平準化すること。

(保育所について回答：こども青少年局)保育所の整備については、建物の竣工予定の前年度10月～11月に掛けて事前相談を実施するとともに、募集時期を可能な限り前倒しにするなど、極力工期に余裕が持てるよう努めています。また、老朽改築事業は、既存園舎の解

体を含むことから、2か年度で実施しています。

(学校について回答：教育委員会事務局)過去の工期設定を踏まえつつ、国が定めている基本的な考え方に基づいた工期設定を行っています。また、繰越明許費や債務負担行為の活用により施工時期の平準化に取り組んでおります。

(11) 財産評価審議会条例の会議など議事内容の非公開規定は削除すること。

(回答)横浜市財産評価審議会条例において、審議会の会議及び議事内容を非公開としている趣旨は、審議の過程が公開されると、外部から不当に干渉され、中立で自由な議論ができなくなるおそれがあるためです。また、条例により制度的に非公開とすることにより、委員の専門的観点からの自由な発言を守り、自由・活発な議論を行うことによって、公正で客観的な価格の評定を確保しようとするものです。

5. 税等滞納整理

(1) 市民税減免規定は、活用できる条件が厳しいため、条例や要綱などを柔軟に運用し、市民の生活実態にあった減免規定に改善すること。特にコロナの影響を受けて収入が減少し、支払いが厳しい市民の納付相談については、減免や分割払いなど丁寧に対応し、年度内の支払いを強要しないこと。

(回答)地方税法では、「天災その他特別の事情がある場合に減免を必要とすると認める者」、「貧困により生活のため公私の扶助を受ける者」などに限り条例の定めるところにより、個人住民税を減免することができることとされています。

個人住民税は、前年の所得を基に課税する仕組みとなっており、減免制度の運用にあたっては、税負担の公平性という観点から、法や条例に従い、適切な運用を図っています。なお、新型コロナウイルス感染症の影響等で収入が減少した方の納付相談についても、納税者の個別具体的な実情を十分に把握した上で法令等の規定に基づき、引き続き適正に対応を行ってきます。

(2) 市税及び税外債券の滞納整理にあたっては、滞納者の生活・営業実態を把握しないまま差し押さえなどの強権的発動は、絶対行わないこと。納税資力を判断する際には最低生活費を考慮し、滞納者が生活の維持・再建ができるよう区の生活支援課と連携し親身な対応に徹すること。

(回答：健康福祉局・こども青少年局)市税及び税外債権の滞納整理にあたっては、財産調査により納付資力を見極め、納付資力がない場合には納付緩和措置を適用しています。また、差押処分の執行につきましては、今後も、関係法令等の規定にしたがい、適正に行ってまいります。

なお、生活困窮が見込まれる場合については、生活困窮者自立支援制度に基づき、区役所生活支援課を案内しています。

(3) 国税では、「換価の猶予」は柔軟な対応が進んでいる。地方税においても申請による換価の猶予制度をはじめとした納税緩和措置について実施すること。また、「換価の猶予」について窓口で市民に対し周知徹底すること。

(回答)納税緩和措置につきましては、法令等の規定に基づき、適正に事務を進めています。

猶予制度については、区役所税務課窓口において、制度概要や申請方法を記載した広報物「市税の猶予制度のご案内」や「猶予の申請の手引き」等を備え、制度の周知に努めています。また、本市ホームページ及び本市の広報物である「税の知識」にも制度概要を掲載しています。

6. 公共施設管理基本方針

(1) 「公共施設管理基本方針」に基づき、公共施設の更新・改修工事が確実に執行できるよう予算を確保すること。

(回答) 日常的な点検や、計画的な定期点検を通じて、施設の状態を把握し、必要な保全・更新の予算を計上していきます。

7. 公共施設の保全・長寿命化

(1) 公共施設の保全更新の予算確保は、新型コロナの影響を受けて 2021 年度以降の財政見通しが厳しくなるのは目に見えているが、施設整備の建て替え更新は待ったなしであることから、優先順位を大型公共事業優先から既存の公共施設の維持管理と保全・耐震化事業に切り替えること。特に経年劣化で雨漏りをしている横浜ラポールの大規模修繕を急ぐこと。

(回答) これまで本市では、市民の安全安心を確保するため、公共施設に対して必要な保全費を計上するとともに、将来の横浜を見据え、経済活性化や防災・減災上重要な施策について予算を確保してきました。今後も財政の持続性を意識しながら、政策の優先順位、必要性を踏まえた予算編成を進めていきます。

(下線部の回答：健康福祉局) 横浜ラポールについては、利用者の皆様が安心してスポーツや文化活動等を行えるよう、老朽化や劣化部分の修繕について、関係部署と連携し、引き続き、適切な改修等を行っていきます。

【国際局】

1. 平和都市

(1) 2021 年 1 月核兵器禁止条約が発効した。核兵器は道義的に非難されるだけでなく、国際法上も史上初めて違法となった。日本世論調査会の世論調査（2021 年 7 月実施）では国民の 71 部が日本は核兵器禁止条約に参加すべきとしている。2018 年「ヒバクシャ国際署名」に署名した核兵器廃絶を求める本市の意思を明確に示すため、また、平和首長会議の核兵器廃絶に向けた取り組みをさらに後押しするため、我が最大の指定都市横浜独自で政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求めること。

(回答) 本市は平成 30 年 10 月、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことをすべての国に求める「ヒバクシャ国際署名」に署名しました。署名したことを持って、日本政府を含めた全ての国に条約締結を求めていいますので、現時点で日本政府に直接要請することは考えていません。また、平成 22 年から加盟している平和首長会議において、令和 3 年 11 月に、同会議の会長である広島市長をはじめとする代表が、核兵器廃絶に向けた取組の推

進について日本政府に要請しています。

本市としては、引き続きピースメッセンジャー都市として、各国の核実験に際し、実施国に対する中止要請・抗議を行うなど、核兵器廃絶に向けた取組を進めています。

- (2) 政府に対し 2022 年 3 月にオーストリア・ウィーンで行われる核兵器禁止条約第一回締結国会議をはじめ、その後、開催される同会議へのオブザーバー出席を政府に求めること。

(回答) 本市も加盟している平和首長会議において、令和 3 年 11 月に、同会議の会長である広島市長をはじめとする代表が、核兵器禁止条約第一回締結国会議のオブザーバー参加について日本政府に要請しています。

そのため、現時点で本市が単独で日本政府に直接要請することは考えていません。

- (3) 横浜市国際平和の推進に関する条例第 2 条（市の役割）に基づき行った事業について、年度ごとに実施した施策と評価を国際局が全庁横断的にまとめ、議会に報告書を提出すること。

(回答) 本市が実施した国際平和に関する施策と評価等については、「横浜市国際平和の推進に関する条例」7 条の規定において「国際平和の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする」と定められており、平和関連の事業はその予算・決算にかかる議案において、市会での議論等に基づいて報告をしています。

- (4) 横浜市議会はこれまで 1970 年に平和都市宣言に関する決議、1984 年には非核兵器平和都市宣言に関する決議を行っている。この二つの決議に基づき横浜市として非核兵器平和都市宣言を行い、日本非核宣言都市協議会に加盟すること。

(回答) 現時点では非核兵器平和都市宣言及び日本非核宣言都市協議会への加盟の予定はありませんが、ピースメッセンジャー都市として、また平和首長会議加盟自治体として、各国の核実験に際し、実施国に対する中止要請・抗議を行っているほか、広島市や長崎市と連携した平和講演会や原爆ポスター展の実施など、平和を希求する姿勢を国内外へ発信しています。今後も引き続き、国際平和の推進に向けた施策を積極的に進めてまいります。

- (5) 横浜市国際平和の推進に関する条例第 2 条 2 項に基づき、18 区ごとに市民が参加した反戦平和のパネル展や催しを開催すること。毎年国際平和講演会を開催すること。

(回答) 本市では、国際平和講演会や平和首長会議の原爆ポスター展等に加え、「横浜市国際平和の推進に関する条例」に基づき、平和に関する市民の理解を深めるため、本市の世界の平和と発展への貢献について紹介するリーフレット配布やパネル展示を行っています。なお、国際平和講演会については毎年度開催しています。

引き続き、市民の皆様に広く平和の大切さを一層呼びかけてまいります。

- (6) 2021 年 1 月に発効した核兵器禁止条約によって、核兵器廃絶への歴史的第一歩がスタートした。これまでのピースメッセンジャー都市及び平和首長会議加盟自治体としての国際平和に関する取り組みからバージョンアップした活動が求められている。世界情勢の変化に呼応して、市民や平和活動団体など含めた本市代表団を組織して原水爆禁止世界大会に送ること。

(回答) 現時点では世界大会への参加は考えておりませんが、今後も引き続き、ピースメッセンジャー都市として、また平和首長会議加盟自治体として、本市の国際平和に関する取組を世界に発信してまいります。

- (7) 開港期以降の横浜の都市形成の歴史や市民生活の変遷など、戦災に関するものも含めた資料の都市発展記念館等での展示だけでなく、横浜市国際平和の推進に関する条例第1条の目的を踏まえ、条例で市の役割を規定した第2条2項に則り国際平和に関し市民の理解を深めるため、必要な啓発及び教育の場として（仮称）横浜平和ミュージアムをつくること。

(回答) 「横浜市国際平和の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、本市の国際交流や国際協力等を通じた世界の平和と発展への貢献について学習できるリーフレット等の資料や、パネルの展示等を市内で展開するなど、様々な取組を積み重ねることで、本市の国際平和の取組等について市民への周知に努めていきます。

(回答：教育委員会事務局) 開港期以降の横浜の都市形成の歴史や市民生活の変遷など、戦災に関するものも含めた資料の都市発展記念館等での展示を通じて、歴史を学ぶ場を提供してまいります。

- (8) 今年、2021年5月27日～29日にかけて行った、国際局facebookで横浜大空襲に関する連載を来年度においても継続し、さらに発展させ、横浜大空襲により多く尊い命が犠牲になったことを決して忘れてはならないとした本市国際平和推進に関する条例の前文を具体化し、横浜大空襲と向き合う機会として横浜大空襲の日である5月29日を「横浜平和の日」に設定し、反戦・平和の諸行事を市あげて行うこと。

(回答) 「横浜平和の日」の制定の予定はありませんが、令和3年度は、昨年度に引き続き5月29日に国際局Facebookにおいて横浜大空襲に関する情報発信を行いました。今後も、横浜大空襲のみならず、国際平和をテーマとした広報や、市民の皆様が実施される平和啓発イベントの後援、協力などを行っていきます。

2. 多文化共生社会の実現

- (1) 在住外国人にとって国際交流ラウンジは、単なる行政サービスの利便性を得るためにのではなく、横浜で生活するための総合的な相談の窓口となっていることから、横浜市多文化共生総合相談センターなど組織を有する国際局に所管を移すこと。

(回答) 国際交流ラウンジは、市民に身近な行政サービスの主体である区役所が、在住外国人を巡る各区の実情を踏まえ、運営に当たっています。

国際局においても、国際交流ラウンジの開設や機能強化について、区局で連携とともに、各区のニーズを踏まえ、必要な支援に努めてまいります。

- (2) 新型コロナウイルス禍での在留外国人の要求と本市の対応を検証し、問題解決と同時に、今後の施策に生かすこと。

(回答) コロナ禍においては、在住外国人向けの情報提供や相談対応の必要性が更に高まると考えます。横浜市多文化共生総合相談センター及び国際交流ラウンジで受けた相談については、ラウンジ運営団体・YOKE・関係区局で構成される「国際交流ラウンジ協議会」

において事例研究や課題共有を行っています。困りごとやニーズを把握し、在住外国人が安心して暮らせる環境整備に今後とも取り組んでいきます。

- (3) 横浜市多文化共生総合相談センターに在留外国人が容易にアクセスできるよう区役所、駅、商店街やスーパーマーケット、コンビニに協力依頼し、多言語での表示板などでお知らせを行うこと。

(回答) 横浜市多文化共生総合相談センターが運営するHPやSNSを活用しているほか、相談のリモート化にも取り組むなど、インターネット上で同センターにアクセスできる環境を整備しています。今後とも、効果的な広報手段により、同センターの更なる利用促進に繋がるよう取り組んでまいります。

- (4) 市内で外国人労働者を受け入れている企業に対し、「ブラック」な雇用を防止するための啓発を行うとともに、神奈川労働局が設置している「外国人労働者相談コーナー」に丸投げすることなく、本市独自の事業として「横浜しごと支援センター」に外国人労働者のための多言語による労働相談窓口を開設すること。

(回答：経済局) 本市では、労働法制をまとめたワーキングガイドにより、労働法制の周知・啓発を行っています。また、外国人労働者のための多言語による労働相談窓口については、神奈川労働局設置の「外国人労働者相談コーナー」及び神奈川県設置の「かながわ労働センター」を適切に案内していきます。

【市民局】

1. 区役所

- (1) 各区の自主性・特性の活性化のための区づくり推進費を抜本的に増額すること。

(回答) 個性ある区づくり推進費のうち自主企画事業費は、平成6年度の創設以来、予算の拡充や財源配分の見直しを行ってきました。令和元年度予算では、広報よこはま区版の発行経費など18区共通で実施している事業の一部を自主企画事業費から分離することにより、実質3億円増額しました。令和4年度予算案についても本市の厳しい財政状況の中で前年度並みの金額を計上しています。

地域の多様な課題の解決に向け、自主企画事業費だけではなく、局の事業も含めた区に係る予算全体で取り組んでいくことが重要であると考えます。

- (2) 個人情報を扱う部署は、正規職員で対応とすること。

(回答) 個人情報の取扱いについては、各所管区局において、個人情報の種類及び事務の性質に応じて適切な運用がなされています。個人情報の取扱いを一律に「正規職員」に限定することは考えていません。

- (3) 区民の「困った」が気軽に相談できる窓口は、わかりやすい場所に設置すること。また、相談にしっかり対応できる職員体制にすること。

(回答) 区役所に来庁された方のお困り事をお聞きして担当部署を案内する窓口「総合案内」を入口付近に設置しています。また、相談窓口が分からず困っている方を見かけた場合には、積極的に声かけとご案内を行っているところですが、適切にご相談に対応できるよう、引き続き研修を実施し職員の人材育成に努めています。

(4) 区役所において市が原爆被害者の会や市民団体と共に「原爆展」を開催し、原爆被害の実相をしっかりと次世代に継承する取り組みを行うこと。

(回答：国際局) 本市では、様々な機会を捉えて平和啓発に関する広報やイベント、平和首長会議の原爆ポスターのパネル展示などを実施しているほか、市民の皆様が実施する平和啓発イベントの後援、協力などを行っており、今後も引き続き、関係する区局と連携しながら国際平和の推進に向けた施策を積極的に進めてまいります。

(5) 各区役所の税務課窓口には「市税の猶予制度のご案内」や「猶予の申請の手引き」を直ぐに見える所に掲示し、相談に来られた区民に対しては、納付が困難でやむを得ない場合、納付を強要するのではなく、積極的に納税緩和措置を紹介するなど、住民税減免の制度周知を徹底し、丁寧な対応をすること。

(回答：財政局) 各区役所税務課窓口においては、制度概要や申請方法を記載した広報物「市税の猶予制度のご案内」や「猶予の申請の手引き」等を備えています。また、住民税の減免制度については、税務課窓口への掲示のほか、納税通知書に相談先についての案内を記載するなど、周知に努めています。引き続き、適切な制度のご案内等、丁寧に対応を行っていきます。

(6) 市民に寄り添った行政サービスを保障するためにも、現存の行政サービスコーナーを維持すること。

(回答) 今後の行政サービスコーナーについては、設置数・設置場所・面積・取扱業務等を、令和4年度中に検討、整理していきます。

2. 横浜文化体育館再整備

(1) PFI方式で建て替える文化体育館は、興行に偏ることなく市民利用を優先にすること。

(回答) 先行して整備を行った横浜武道館はスポーツ大会や練習、各種集会など市民利用を中心の施設です。メインアリーナは最低で年間100日を興行や営業以外の利用としています。二つの施設を併用し、これまで以上に市民利用の枠を確保するとともに、大規模な大会やイベント等の開催によりさらなる賑わいの創出を図ります。

3. 人権

(1) 「横浜市パートナーシップ宣誓制度」が周辺自治体と連携し適応できるようにすることが重要。そのため、国に対し「パートナーシップ宣誓制度」の制度化を働きかけること。

(回答) 本市では、令和3年2月1日から、対象者の範囲や要件が概ね同一である千葉市と連携を開始しました。

一方で、パートナーシップ宣誓制度は、各々の自治体の実情を踏まえた独自の制度として創設されたものであり、全国一律の制度とするうえでは、各自治体の制度の内容や現行法制度との関係など様々な課題があり、幅広い視点から議論が必要と考えます。

(2) 「パートナーシップ宣誓制度」については、性的少数者の方々の人権が尊重される社会に向け当事者の方々に対し個別専門相談や交流スペースなど当事者が必要としている支援策を充実させること。また市民には、講演会だけでなく様々な機会を捉え啓発を強

めること。

(回答)パートナーシップ宣誓制度をはじめ、平成27年より実施している個別専門相談や交流スペースについて引き続き、事業を実施し、当事者等への支援を実施します。

また、性的少数者への理解促進に向け、引き続き講演会やイベント、広報よこはま等で市民に向けた啓発を実施します。

4. 市民利用施設等

(1) 市民利用施設内での新型コロナ感染防止のための消毒液などの購入費は、指定管理者の負担とならないようにすること。

(回答)地区センター等市民利用施設における感染防止対策費については、指定管理料及び利用料金等を合わせた収入の中で実施しています。今後も政策局の方針に則り、適切に対応していきます。

(2) 新型コロナ感染防止のため、地区センターの利用者数を定員の半数にしている。利用者の要望に沿い利用料金を減額すること。

(回答)令和3年10月1日以降、令和4年2月末時点において、市民利用施設においては、定員上限までの利用が可能となっています。

(3) 地区センターは誰もが利用できるようにするために、「受益者負担の考え方」は市民の負担や利用の規制となっている。考え方を改め無料に戻すこと。

(回答)地区センターの利用料金は、施設の利用・未利用による市民間の公平を図るため、施設運営に受益者負担の考えを取り入れています。

(4) 地区センター、コミュニティハウスの老朽化が著しいトイレの改修計画をつくり、改修を急ぐこと。

(回答)地区センター、コミュニティハウスの老朽化が著しいトイレの改修は、対応をする必要があると認識しておりますので、検討し順次進めております。

(5) 公共施設である市民利用施設の貸し出しについては、条例や利用規則の基本である憲法に保障されている国民の諸権利が侵されることのないよう、引き続き指定管理者に徹底すること。

(回答)公会堂や地区センターの利用については、条例、規則等の定めるところにより利用者の皆様が使いやすい施設となるよう、各区とも連携しながら管理運営に努めています。

(6) 「市民利用施設等の利用者負担の考え方」や包括外部監査の意見に縛られることなく、コミュニティハウスの無料を維持し、市民活動を積極的に支援・推進すること

(回答)コミュニティハウスは、身近な地域活動の場として、地域に親しまれていることや、一部のコミュニティハウスは学校施設を利用していることから、学校開放との整合性を考慮し、現時点では有料化の対象とはしていません。

しかし、「市民利用施設等の利用者負担の考え方」(平成24年度)や、平成27年度の包括外部監査において、コミュニティハウスについても適切な市民負担を求めるべきとのご意見も頂いておりますので今後の検討課題と認識しています。

- (7) 市民局の所管している市民利用施設においては、性的少数者の方々が安心して利用できるよう、多目的トイレ（誰でもトイレ）の設置計画を明確にし、整備を急ぐこと。
- （回答）既存施設への新規設置については、施設の構造や面積等を考慮する必要があり、今後の検討課題であると認識しています。
- (8) 今後、市民局が所管するプールは「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」による統廃合ではなく、市民の憩いの場を守る立場に立ち、存続すること。
- （回答）市民局が所管するプールの見直しについては平成27年10月策定の「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」に基づき、適切に対応してまいります。

5. 地域スポーツ支援

- (1) 2022年度策定予定の次期「横浜市スポーツ推進計画」には市民ニーズの高いサッカー・野球などを楽しめる場所の確保を盛り込むこと。
- （回答）第3期「横浜市スポーツ推進計画」（令和4年度策定予定）は、横浜市スポーツ推進審議会のご意見や「横浜市民スポーツ意識調査」の結果等を踏まえ、関係局とも連携し策定してまいります。

6. 障害者スポーツ振興

- (1) スポーツを楽しむという権利を保障する立場から、市民局として健康福祉局とも連携し障害のある方々のスポーツ推進事業の拡充をはかること。また、そのための体制を構築すること。
- （回答）健康福祉局の他、横浜市スポーツ協会や競技団体及び障害者団体等と連携し、各区のスポーツセンターや地域ケアプラザなど、障害者が身近な場所でスポーツを楽しむことができるよう取組を進めています。
- なお、令和4年度から各区スポーツセンターに初級障害者スポーツ指導員を配置する予定です。
- (2) 2022年度策定予定の次期「横浜市スポーツ推進計画」は、健康福祉局や教育委員会と連携し、障害ある方々が地域でスポーツを楽しむことができる環境整備をはかる計画とすること。また、その具体化を図ること。
- （回答）「横浜市スポーツ推進計画」については、横浜市スポーツ推進審議会のご意見や「横浜市民スポーツ意識調査」の結果等を踏まえ、関係局とも連携し策定してまいります。また、パラリンピアンによる学校訪問や普及啓発イベントの開催、障害者スポーツ体験会等もパラリンピックのレガシーとして継続していく予定です。

7. 広報・広聴

- (1) パブリックコメントは形骸化している。実施にあたっては、より多くの意見が寄せられるように、様々な方法で市民周知を強めること。
- （回答）パブリックコメントの実施にあたっては、より多くのご意見をいただけるよう、広報よこはまや市ウェブサイトへの掲載、記者発表を行うこととしています。

このほか、ツイッターやフェイスブックといったSNS等の媒体の利用、横浜市町内会連合会や各区連合町内会等の地域団体や関係団体への事前説明・意見聴取など、案件に応じて工夫を行い、広く周知を図っています。

- (2) 「横浜市ウェブサイト」から各事業にたどり着くことが難しい。各局から施策や事業に入れるようにすること。また、検討委員会を設置し、システムの検証や市民意見を反映できるようにすること。

(回答) 横浜市ウェブサイトは、従前の区局ごとに異なっていたデザインを統一し、メニューを目的別に再編成することによって、市の組織や業務を把握していなくても、閲覧者が目的に応じて、トップページから情報を探しやすい構成としました。また、リニューアルしてからこれまで、利用される市民の皆様の意見等を把握しながら、ページデザインの一部改良などに取り組んできました。3年度はスマートフォン表示における見やすさの改善などに取り組んでいます。

4年度以降も引き続き、市民の皆様の意見等を把握するとともに、関係部署と連携しながら、より利用しやすいウェブサイトを目指し、取り組んでいきます。

【文化観光局】

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止の取組み

- (1) 感染防止のため、劇場関係者やアーティストのPCR検査は無料で受けられる体制を確立・強化させること。

(回答) 令和3年度は、長期的にコロナ禍の影響を受けている文化芸術企画の主催者等を支援するため、リアルな文化芸術活動の開催に関わる感染症対策費、会場費等に対する支援金を給付する事業を実施しました。

今後も感染状況を注視し、現場の声を伺いながら、その時々で必要な支援を検討してまいります。

- (2) 市民利用施設内での新型コロナ感染防止のための消毒液などの購入費は、指定管理者の負担とならないようにすること。

(回答) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る費用については、本市と指定管理者が締結している基本協定書におけるリスク分担の考えに基づき、指定管理者と協議の上、適切にリスクを分担し対応してまいります。

- (3) コロナ禍において、ミニシアター・小劇場・ライブハウスなどの経営が深刻である。横浜の文化の火を消さないためにも、支援対象や支援額は増やすなど、市の独自施策を強化・拡充すること。

(回答) 令和3年度は、長期的にコロナ禍の影響を受けている文化芸術企画の主催者等を支援するため、リアルな文化芸術活動の開催に関わる感染症対策費、会場費等に対する支援金を給付する事業を実施しました。今後も感染状況を注視し、現場の声を伺いながら、その時々で必要な支援を検討してまいります。

- (4) コロナ禍において、活動が制限されている市内在住アーティストや横浜を拠点に活動しているアーティストに対し、市独自の支援策を実施・強化すること。

(回答)令和3年度は、コロナ禍の影響を受けた文化芸術関係者をサポートするため、税理士等の専門家を配置した相談窓口を継続するとともに、ウィズコロナにおける活動事例の参考情報提供など、活動継続のための支援を実施しました。また、文化芸術企画の主催者等を支援するため、リアルな文化芸術活動の開催に関する感染症対策費、会場費等に対する支援金を給付する事業を実施しました。今後も感染状況を注視し、現場の声を伺いながら、その時々で必要な支援を検討してまいります。

2. パシフィコ横浜

(1) パシフィコ横浜やパシフィコ横浜ノースは、多くの市民が利用できるよう、市民利用料金制度を新設すること。

(回答)民設民営の施設であるパシフィコ横浜及びPFI法の公共施設等運営権方式を採用しているパシフィコ横浜ノースの利用料金は運営者が設定しています。

運営者の創意工夫による料金設定により、市の誘致ターゲットである中大型の国際会議等の開催につなげていくことが重要であると考えます。

3. 区民文化センター

(1) 市民要望が高い 区民文化センター（未整備区：南・西・中・保土ヶ谷・金沢）の整備は、再開発に合わせることなく、早急に計画をつくり、整備すること。また、サンハート（旭区）など整備済みの区民文化センターの修繕や設備の更新などを計画的に行えるよう必要な予算を確保すること。

(回答)区民文化センターの整備については、未整備区を対象として検討を進め、再開発等のまちづくりの機会に合わせて、区内にある文化施設や公会堂等他の公共施設の機能を踏まえ、地域特性に合わせて必要な機能を整備します。なお、金沢区民文化センターについては、整備に向けて基本構想検討委員会を設置します。また、区民文化センターをはじめ、文化施設の改修を計画的に進めていきます。

4. 国際都市

(1) 日中、日韓の国際関係が不安定な中で、「東アジア文化都市 友好協力都市協定」に基づく交流事業の発展は益々重要となっている。コロナ禍の中においては日中韓都市間交流事業を中断すことなく、リモートなどの工夫をし事業を拡充すること。また、事業内容を市民に知らせることに力を注ぐこと。

(回答)「東アジア文化都市 友好協力都市協定」に基づき、今後も継続して、両都市と文化芸術を核とした幅広い交流に努めます。また、オンラインを活用した交流等を実施することにより、継続した交流を実施するとともに、広く市民の皆様に発信して参ります。

5. 次世代育成事業

(1) 市内全小中高に満足度の高い文化・芸術事業を普及するために、「芸術文化教育プログラム」の予算を大幅に増額すること。またそのための体制を図ること。

(回答)満足度の高い事業を実施するには、学校とアーティストをつなぐコーディネーターが重要で、文化施設や芸術団体のスタッフ等が担っています。コーディネーターが担える事業数を考慮しながら、適正な予算を確保していきます。

(2) 芸術文化教育プログラムの実施では、全ての年齢の児童・生徒が受けられるようなプログラムにすること。又、そのための情報提供の強化やプログラムについても更なる充実をはかること。

(回答)学校が希望するプログラム実施対象学年について、教科のねらいや普段の様子など先生が持っている情報と、コーディネーターが持つ専門知識をかけ合わせることで、学校の要望に合った効果的なプログラムを提供してまいります。

6. 観光都市

(1) 開港以降の歴史を生かした街づくりに文化観光局としても積極的に関与すること。また、市内で活動しているアーティスト等の活動の場としての活用なども工夫し、実施すること。

(回答)引き続き、歴史的建造物や公共空間等を創造界隈拠点等として活用し、アーティスト等が活動する場づくりをはじめ、芸術や文化のもつ創造性を生かしたまちづくりを進めてまいります。

【経済局】

1. コロナ対策

(1) コロナ禍対策

① 新型コロナウイルス禍での小規模事業者への影響実態を地域別及分野別の開業・廃業状況を調査公開し、今後の施策に生かすこと。

(回答)市内中小・小規模事業者の地域別及び分野別の開業・廃業者数は本市では保有していないませんが、引き続き四半期に一度実施している景況・経営動向調査等を通じ、市内中小・小規模事業者等の状況を把握していきます。

② 「くらし・経済対策」において、市内中小・小規模事業者向けの事業継続支援施策のPDCAを行い、対象を広げスピーディに実施すること。

(回答)引き続き、市内中小・小規模事業者の皆様が事業継続できるよう実態を踏まえながら支援施策を検討していきます。

③ 「新しい生活様式」対応支援事業として実施された市内中小・小規模事業者を応援するための設備投資等に対する補助事業については、応募枠などの規模及び、限度額を上げ実施すること。また、緊急雇用創出事業の規模を拡大するため全庁横断的な取り組みを行うこと

(回答)令和3年度は事業継続に向けた取組と新しい事業展開を支援するため、「事業継続・展開支援補助金」を設け多くの市内小規模事業者の皆様にもご活用いただいております。引き続き、市内中小・小規模事業者の皆様の実態把握に努め、必要な支援策を実施していきます。また、解雇・雇止めなどにより職を失った方等を対象とし、全庁横断的

に雇用創出の取組を進める緊急雇用創出事業については、引き続き令和4年度も取り組んでいきます。

④少額設備投資費用補助については、訪問・オンラインでの特別相談支援や相談を活用した事業者に限らず、財源を拡充しすべての小規模事業者を対象にすること。

(回答) 令和3年度小規模事業者設備投資助成金【一般型】では特別相談の実施を条件とせず、創業12月を経過した市内小規模事業者であればご利用いただける制度としています。引き続き、より多くの小規模事業者の皆様がご活用いただける制度となるように実施していきます。

⑤市内中小・小規模事業者の事業継続に向けた取組や新しい事業展開を支援するため、設備投資や販路開拓に係る経費助成事業を大幅に増額すること。

(回答) 公益財団法人横浜企業経営支援財団(以下「IDECK横浜」とします。)のワンストップ経営相談窓口で、経営相談員による創業、資金調達、税務、労務、知財等の経営に関する総合的な相談対応を実施するとともに、IDECK横浜の職員と専門相談員による支援チームが、小規模事業者の皆様の現場に訪問し、事業の継続や販路開拓などについて支援していきます。

また、生産性向上に資する少額設備投資やCO₂削減に資する設備投資、IT・IoTの導入に資する設備など、導入する設備の規模や種類等に応じた複数の支援制度を設け、市内中小・小規模事業者の皆様の設備投資を支援していきます。

⑥IDECK横浜の訪問相談事業に加え、生業として小規模事業者に対する営業と生活両面からの相談を受ける総合的な窓口を各区役所に設置すること。

(回答) 小規模事業者の経営相談では、公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDECK横浜)の職員と専門相談員による小規模事業者支援チームが、金融機関等とも連携しながら事業の継続・振興策などについても支援しています。また、区役所等にて小規模事業者の動向・ニーズを踏まえたセミナーを開催するなど、課題解決に繋がる支援を実施していきます。

⑦小規模事業者向け無担保・無利息の少額緊急融資制度をつくること。

(回答) 小規模事業者向け融資制度として、原則無担保で利用できる「小規模企業特別資金」や、融資期間1年以内で、毎月の元本返済が不要かつ継続利用も可能な「小規模企業資金繰り安定サポート資金」を引き続き実施していきます。

(2) 長期化するコロナ禍によって、昨年度よりも増して事業継続に支障をきたしている市内中小企業・小規模事業の支援のため、国に対し再度の持続化給付金実施を要求すると同時に、本市独自の支援金を支給すること。

(回答) 引き続き、厳しい状況にある市内中小・小規模事業者の皆様を支援するため、制度融資や各種相談支援など必要な対応を行い、経済再生に向けた取組を進めています。また、国に対しては、補正予算等を活用した積極的な支援策を状況に応じて適時・適切に実施すること等について、要望していきます。

(3) 売上減少等の影響を受けた中小法人等が営む市内店舗の家賃負担軽減を図るため、その一定割合を減額する賃貸人に対して市として補助金を交付すること。

(回答)引き続き、厳しい状況にある市内中小・小規模事業者の皆様を支援するため、制度融資や各種相談支援など必要な対応を行い、経済再生に向けた取組を進めていきます。

(4) 売上げが減少した中小企業・個人事業主に対し、事業所・店舗等の家賃を国に上乗せずして補助すること。

(回答)引き続き、厳しい状況にある市内中小・小規模事業者の皆様を支援するため、横浜市中小企業振興基本条例に則り、制度融資や各種相談支援など経営基盤の強化を促進するための施策を推進し、事業継続を支援していきます。

(5) 新型コロナウイルス感染症対応資金の利子補給期間の延長と、対象を利益減についても加えるよう国に求めること。

(回答)令和3年3月末で申込受付を終了した「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金(実質無利子融資)」は、対象要件も含め、国の制度に基づき実施しました。

利子補給期間は3年間となっており、この3年間の間に、事業者の皆様が本業の立て直しを図れるよう、本市としてもしっかりと支援を行っていきます。なお、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者の皆様を支援するために、利益率の減少にも対応した「新型コロナウイルス特別資金」を創設する予定ですので、是非ご利用ください。

(6) 新型コロナウイルス対応制度融資について、申請から実行までの時間をできるだけ短縮すること。

(回答)このコロナ禍において、金融庁は、金融機関に対し、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応するよう要請を行っており、金融機関、横浜市信用保証協会では、必要書類の簡素化を図るなどし、審査の迅速化に努めています。また、本市では、セーフティネット保証等の認定について、事業者の皆様の負担軽減となるよう、金融機関の取りまとめやオンラインでの申請・発行を実施しています。

(7) これまで実施してきた各種の新型コロナウイルス対応制度融資の返済が順次始まるところから、コロナ禍の影響が好転しない中で融資の返済が経営を圧迫し、倒産・廃業することを避けるため、金融機関からの債務の免除、及び返済の大幅猶予制度などを創設すること。

(回答)新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、監督官庁である金融庁は、既往債務の条件変更について、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、事業者の実情に応じた柔軟な対応を行うよう、金融機関に要請を行っています。

本市としても、既往債務の返済猶予や借換え等、事業者の実情に応じて最大限柔軟な対応を行うよう、金融機関への働きかけを引き続き実施することについて、国に要望していきます。

(8) 企業立地促進条例によって誘致した企業及び関連企業による、新型コロナ不況を理由とした首切り、派遣切り、雇い止めをさせないこと。違反した場合は条例に基づく支援を直ちに打ち切ること。

(回答)引き続き、認定企業と十分連絡をとりつつ、認定事業の実施状況を注視していきたいと考えています。

2. 中小企業振興

(1) 人口減少社会横浜到来を見据え、大企業、外国企業の誘致促進事業や大型公共事業から、市民生活関連公共事業を中心とした地域経済振興に重点を移し、内需拡大、地産地消、市内循環型経済に切り替えること。

(回答) 本市では、市内中小・小規模事業者の皆様の事業継続に向けた取組や新しい事業展開を支援するため、設備投資等に係る経費を助成しています。事業実施にあたっては、市内事業者への発注につながるための制度設計を行い、市内経済の活性化を図っています。

引き続き、厳しい状況にある市内中小・小規模事業者の皆様を支援するため、横浜市中小企業振興基本条例に則り、市内中小・小規模事業者の振興に関する施策を総合的に推進するとともに、市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与するための取組を進めています。

(2) 横浜市中小企業振興基本条例は 2010 年 3 月 29 日に成立し 10 年以上経過したことを踏まえ、「横浜市中小企業振興推進会議」において 10 年間の総括を行い、議会に報告すること。

(回答) 横浜市中企業振興基本条例は、平成 22 年 3 月 29 日に成立してから 10 年目となった令和 2 年度に、10 年目の総括となる内容を記載したコラムを中小企業振興施策の取組状況報告書に掲載し、「横浜市中小企業振興推進会議」に諮った上、議会に報告しました。引き続き、PDCA サイクルに則り、取組を進めています。

3. 小規模企業振興

(1) 本市中小事業所の 8 割を超す小規模事業者を小規模企業振興基本法に基づき市内循環型経済の中心に位置づけること。

(回答) 市内の中小企業のうち 8 割以上が小規模企業者であり、横浜市中小企業振興基本条例において定義される市内中小企業者には、当然に小規模企業者が含まれていると認識しています。

本条例に基づき、引き続き小規模事業者の皆様を含めた中小企業振興施策の実施に取り組んでいます。

(2) 市内中小企業を商業・サービス業の従業員数でいえば 5 人以下の小規模事業者と 6 人以上 50 人以下の中小企業とに分類し、それぞれの市内経済に果たす役割を明確にし、施策・事業に反映させること。

(回答) 市内の中小企業のうち 8 割以上が小規模企業者であり、横浜市中小企業振興基本条例において定義される市内中小企業者には、当然に小規模企業者が含まれていると認識しています。

全区局長で構成される中小企業振興推進会議においても、こうした趣旨を踏まえて、小規模事業者を含む中小企業振興施策に全庁的に取り組むよう徹底しています。

(3) 小規模企業基本法第 7 条に基づき、小規模事業者の振興のため、市内各区の「自然的経済的諸条件」に応じた施策を策定し、実施するとともに、小規模事業者の地域社会の形

成に果たす役割を、地域住民に啓発する事業を行うこと。

(回答)市内の中小企業のうち8割以上が小規模企業者であり、横浜市中小企業振興基本条例において定義される市内中小企業者には、当然に小規模企業者が含まれていると認識しています。

本条例に基づき、引き続き小規模事業者の皆様を含めた中小企業振興施策の実施に取り組んでいきます。

(4) 横浜経済における小規模企業の果たす役割を全庁的に浸透・徹底させ、地域循環経済の活性化を図るため、経済局から各局に対し、例えばバリアフリー化や省エネ、再エネや介護等、小規模事業者の仕事おこしにつながる施策を積極的に立案するよう要請し、具体的な支援メニューと予算を増やすこと。

(回答)市内の中小企業のうち8割以上が小規模企業者であり、横浜市中小企業振興基本条例において定義される市内中小企業者には、当然に小規模企業者が含まれていると認識しています。全区局長で構成される中小企業振興推進会議においても、こうした趣旨を踏まえて、小規模事業者を含む中小企業振興施策に全庁的に取り組むよう徹底しています。また、公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC 横浜）では、職員と専門相談員による支援チームが小規模事業者の皆様の現場に訪問するほか、オンライン相談を実施しています。引き続き、厳しい状況にある市内中小・小規模事業者の皆様への支援を実施していきます。

(5) 引き続き IDEC 横浜が進める小規模事業者支援事業を市内すべての小規模事業者に知らせる手立てをとり、同時に、事業規模を広げるために IDEC 横浜への支援と予算の増額を行うこと。

(回答)制度の周知については、経済局や公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC 横浜）のホームページ、メールマガジン、チラシによる他、商工会議所や金融機関などの協力も得ながら実施しています。また、区役所と連携した地域でのセミナーを開催するなど、引き続きしっかりと取り組んでいきます。さらに、事業に必要な予算について国に対して要望していきます。

(6) 公益財団法人横浜企業経営支援財団の職員と専門相談員による小規模事業者支援チームの事業をさらに拡充・拡大するとともに、「生業」として地域経済に根を張る小規模事業者の実態を踏まえ、営業と生活の両方の観点から総合的に相談できる経済課もしくは係を各区に設置し、小規模業者の生活を守り、事業の継続・振興策を立てること。

(回答)小規模事業者の経営相談では、公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC 横浜）の職員と専門相談員による小規模事業者支援チームが、金融機関等とも連携しながら事業の継続・振興策などについても支援しています。また、区役所等にて小規模事業者の動向・ニーズを踏まえたセミナーを開催するなど、引き続き小規模事業者の課題やニーズの掘り起こしと課題解決に繋がる支援を実施していきます。さらに、事業に必要な予算について国に対して要望していきます。

(7) 新たに小規模企業振興条例を制定もしくは、中小企業振興基本条例に小規模事業者振興にかかわる項目を加え改定すること。

(回答) 市内の中小企業のうち8割以上が小規模企業者であり、横浜市中小企業振興基本条例において定義される市内中小企業者には、当然に小規模企業者が含まれていると認識しています。

全区局長で構成される中小企業振興推進会議においても、こうした趣旨を踏まえて、小規模事業者を含む中小企業振興施策に全庁的に取り組むよう徹底しています。

4. 地域経済の仕事興し

(1) 現在の企業立地促進条例を廃止し、財政支援を中心の企業誘致から本市の持つ都市としての魅力と立地条件、政令市人口1位というポテンシャルなど全面に打ち出した誘致活動とすること。

(回答) 企業立地促進条例による支援については、認定企業に実施しているアンケートでも、立地決定の際の様々な要素のうち、最も重要な決定要因になっているという結果が出ており、有効なインセンティブとなっていると考えています。

今後も、関内地域などのまちづくりの動きや研究開発機能の集積といった強み、オープンイノベーション環境、住みやすく働きやすいまちとしての魅力を高めることと、条例による支援等のインセンティブを連動させて、企業立地促進施策を展開していくことが必要であると考えています。

(2) 入札参加者登録を行わない小規模な事業者のために、本市が発注する少額で簡易な工事や物品購入等に限り受注可能となる「小規模事業者登録制度」を各区単位で設けること。各区各課及び区内指定管理者や補助事業者が行う少額な契約案件について小規模事業者への発注を行うよう努め、年度ごとに経済局を通じ報告を、本市中小企業振興基本条例報告書に記載すること。

(回答：財政局) 工事については、少額で簡易な工事であっても公共工事としての適正な施工を確保することが重要であると考えています。このため、建設業の許可を受けていることや経営事項審査を受けていることなどを入札参加資格とする競争入札で発注することにより、適正な施工を確保しています。

同様に少額で簡易な物品購入であっても、適正な履行の確保が重要であると考えています。そのため、各業務における必要な許可を受けていることや、同種業務の履行実績の有無について確認を行っています。これらを確認の上、発注することで、適正な履行を確保しています。なお、一定金額以下の工事及び、物件、委託では、入札参加資格において市内中小企業に限定した一般競争入札を実施しています。

(下線部の回答：政策局) 中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、指定管理者の公募や協定締結時などの他、様々な場面で、指定管理者の物品及び役務の調達、修繕等の工事の発注等にあたって、市内中小企業者への優先発注を要請しています。

(二重下線部の回答：財政局) 補助事業の執行におきましては、市補助事業者等が発注を行う場合、中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、市内事業者への発注を原則としています。

補助金交付を行う各区局に対しては、年度当初の執行方針や次年度の予算編成方針などを通じて、今後も引き続き指導を徹底してまいります。

5. 労働環境の改善

- (1) 町場の建設産業の担い手や後継者を確保するため、更なる建築大工育成支援を図るなど、若い世代の新たな担い手を育成する施策として有効な横浜建築高等職業訓練校に対する支援の継続と、本市経済局が推進している「ハマの職人展」「ハマの職人塾」等の会場へ 横浜建築高等職業訓練校を紹介するブースの設置や同訓練校の見学会の実施など、若者に入校を促す啓発事業を様々な機会をとらえ実施すること。
- (回答)建築業の人材の育成・確保に向けた横浜建築高等職業訓練校の重要性は認識しており、その取組を引き続き支援していきます。今後、新型コロナウイルス感染症の状況が十分落ち着き、技能職の魅力を伝えるイベントが開催できるようになった場合、横浜建築高等職業訓練校を紹介する場を設けるなど、若い世代に対する同校のPRを後押ししていきます。
- (2) 公契約条例を制定するよう経済局から所管局に求めること。
- (回答)経済局としても、引き続き、関係局で勉強会を実施し、より良い取組が行えるよう研究していきます。
- (3) 各区に労働相談の日を定期的に設け、各区版ニュースに掲載すること。
- (回答)本市では、経験豊富な社会保険労務士による労働相談業務を実施しています。対面だけでなく、電話による相談にも対応していますので、各区に労働相談の窓口を設置する予定はありません。
- (4) 引き続き若者層への労働者の権利やワークルールにかかる啓発事業として、冊子「ワーキングガイド」及び「ワーキングガイド（アルバイト編）」等を中学、高校、大学の生徒学生一人一人に配布し、セミナー等を開催すること。
- (回答)冊子「ワーキングガイド」及び「ワーキングガイド（アルバイト編）」を作成し、市ホームページで、幅広く周知しています。
さらに、冊子「ワーキングガイド」は区役所や市民情報センターなど市内各所にも配布し、また「ワーキングガイド（アルバイト編）」については、スマートフォンで簡単に閲覧できるよう市内高校や大学等へも個別に市ホームページアドレスを周知するなど、若年層への周知・啓発を図っています。
- (5) 市民の雇用拡大を図ることを掲げた企業立地促進条例で認定された事業者には、本市市民をはじめとする労働者の労働環境等を守り改善させる義務がある。企業立地促進条例認定事業者によるリストラやブラックな働きかせ方などが、労働者の労働環境等に関する指導について権限を持つ機関によって明らかになった場合、条例の目的の柱に市民雇用の増大を掲げていることを踏まえ、当該認定事業者は認定を取り消し、過去の支援分の返却を求めること。
- (回答)労働者の労働環境等に関する指導については、権限を持つ機関が適正に対応するものと考えます。なお、企業立地促進条例の認定事業者に対しては、毎年の事業実施状況報告を求める際に、法令等を遵守し、適正な事業活動を行うよう、お願いしています。
- (6) JFE スチール東日本製鉄所京浜地区の設備休止について

①高炉休止に伴う労働者の雇用、関連企業や、横浜経済への影響を調査分析を行い公表すること。

②京浜地域でのモノづくりを守り発展させるため、JFE スチールに対し、高炉休止の方針を撤回するよう要請すること。

(回答) 鉄鋼事業を取り巻く国内外の環境は、鉄鋼需要の低迷や国際市場における競争激化の影響などを受け、大変厳しい状況にあると認識しています。

J F E スチール株式会社様は、国内最適生産体制の構築に向けた構造改革を実施する、とのことですので、地域経済や雇用、関連企業の事業への影響については、同社の今後の構造改革の動向等を注視し、状況把握に努めています。また、同社からは、グループ会社や協力会社も含めて、誠意をもって対応していくと伺っていますので、引き続き関係自治体と連携を取り、その動向を注視していきます。

6. 横浜市中央卸売市場

(1) 福島第一原発事故はいまだ終息していないため、引き続き、本場市場での放射能検査体制を継続すること。同時に、水産物を取り扱う市場開設者として福島第一原発汚染処理水の海洋投棄を中止するよう国と東電に要求すること。

(回答：健康福祉局) 本場食品衛生検査所において、引き続き食品中の放射性物質検査を実施していきます。

A L P S 処理水の海洋放出にあたっては、国において幅広く関係者や国民の意見を聞きながら対策の検討を進めているところです。本市としても、今後の国の動向を注視していきます。

【こども青少年局】

1. 子どもの貧困解決

(1) コロナの影響が長引くことを踏まえ、子どもの権利の視点に立ち、子どもの貧困解決のための予算を抜本的に増やすこと。

(回答) 「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、引き続き、教育・福祉・子育て支援等の総合的な取組の充実を図るとともに、社会情勢に注視しながら、必要な方にしっかり支援が届くよう必要な予算を確保してまいります。

(2) 子どもの相談を受ける団体のネットワークを築き、団体を支援・育成する仕組みをつくること。子ども食堂、学習支援(無料塾)などを行う子どもの居場所づくり活動支援事業は補助要件を緩和し、補助金を抜本的に増額すること。また、区役所が先頭にたって、支援を必要としている保護者・子どもたちに団体や活動、支援の情報が確実に届く仕組みをつくること。

(回答) 令和4年度は、子ども食堂等の地域の取組が創設及び継続されるよう、子ども食堂等に対する補助金の交付や、アドバイザー派遣による相談支援、フードバンク等と連携した食材等の配布等を実施します。また、子ども食堂の取組については、区社会福祉協議会が主な窓口となり、区役所等と協力しながら相談、支援を実施しています。団体等の

活動等が、子どもや子育て家庭に伝わるよう、各区における好事例を共有しながら、引き続き、関係機関と連携して取り組んでまいります。

なお、子ども食堂等に対する補助金については、令和3年度は、コロナ禍においても、地域の活動が継続され、子どもや家庭とのつながりを維持していくよう、月1回以上の継続的な取組も助成対象に拡充しています。

- (3) 家族から暴力を受けているなど、家庭に居場所のない若年女性(10代～20代)の相談窓口を設置し、支援活動を行なっている団体を支援すること。

(回答) 横浜市では、各区福祉保健センターにおいて、すべての女性を対象に、女性福祉相談を実施し、DVをはじめとする女性の抱える様々な問題に対して相談、自立に向けた支援を行っています。

- (4) ヤングケアラーの実態を速やかに把握し、求められている支援は何かを調査し、当事者及び関係者の相談・支援窓口の設置など支援の施策・体制を早急に構築すること。

(回答：教育委員会・健康福祉局) 令和4年度は、公立学校におけるヤングケアラーと思われる生徒の数や実態を把握するための調査を実施します。

また、市民や学校、関係機関向けに広報・啓発を行うことで、社会的認知度の向上を図り、潜在化しがちなヤングケアラーの早期発見につなげていくなど、関係局で連携しながら取り組んでまいります。

2. 放課後児童クラブ

- (1) 新型コロナウイルス感染症が終息するまでは、放課後児童クラブ・放課後キッズクラブに従事する職員が、定期的にPCR検査を受けられるようにすること。

(回答) PCR検査は、感染の可能性が疑われる方に実施することが重要とされています。横浜市では、濃厚接触歴等がない方は、その他の病気の可能性も含め確認が必要となるため、かかりつけ医等一般の医療機関の受診をご案内しています。診察の結果、医師が総合的判断により検査が必要と認める場合には、身近な場所で検査のご案内が可能な体制となっています。感染の心配がある場合は、まずは身近な医療機関にご相談いただくこととなります。

- (2) 子どもたち自身が望む放課後の場を保障するのは市の責務であることから、放課後児童クラブの運営について、施設や指導員の処遇や一般事務作業なども含め、基本的な運営に関わることについては市が第一義的な責任を負うこと。

(回答) 本市の放課後児童クラブは、地域の理解と協力のもと、保護者が積極的に運営に関わることが特徴であり、その自主性を生かせるよう、運営主体に対する補助により実施することが適当と考えます。

- (3) 家賃は市が全額負担すること。

(回答) 放課後児童クラブの活動場所は、クラブが確保することを前提としており、地域により家賃相場は様々であり、一定の上限額は必要と考えております。今回の補助制度の見直しにあたり、賃借料補助は基本運営費に組み込みこむこととしましたが、引き続き、一定の上限額を定めたうえで家賃についても支援してまいります。

- (4) 放課後児童クラブと放課後キッズクラブの保育料格差を解消するために、学童保育の保護者負担金を軽減する制度の創設とそれに必要な財政措置をすること。
- (回答) 放課後児童クラブの利用料については、クラブが実情に応じて、独自に決定しています。本市では、国の補助制度を活用しながら、運営費補助を年々充実してきており、引き続き、財源の確保に努めてまいりますが、現時点では、利用料の軽減を図るための補助制度を創設する予定はありません。
- (5) コロナ禍の長期化を踏まえ、現行の面積基準を改善し、換気機能等、コロナ対策に対応した施設を検討すること。
- (回答) 放課後児童クラブの面積基準は、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例において最低基準を定めています。第9条の「設備の基準」に関する基準を改正することは、現時点で考えていません。なお、引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止加算による感染防止の支援や、感染対策を目的とした簡易改修に対する新たな支援にも取り組んでまいります。
- (6) 放課後児童クラブの職員配置基準を引き上げ、指導員の給与引き上げなど、待遇改善を抜本的に図ること。
- (回答) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条の「職員」に関する基準を改正することは、現時点で考えていません。また、平成29年度から国・県の交付金を活用し、放課後児童支援員等の勤続年数や研修実績等に応じて待遇改善を図るための費用の一部を補助する「キャリアアップ待遇改善費加算補助」を、全額公費負担で創設しています。
- さらに、国の「放課後児童支援員等待遇改善臨時特例事業」を活用し、放課後児童支援員や補助員、事務職員等の放課後児童クラブに勤務する職員を対象に、収入を3%程度引き上げるための措置を令和4年2月分から行います。
- (7) 放課後児童クラブでの、緊急時の防災品の備蓄のための財政支援を行うこと。
- (回答) 本市では、運営主体が自ら良好な衛生環境及び安全性を備えることとしています。引き続き、放課後児童クラブが円滑に運営できるよう、必要な支援を行ってまいります。
- (8) 市の事業計画を達成するために、放課後児童クラブの増設については、住民や保護者任せではなく市として責任を持つこと。
- (回答) 第二期子ども子育て支援事業計画の確保方策の考え方として、利用する可能性がある児童がいつでも放課後キッズクラブまたは放課後児童クラブを利用できるよう受入枠を確保していくこととしています。具体的には、放課後キッズクラブでは、新たな活動場所を確保し、放課後児童クラブでは、新設の相談に個別に対応していきます。
- (9) 利用料減免対象が就学援助世帯にも拡大されたが、運営に保護者が携わっていることから、減免申請しにくい状況となっている。区役所で申請を受けつけることや、教育委員会と連携し新たな仕組みをつくること。また市として、ひとり親世帯・多子世帯にも減免の対象を広げ、補助単価を増額すること。
- (回答) 保護者がクラブの運営に主体的に関わる放課後児童クラブの特性上の課題であると認

識しており、令和4年度から当該事務等を行う事務職員を雇用する場合（委託含む）の費用を補助するなど減免申請に関する課題解決に向けた支援を強化しています。

また、放課後児童クラブにおける保護者負担金は、地域の実情に応じて各クラブで独自に料金を設定していただいている。利用料減免については、国に制度がないことから、引き続き、国へ要望してまいります。

(10) コロナの長期化に対応するため、正規職員加算を行うこと。

(回答) 国の処遇改善の支援策を活用し、常勤職員の処遇改善について必要な支援を行ってまいります。

(11) 小規模（10人未満）の学童保育も補助を継続すること。

(回答) 放課後児童クラブ事業では、4月1日時点で対象児童数が10人以上であることを補助要件とし、運営を支援することを基本としています。10人未満となった場合においても、前年度の利用実績を踏まえ、当該年度は、運営が継続できるようクラブを支援してまいります。

(12) 激変緩和措置補助を、大規模から標準規模に変更した場合でも、適用すること。

(回答) 補助制度を見直したことから、令和4年度は、常勤職員の最低雇用人数が2人から1人になった場合には、引き続き、激変緩和としての加算補助支援をしてまいります。

(13) 新型コロナウイルス感染拡大防止加算補助と利用料返還補助を継続実施すること。

(回答) 新型コロナウイルス感染拡大防止加算補助と利用料返還補助は、国の交付金を活用して実施しています。引き続き、国の制度を活用しながら、各クラブが感染症対策を行い、安全に運営ができるよう支援してまいります。

(14) コロナが終息するまで、感染のリスクの中で業務を続ける職員に対して、特別手当を支給すること。

(回答) 特別手当等の追加の支援金の支給は困難と考えますが、引き続き、安全にクラブを運営していただくため、支援を行ってまいります。

3. 放課後キッズクラブ

(1) 2021年度より新区分ができるなどの見直しがされたが、その結果を検証するとともに午後5時以降の利用についても実態調査を行うこと。利用が引き続き少ない場合は、原因を究明した上で改善策をすみやかに講ずること。

(回答) 利用ニーズに対応した短時間利用の「新区分」の登録者数は15,381人（3年4月時点）であり、多くの方に利用していただいている。また、午後5時以降の利用者も年々増加傾向にあります。

3年9月には、事業の一層の質の向上に取り組むことや見直しの検証を行うため、クラブを利用する保護者に対してアンケートを実施しました。アンケート結果等を踏まえ、子ども・子育て会議放課後部会の有識者の方々のご意見等を参考にしながら、事業の質的拡充を図ることができるよう取り組んでまいります。

(2) 学校とキッズクラブと放課後児童クラブの懇談の場をもつこと。

(回答) 放課後キッズクラブでは評議会、放課後児童クラブにおいては運営委員会を開催して

いますが、それぞれの委員には学校長等の学校関係者が入っているため、定期的な情報共有がされているものと考えております。

4. 保育所等

- (1) 国の保育士配置基準は半世紀前に作られたものであり、昨今の社会情勢（コロナ禍による影響、労働環境の変化等）を踏まえて国に改善を求める。定員割れを解消し保育環境の充実は図るために、市独自基準を0歳児2対1、1歳児3対1、2歳児4対1、3歳児10対1、4-5歳児15対1とすること。ローテーション保育士について、現行の基準から増員し、正規職員とすること。

(回答) 保育士配置基準については、保育士の確保策や定着促進策等と併せて、慎重に検討してまいります。なお、本市では、従来より、民間認可保育所に対して、国基準以上の保育士配置を求め、保育の充実を図っています。このほか、研修やローテーションの安定化のためのローテーション保育士雇用費も加算しています。

また、令和2年度から保育従事者の負担軽減につながる取組に対し、保育者業務支援事業費助成を実施しています。これに加え、保育者の業務効率化を推進するため、保育の周辺業務や補助業務に係るＩＣＴ等を活用した業務システムの導入費用を補助する「保育所等における業務効率化推進事業」を令和4年度も引き続き実施します。

- (2) 現在の園ごとの定員について、定員枠の弾力化・定員外入所は行わないこと。

(回答) 待機児童の解消に向け、既存の保育資源を最大限活用するとともに、地域の状況を分析しながら、保育ニーズに応じて必要な施設・事業の整備を行い、受け入れ枠の拡大を図っていきます。

- (3) コロナが終息するまでは、感染拡大の中でも、業務を継続した保育所職員に対する手当を引き続き支給すること。定期的にPCR検査が受けられるようにすること。

(回答) 全ての保育・教育施設の職員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応を行なながら、日々の保育にあたられていることに心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、国の「保育環境改善等事業」「新型コロナウイルス感染症対策支援事業」に基づき、令和4年度も「保育所等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助」として助成を継続します。当該補助は、感染症対策にかかる物品や備蓄品の購入経費のほか、職員が勤務時間外に消毒や清掃等を行った場合や通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴うもので、法人や施設の給与規定などに基づき支払われる手当を対象としています。合わせて、保育所等における感染拡大を防止する観点から、トイレ、非接触型の蛇口の設置等の感染症対策を目的とした簡易な改修にかかる経費について支援する補助を、新たに計上しています。

- (4) 保育無償化の対象が負担の多い0-2歳にも広がるよう国に働きかけること。実現しない間は、市の独自事業として文字通り「保育の無償化」を実施すること。それが実現するまでの間、小学生以上の年の離れた兄弟がいる第2子、第3子は保育料減免が受けられないことから、年齢差に関係なく、生計を同一にする子どもとして、第2子を半額、

第3子以降は無償の対象とすること。

(回答) 幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することが極めて重要であることから、国において3歳児から5歳児を対象に今般の幼児教育・保育の無償化が実施されました。そのため、0歳児から2歳児については、無償化の対象とすることは本市としても考えていません。

また、保育料のきょうだい児の減免（多子軽減）は、国の定めた基準に基づき、保育所等は0歳から5歳までの6年間に在園しているきょうだいを対象とし、幼稚園は小学校3年生までのきょうだいを対象としています。更なる負担軽減策の実施に向けて、国に対して、制度の拡充を引き続き要望するとともに、本市の財政状況を考慮しながら、対象範囲や減免額を検討してまいります

(5) どの子どもにも質の高い保育を提供するよう、認可外保育施設にも所要の手立てを講ずること。具体的には、認可外施設であっても保育士を加配できるような助成制度を創設すること。認可保育園を対象に行っているキャリアアップ制度などの待遇改善施策を認可外施設にもその対象を広げること。

(回答) 認可外保育施設に対しては、調理担当職員の保菌検査、施設所有・管理者賠償責任保険等の加入、入所児童の健康診断に係る経費及びプレスチェックセンター導入に係る費用を助成しています。また、保育士の資質を向上するための研修や、保育所における事故防止のための巡回訪問事業についても、引き続き、認可保育所・認可外保育施設それぞれに対して行います。国の「子どものための教育・保育給付交付金」は子ども・子育て支援法上の認可保育所や地域型保育事業等を対象としていることから、横浜保育室を含む認可外保育施設については、待遇改善の対象とはしていません。

(6) 副食費の保護者負担について、市が補助を行うこと。

(回答) 幼児教育・保育の無償化の実施にあたって、国における検討会の中で、3～5歳児の教育・保育における食材料費に関しては、以下①～④を踏まえて無償化の対象から除くべきであることと整理されました。

- ① これまで基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたこと
- ② 在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること
- ③ 学校給食や他の社会保障分野の食事も自己負担とされていること
- ④ 幼稚園（1号）と保育所（2号）の取り扱いを統一すべきであること

こうした趣旨や経緯を踏まえ、横浜市としても食材料費については保護者による実費負担として整理しており、副食費に対して市単独で補助を行う予定はありません。

なお、低所得者層及び多子世帯を対象として、副食費の免除制度が設けられています。

(7) 「市立保育所の在り方」を見直し、これ以上の公立園の民間移管をただちにやめること。

(回答) 市立保育所が、保育資源間の連携を推進するとともに、地域のセーフティネットの役割を果たすため、54園の市立保育所を「ネットワーク事務局園」としており、平成26年9月に市会で御報告しています。また、「ネットワーク事務局園」以外の市立保育所については、民間移管等の対象として、事業計画を策定し、平成27年2月に、市会で御報告しています。

(8) 必要な保育士を確保するためには保育士の処遇改善が不可欠である。保育所で働く保育士も含めて、他の職種の職員も処遇改善をはかること。

(回答) 処遇改善等加算Ⅰは、職種問わず施設に勤務する職員であれば、賃金改善の対象となります。また、令和4年2月に国が補正予算において実施する「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」についても、職種問わず施設に勤務する職員であれば、賃金改善の対象となっています。

(9) 保育の質向上のために、一定の経験年数を有する保育士の配置を要件とするなど、保育の質を担保する市の指針を定めること。

(回答) 現時点では、認可保育所の保育士配置における経験年数の基準については、設けることは想定しておりませんが、研修の実施や処遇改善加算など保育の質の向上に努めています。なお、新規に認可保育所を開設する場合においては、一定の経験年数がある職員を配置させることや、施設長・主任保育士について保育士資格や一定の経験を有することを求めるなど、保育の質の確保に向けた取組を行っています。

(10) 宿舎借り上げ支援事業だけではなく、保育士個人へ家賃補助を行うこと。

(回答) 「保育士宿舎借り上げ支援事業」は国の補助事業であり、国の実施要綱では「保育所等に対し、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助すること」になっており、保育士個人への補助は出来ません。なお、本事業に関しては、国へ、「補助期間・対象期間の見直し・地域による基準額格差の撤廃」について要望を行っています。今後も国の動向を注視しながら事業の継続に努めてまいります。

(11) 本来子どもの保育に使われるべき保育運営費の目的外使用を認めないよう、市要綱を改正すること。

(回答) 保育所委託費の目的外使用については、国の通知等に基づいて市要綱を定め実施しています。

(12) 保育園の立地について、幼稚園の立地については基準が定められていることから、保育園も幼稚園同様、子どもたちが過ごす保育の環境として相応しくない場所（高架下など）での設置は制限るべきである。騒音や振動など、立地を制限する基準を定めるよう国に求めること。それまでの間、本市独自の保育園の基準を定めること。また、面積基準を大幅に改善することを国に求め、市としても改善を進めること。

(回答) 保育所については、建築基準法令の中で換気、採光、ホルムアルデヒドなど環境に関する基準が規定されており、その基準を遵守してまいります。また、新たに整備する保育施設については、「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」に準じたVOC（揮発性有機化合物）の測定を実施し、基準値を超えていないことを確認しています。騒音においては、日本建築学会による騒音基準の推奨値に収まるように、遮音や吸音に配慮した計画となるよう指導しています。その他、現状以上の独自基準を定める予定はありません。

(13) 横浜市子ども・子育て支援事業計画で見込まれている保育量に必要な保育士について、市として数値的目標を持った確保計画を策定すること。

(回答) 保育士の確保については、子ども・子育て支援事業計画等に基づき、保育士宿舎借上げ

支援事業、保育士就職面接会を実施しているほか、新設園の整備状況、保育士雇用状況調査や保育士不足による定員割れ施設への聴き取り等を実施しながら、それぞれの施設・法人に適した保育士の採用、定着の取組を支援しています。採用面においては、かながわ保育士・保育所支援センターの共同運営、就職支援講座の実施、保育士修学資金貸付事業、資格取得支援事業、民間事業者のWEBサイトを活用した保育所等の魅力や求人情報の発信などを行っています。

定着に関しては、本市独自の処遇改善、採用・定着に課題を抱える園への支援としてのコンサルタント派遣、人材育成研修、組織マネジメント講習、保育士の職場環境改善を図るための休憩室・更衣室の整備にかかる費用の補助、手厚い保育士配置基準、事務職員の雇用費やICT等を活用した業務システム等の導入に係る経費への補助による負担軽減を行っています。さらに、令和4年度は、保育士が転職に至る前に保育のことや職場環境など、様々な悩みを相談できる窓口を設置し、離職防止により一層取り組みます。引き続き、保育士の採用と定着に向けた取組を充実させてまいります。

(14) 保育所への看護師配置が進むよう(平成26年以前の水準の)看護師雇用加算を復活させるなど、実効性ある確保策に取り組むこと。

(回答) 子ども・子育て支援新制度における公定価格を踏まえた全体的な市独自助成の見直しの際に、重複分を整理し、平成27年度に新たな市独自助成の創設などを行いました。

公定価格では、一定の要件を満たした場合で配置基準以上の職員を雇用している場合、主任保育士専任加算が加算される仕組みとなっております。また、市独自助成では、配置基準以上に保育士がいた場合に、ローテーションに必要な保育士を雇用する経費を助成しています。なお、令和3年度より「ローテーション保育士雇用費」について、単価の一部拡充を図っています。

このように、配置基準以上の保育士等にも助成される仕組みがあり、看護師等については、1人まで保育士とみなせることから、重複するため格付け経費の助成としています。なお、令和4年度から格付け単価の上限額を引き上げます。

(15) 園庭の基準面積の緩和による弊害について、実態調査を行うこと。コロナ感染拡大により、手洗いうがいが励行されるなかで、トイレ・手洗い場のない公園・広場等で子どもたちを遊ばせることは、衛生上問題であり、園庭の代わりとしての機能は果たせない。公園を園庭がわりに使わざるを得ない場合は、トイレ・手洗い場などを整備すること。

(回答：こども施設整備課)認可時に保育所と同一敷地内に基準面積の屋外遊戯場を設けることが困難な場合は、利用する公園の場所等を確認し認可要件を満たしていることを確認しています。

(回答：環境創造局公園緑地維持課)手洗い場は原則整備しております。トイレについては、遠くからの利用者が多いため公園や、野球場等を有する滞在時間の長い公園など、近隣公園以上の大きな公園では原則設置しています。街区公園は、周辺にお住まいの方々のご理解が得られること、一定の面積があることなど条件が整えば、トイレを設置しているケースもあります。

(16) 0.1.2歳児の定員割れに関わって、定員が埋まるまでの期間、運営費を交付すること。

育児休業制度を利用できない非正規労働者の利用を制限するのは、子どもの権利を奪うことになるため、0・1・2歳児枠を減らすことはやめること。

(回答) 1・2歳児の保育ニーズは依然高い一方、育児休業制度の浸透等により、0歳児の定員枠には余裕が生じ、定員割れが進んでいる地域もあります。このため、ニーズに余裕がある0歳児の定員を削減し、1歳児の受入枠を広げた場合の助成金を交付する取組を進めています。また、1・2歳児の定員を拡大する場合は備品購入費や内装改修費も補助しています。

特定教育・保育施設については、市の求める配置基準以上の保育士を確保する場合、ローテーション保育士雇用費を助成しており、令和3年度に各施設において保育士等をより安定的に配置できるよう、単価の一部拡充を行いました。また、一人あたりの基本分単価が高い特定地域型保育事業所に対しては、保育士の継続雇用のため、4～6月の空き定員に対して保育士等雇用対策費を加算しています。

なお、給付費は利用児童数に応じて給付を行う制度となっています。

(17) 兄弟児が同一園に入所できるように、利用調整におけるポイントを加算すること。

(回答) 横浜市では、「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」を定めて、保育の必要度に応じた優先順位の基準を設けています。きょうだいが利用している施設・事業の利用を申請する場合には、ランクを1つ引き上げ、調整指数4を加点し、できるだけ同一園の利用ができるよう、利用調整の際に配慮しているところです。

5. 認可外保育所

(1) コロナで苦境に立たされている認可外保育所に対して、財政支援を行うこと。認可保育園や横浜保育室と同様の支援を行うこと。

(回答) 認可保育所は、職員配置など認可外保育施設よりも厳しい基準を定めて公費負担の対象としています。また、横浜保育室は、認可外保育施設の中から、本市が定めた一定の基準を満たした施設を横浜保育室として認定し、助成しています。

一方、認可外保育施設は、事業開始後1か月以内に届出を行い、事前に審査を受けずに、事業を開始することができます。そのため、認可保育所や横浜保育室と同様に取り扱うことは困難です。なお、感染症拡大防止対策経費に対する補助は、認可外保育施設に対しても認可保育園等と同様に対象としております。当該補助は、感染症対策にかかる物品や備蓄品の購入経費のほか、職員が勤務時間外に消毒や清掃等を行った場合や通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴うもので、法人や施設の給与規定などに基づき支払われる手当を対象としています。合わせて、保育所等における感染拡大を防止する観点から、トイレ、非接触型の蛇口の設置等の感染症対策を目的とした簡易な改修にかかる経費について支援する補助を、新たに計上しています。引き続き、市として各施設における感染拡大防止対策の取組への支援を行ってまいります。

(2) 認可外施設から認可施設への移行が、よりスムーズにできるよう支援策を拡充させること。

(回答) 横浜保育室については、認可移行支援の整備費補助で、国の補助額に市独自に上乗せ

し、認可保育所を新規に整備する場合と同等の補助を行っています。

移行計画書の承認を受け、かつ国基準、もしくは市基準以上に保育士を配置している横浜保育室には引き続き認可移行準備加算助成を行い、支援を行っていきます。

認可保育所や小規模保育事業への移行を希望する届出済認可外保育施設については、必要となる要件を満たしている場合、改修費等の補助を行っています。

- (3) 届け出済み認可外施設について、安心して子どもを預けられるよう保育の質を担保する施策を強化すること。具体的には、保育士の確保と定着を援助するような施策を進めること。

(回答) 認可外保育施設については、年1回の立入調査に加え、保育の質の向上を目的の一つとして、施設へ直接訪問し、主に重大事故防止に関することなどの、保育についての相談を受けたりアドバイスを行う巡回訪問を引き続き行ってまいります。そのほか、午睡中の重大事故を防ぐため、プレスチェックセンター導入費用を助成しております。その他にも、専門性の向上を図るため、認可外保育施設も研修の対象としています。また、随時保育に関する相談に応じることや、施設長等を対象とした組織マネジメント等講習などを通じて、安定的な組織運営を支援しています。加えて、認可外保育施設の職員も研修の受講対象とすることで、保育の質の向上を図っています。

さらに、認可外保育施設も利用可能な保育士確保の取組として、保育士・保育所支援センターにおいて事業者の採用活動の支援をしております。

- (4) 横浜保育室への基本助成費と補助金のさらなる増額を行うこと。また、家賃補助額の増額を行うこと。認可施設への移行を希望している23の横浜保育室については、支援を強化すること。

(回答) 横浜保育室については、認可保育所における公定価格にあわせて、基本助成費をお支払いしています。家賃助成については現時点において増額する予定はありません。

認可施設への移行を希望している施設に対しては、認可移行支援の整備費補助や認可移行準備加算助成を行っているほか、それぞれの横浜保育室の課題に合わせて、丁寧に対応することで、できる限り多くの横浜保育室が認可移行できるよう運営法人とともに取組を進めています。

- (5) 川崎市以外の隣接市（藤沢市・鎌倉市・横須賀市など）とも相互利用の協定を結んで横浜保育室への入所希望児も認めること。

(回答) 川崎市との待機児童対策に関する連携協定に基づき、両市の相互利用が可能ですが。現時点において、隣接する他都市と、新たに連携協定を締結する予定はございませんが、今後必要に応じて検討してまいります。

- (6) 年度途中の入園希望にも柔軟に応えている横浜保育室への保育士雇用対策費について、年度当初（4～6月）だけでなく、1年を通して空定員分の基本助成費保障とすること。年度途中で入園できる保育所があることは、保護者の安心につながり横浜の子育て環境向上に貢献しているとの認識を持つこと。

(回答) 保育士雇用対策費は、年度当初の最も入所率の低い期間も、安定的に施設運営ができるよう支援することを目的としているため、第1四半期を助成対象期間としています。

(7) 横浜保育室の児童・職員、届け出園の調理担当以外の職員に対しての健康診断費用を別建てで助成すること。

(回答) 横浜保育室利用児童及び職員の健康診断費用については、助成金の中でご対応いただいている。届出済認可外保育施設については、調理担当職員の保菌検査、施設所有・管理者賠償責任保険加入金、入所児童の健康診断受診費用、ブレスチェックセンター導入費用を助成しております。

(8) アレルギー対応を行っている横浜保育室への助成を行うこと。

(回答) 横浜保育室のアレルギー児対応については、基本助成の中でご対応をいただいている。

6. コロナの影響による支援

(1) コロナ禍により深刻な影響を受けている保育所、障害児施設などの児童福祉施設に対する支援策として、水道料金の減免策を講じること。

(回答：水道局) 社会福祉施策の一環として行われていた当該施設への水道料金の減免制度については、給付費等に水道の使用料が含まれていることや、他都市の減免の実施状況を踏まえ、平成20年度に廃止しました。

水道料金の減免は、本市全体の福祉行政の観点から判断されるものと考えますので、水道局独自の施策として実施することは困難です。ご理解くださいますようお願いします。

7. 障害児支援

(1) 放課後等デイサービスについて、利用者への排泄介助のみならず、同性介助に関する実態調査を行い、徹底した実施により、利用者の尊厳を守ること。集団指導、実地指導等は引き続き徹底すること。

(回答) 横浜市版放課後等デイサービスガイドラインにおいて、排泄介助は同性介助とするよう定めています。集団指導、実地指導等においても、引き続き適切な指導を徹底してまいります。

(2) 放課後等デイサービスは事業所数が著しく増加しており、利用する際の選択の基準となるよう、質の評価を実施し公表すること。

(回答) 放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業所においては自己評価及び保護者評価の実施及びその結果の公表を義務付けています。引き続き、集団指導、実地指導等を通じて、事業所の質の向上に努めています。

(3) 医療的ケア児支援法が成立し、努力義務にとどまっていた支援が自治体の責務となったことから、医療局等と連携し、小児看護師の育成・確保に努め、保育現場で必要な看護師を確保すること。また保育所等勤務の看護師を支える仕組みを作ること。

(回答：医療局) 保育所等に対しては、医療的ケア児の有無にかかわらず、看護師を雇用している場合は、看護職雇用加算を加算しています。さらに、医療的ケア児を受けている特定教育・保育施設に対しては医療的ケア対応看護師雇用費を加算し、手厚く看護師を配置できるようにしています。なお、令和4年度には、医療的ケア児受入園の状況を踏

まえ、医療的ケア対応看護師雇用費を常勤看護師1名相当分に単価を拡充します。

また、保育所等向けに事例発表等を盛り込んだ医療的ケア研修や小児訪問看護・重症心身障害児者看護に関する研修会を実施するなど、保育士や看護師等が学び、理解を深める機会の提供に努めています。今後は、保育所における医療的ケア児受け入れに関するガイドラインの策定を進めています。

その他、小児看護師の育成・確保のため、毎年度、小児訪問看護・重症心身障害児者看護に関する研修会を実施するなど、小児の対応ができる看護師の育成に取り組んでいます。

- (4) 民間任せとなっている、中学・高校生の発達障害児を含む、学齢後期障害児支援事業について、直ちに第4期横浜市障害者プランの計画(4カ所)を実行すること。ニーズに合わせて、各区に設置すること。発達障害及びB2の手帳取得者について、対象を小学生としている療育機関の関与を18歳まで引き上げること。

(回答) 現在、学齢後期障害児支援事業における役割・機能等の具体的な課題整理等に取り組んでいます。引き続き、関係団体等との意見交換を行いながら、ニーズの把握に努めるとともに、事業所の増設も含め、必要な支援のあり方を検討していきます。なお、地域療育センターは0歳から小学校期までの児童を対象としていますが、必要に応じて、学齢後期障害児支援事業所等の関係機関への引継ぎを行っております。今後も支援の充実に努めてまいります。

- (5) ニーズの高い地域療育センターの機能充実を図ること。さらに、人員(医師)の抜本的な拡充をはかること。また地域療育センターそのものの増設計画をもつこと。

(回答) 令和2年6月に横浜市障害者施策推進協議会から答申された「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者に対する具体的な施策の展開について」において、地域療育センターの組織体制の刷新が必要であるとされたことを受け、引き続き、地域療育センターの機能の見直しを進めています。現在のところ、センターの増設計画はありませんが、ニーズに応じた支援が可能となるよう、地域療育センターの支援の充実を図ります。

- (6) 第4期障害者プランで掲げている以上に、地域療育センターによる保育所幼稚園巡回指導・小学校訪問教職員研修が着実に行えるような人員体制を整えること。

(回答) 障害児を受け入れる保育所や幼稚園、小学校等への支援の拡充は必要な取組みと考えており、地域療育センターの機能の見直しに係る検討において、体制の確保に努めてまいります。

8. 児童虐待・育児不安への対策

- (1) 急増する児童虐待件数及び一時保護件数に対応するために、2021年度の増員に加え、さらに既存の児童相談所の人員体制を強化すること。また、一時保護所の増設を行うこと。特に、児童心理司について国の配置基準(児童福祉士2人に対し児童心理士1人)に一刻も早く到達するようにすること。また、児童相談所の増設計画をもつこと。児相職員の逮捕に関して、このようなことを繰り返さないよう、職員へ伝えてい

くこと。

(回答) 増加傾向にある児童虐待相談対応件数に対応するため、令和4年度は、児童福祉司31名、児童心理司7名を増員するほか、一時保護所の保育士2名とあわせ、合計40名を増員し、相談支援体制の強化を図ります。また、一時保護所の心理療法担当職員2名など、合計4名の会計年度任用職員を増員します。

今後も児童虐待相談対応件数や一時保護件数の増を踏まえ、必要な職員体制の確保及び専門研修等による人材育成に努めるほか、令和4年度には新たな児童相談所・一時保護所の整備に着手してまいります。

児童相談所職員の不祥事については、「再発防止検討報告書」に基づき、職員への啓発・研修のほか、児童の権利擁護を図るための取組を進めてまいります。

(2) 2021年度に続き、2022年度設置される「こども家庭総合支援拠点」において、増加する児童虐待に対応できるよう、区役所に専門職を増員すること。母子保健、地域子育て支援に携わる区役所職員を増員すること。

(回答) 区福祉保健センターについては、児童虐待等の機能強化のため、令和4年度は担当係長を4区で増員し、社会福祉職の職員を7区で増員します。引き続き、虐待対応の専門研修、派遣研修、担当者会議などの実施を通して、児童虐待対応の知識、技術を習得・向上させ、対応力を強化します。また、児童福祉法に規定の「こども家庭総合支援拠点」について、令和4年度末までの全市町村への機能設置という国が掲げる目標に基づき、本市においても令和3年度・4年度の2か年で各区役所が「こども家庭総合支援拠点」としての役割を果たせるよう、虐待の未然防止の観点からも、各区のこども家庭支援課の機能強化を進めてまいります。

(3) コロナ禍のなか、子育て世帯の孤立防止、虐待の未然防止や早期発見のためにも、「こんにちは 赤ちゃん訪問事業」を100戸実施すること。また、コロナ禍により里帰り出産ができないなど、必要な支援が得られない母親が増えていることから、助産師や保健師が訪問する母子訪問は2か月以内に全員に実施すること。

(回答) 子育て支援に関する情報を提供し、養育者の話を聴くことにより、育児不安の軽減を図るとともに、地域の訪問員と親子が顔見知りになり日常的な交流のきっかけを作ることで、子どもを見守る風土づくりの推進及び児童虐待の未然防止につなげることを目的として、生後4か月までのすべての乳児家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」を行っています。また、乳児の健康状態を確認するとともに、養育者が安心して育児を行えることを目的として、助産師や保健師が訪問する母子訪問を行っています。コロナ禍でも安心して子育てできるように、引き続き訪問率と訪問の質の維持・向上に努めます。

(4) だれもが安心して出産できるよう、妊婦健康診査費用補助券の枚数を増やし、出産費用がかからないよう、検討を始めること。

(回答) 厚生労働省の基準に基づき、14回分の妊婦健康診査費用補助券を交付し、受診勧奨に努めるとともに、令和3年度から多胎妊婦には、追加で5回分の妊婦健康診査費用補助券の交付を開始しました。また、出産費用については、全国的に増額傾向にあるこ

とを踏まえ、まずは国による対応が検討されるべきものと考えます。本市としても、国に対し、出産育児一時金を増額すべきとの要望を行ったところ、実態を踏まえた出産育児一時金の増額を検討するにあたり、調査を行うとの回答を得ています。引き続き国に対し要望を行うとともに、国による対応や検討を踏まえたうえで、本市としての取組を検討してまいります。

- (5) 不育症について、2021年度から開始された検査費用助成にとどまらず、市独自に治療費助成制度を創設すること。

(回答) 不育症治療については、一部の治療薬等について保険が適用されていますが、保険が適用されない研究段階にある治療については、現時点では市として治療費の助成は考えていません。不育症に関する治療助成については、引き続き国の動向を注視していきます。

9. 引きこもりの若者の自立支援

- (1) 本市の引きこもりの実態把握調査の結果、15～39歳は約15,000人、40～64歳が約15000人と明らかになっている。15～39歳については、既存の施設だけの施策では全く足りていない。引きこもりの本人と家庭へ支援が届くよう、抜本的な施策の拡充を図ること。40歳～64歳についても、健康福祉局等と連携して相談窓口の設置をはじめ具体的な施策を講じること。

(回答:健康福祉局) 平成29年度に実施した「横浜市子ども・若者実態調査／市民生活実態調査」によると、15～39歳は約15,000人、40～64歳は約12,000人の方がひきこもり状態にあると推計されます。

15～39歳の若者支援については、青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーションでの支援に加え、地域ユースプラザ職員による、区での定期的な専門相談やひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施しています。

さらに、若者への支援に携わる区役所、学校、NPO法人等の職員が若者の現状や支援に関する基礎的な知識・理解を深め、支援スキルの向上を図るために研修や講師派遣等を行うほか、困難を抱える若者を地域において見守り、支援活動に協力をいただく応援パートナーを養成するなど、地域においても、若者自立支援に係る人材育成、関係機関支援及びネットワークの構築を行っています。また、健康福祉局において新たな体制を整備することで、これまで青少年相談センターが担ってきたひきこもり地域支援センターの機能を強化し、中高年を含む全年代の方に寄り添ったひきこもり支援に取り組んでいきます。

- (2) 引きこもりの若者の自立支援強化のために、地域ユースプラザの増設をおこなうこと。さらに区役所での相談は、相談に来るのを待つのではなく、アウトリーチができるような体制をつくること。

(回答) 地域ユースプラザは、困難を抱えた若者支援の専門機関として4方面での設置計画が完了しており、現在のところ増設は考えていません。また、ひきこもりの若者の自立支援については、地域に身近な区役所での対応も重要であることから、平成29年度から

地域ユースプラザ職員を区役所に派遣して定期的な専門相談を実施しているほか、平成30年度からは地域ユースプラザが新たにひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施しています。

- (3) 引きこもりの若者支援の役割を担っている自主的サークルに対して、居場所としての役割を果たしているのみならず、「教育機会確保法」の精神に則りその役割を認め、公的補助を行うこと。

(回答) 不登校・引きこもり等支援の自主的サークルについて、活動費補助を創設することは困難です。

- (4) コロナ禍の中、困難を抱える若者が増えている。進路に悩む若者、高校・大学等中退者のサポート機能充実のためにも、若者サポートステーションを増設・充実すること。

(回答) よこはま若者サポートステーション及び湘南・横浜若者サポートステーションでは、中退者や卒業後の就労が困難な生徒を多く抱える高校と連携し、学校への訪問による相談支援を行っています。また、市内の大学に若者サポートステーションのリーフレットを送付し、周知を図っています。

課題を抱える生徒・学生が相談支援機関とのつながりを作ることにより、中退した場合でも必要な支援に円滑に繋がるよう引き続き取り組んでいきます。

10. 青少年を育む地域の環境づくり

- (1) 「青少年の地域活動拠点」について、体制を強化すること。また未設置区への設置の計画を持つこと。

(回答) 地域活動拠点で実施する交流や体験活動をより一層充実していくため、引き続き、地域の各団体や学校等との連携を進めます。また、中高生や保護者へのアンケート調査、各区へのヒアリング等もふまえながら、効果的な事業展開を図ってまいります。

11. 原発事故による放射線被害への対応

- (1) 300園の保育園などに埋設された除去土壌は、埋設状況を公表し、そのすべてを北部汚泥資源化センターの保管施設に移動させること。

(回答) 空間放射線量の測定結果が本市の定める目安を下回る除去土壌については、原則として施設敷地内に埋め戻すという本市放射線対策本部の方針に基づき埋設処理を実施しています。その際、埋設処理をした箇所の空間放射線量については、他の場所と変わらないことを確認しているため、既に埋設処理を実施した除去土壌を移動する予定はありません。

【健康福祉局】

1. 国民健康保険

- (1) 高すぎる国民健康保険料の引き下げを行うこと。そのために、法定外繰り入れの実施や、均等割分の縮小廃止を行うこと。子どものいる世帯の所得控除を拡充し子どもの均等割りを18歳まで全額減免とすること。また障害者のいる世帯にも所得控除を行い保険料

を引き下げる。国から削減・解消を求められているからと、法定外繰り入れを機械的に削減することはやめること。新たな3年分の削減計画は提出せずに、計画の押し付けをやめるよう、国に求めること。前近代的人頭税に相当する均等割りの廃止を国に求めてこと。

(回答)一般会計からの繰入れについては、国から決算補填等のための法定外繰入の段階的な削減・解消を求められているため削減が必要ですが、保険料水準が被保険者にとって過重な負担とならないよう、配慮しながら検討していきます。なお、制度を安定的に維持するためには、加入者に応じて負担を求める所得割に加えて、全ての加入者に一定の負担を求める均等割が必要だと考えています。

令和4年度から世帯の国民健康保険に加入している未就学児の保険料につきましては、均等割額の5割が減額されます。保険料の減免制度の拡充については、厳しい本市の財政状況から実施は困難と考えています。引き続き、区役所における納付相談等を通じて個々の状況に応じ、きめ細やかに対応していきます。

(2)自治体間を争わせる保険者努力支援制度の廃止、都道府県化の廃止を国に求めること。

(回答)保険者努力支援制度は、保険者（都道府県・市町村）における予防・健康づくり、医療費適正化等の取組状況に応じて交付金を交付する制度であり、平成30年度から実施されています。また、都道府県単位化は、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営を確保すること等の役割を担うため、平成30年度から開始されました。

国民健康保険制度が持続可能なものとなるよう、引き続き両制度の動向を注視していきます。

(3)高すぎる国民健康保険料について、保険料減免や換価猶予制度などの制度を周知し、機械的な徴収・差し押さえはしないこと。また各区の納付相談の窓口職員は、市民が相談しやすい窓口となるように徹底すること。

(回答)納期内納付者との公平性の立場に立ち、保険料の納付義務についてお知らせしたうえで、差押えるべき財産がない場合は、納付緩和措置（減免・執行停止）を行うとともに、納付相談時に換価猶予について説明し、関係法令の規定する要件に該当した場合適応しています。また、生活困窮が見込まれる世帯については、生活困窮者自立支援制度に基づき、生活支援課を案内しています。

各区の納付相談窓口においては、生活状況等について詳しく聞き取りし、世帯の状況に応じたきめ細かな対応を行っています。

(4)収入が生活保護基準以下の国保加入者に対して、生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の案内を保険料の通知書に同封すること。

(回答)通知書に同封しているリーフレットやホームページにて、保険料の納付が困難な場合は、区役所に相談するよう案内しています。また、納付相談の際に、生活困窮が見込まれる世帯については、生活困窮者支援制度に基づき、生活支援課を案内しています。

(5)医療費の減免・徴収猶予制度の周知を医療機関にも協力してもらい、医療機関の窓口にチラシを置くなど市民がその情報にアクセスしやすくなるようにできる限りの手立て

をとること。また対象を外来（日帰り手術など）などへも拡大すること。

(回答)区役所保険年金課にてパンフレットや制度案内チラシの配布及び本市ホームページ上の案内を行っています。外来への適用拡大については、負担の公平性の観点から、国基準の見直し動向等をふまえた丁寧な議論が必要と考えています。

(6) コロナによる影響を受けた世帯に対する、国保料、介護保険料、後期高齢者保険料の減免を復活させるよう国に要望すること。国保の傷病手当金の支給対象者を、事業主にも広げて、継続すること。

(回答)コロナによる影響を受けた世帯に対する国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者保険料の減免の継続については、国の動向等を見極めながら対応していきます。

2. 高齢者・介護施策（介護保険料・利用料）

(1) 上がり続けている保険料を引き下げるために、国庫負担割合の引き上げを国に求めること。利用料についてもお金の心配なく必要な人が必要な介護サービスを受けられる介護保険制度になるよう、抜本的な改善を国に求めること。また市としての独自減免制度の創設を行うこと。

(回答)介護保険につきましては、持続可能な制度とするために利用者負担の見直しを含めた制度改正が行われており、今後も制度の動向等を注視していきます。また、本市では、低所得者向けの負担軽減策として、介護保険料低所得者減免及び介護サービス自己負担助成事業を独自に実施しています。

(2) 介護保険料の滞納者への給付制限措置は実施しないこと。

(回答)介護保険は「社会保障制度」であり、全ての被保険者の方にある程度の費用を負担していただくこととなっています。

特別な理由もなく保険料を滞納している方には、被保険者間の費用負担の公平を図るため、介護サービス利用時の給付制限措置を実施しています。

納付いただけない事情がある方に対しては、区役所において納付相談を受けており、相談において保険料減免に該当することが判明した場合は減免申請のご案内を行うなど個々の状況に応じた対応を行い介護保険料の滞納状態の解消を行っています。この際、生活困窮者支援制度に基づき生活困窮者に対して、生活支援課への案内に努めています。

(3) 補足給付の申請に対して、制度活用が進むように、通帳の写しや残高照会承諾書を配偶者までを含め、提出させることは求めないよう、国に求めること。

(回答)申請の際に預金通帳等の写しや同意書を求めないことにつきましては、介護保険法施行規則において、申請書に添付しなければならない旨の規定がされているため、国に要望することは考えておりませんが、今後も国の動向等を見極めながら対応していきます。

(4) 生活保護境界層該当措置についての制度案内の周知について、ホームページだけにとどまらず広く周知すること。

(回答)境界層該当措置の周知については、本市ホームページに掲載するとともに、区生活支援課窓口においても、利用の対象となることが見込まれる相談者への利用案内を徹底して

います。

3. 高齢者・介護施策(介護サービス)

(1) 介護認定は、法律通り申請後 30 日以内で認定できるように、体制を拡充すること。特に、末期がん患者さんなどが入院中に申請して在宅介護サービスへ移行する際などは短期で結論を出す対応を行うこと。

(回答) 所要日数の短縮は、引き続き、認定事務全般にわたって事務改善を区局が連携して取り組んでいきます。また、がん末期の患者様への認定決定につきましても、個々の事情に寄り添った事務を行うよう各区と連携して取り組んでいきます。

(2) 本市において「自立支援」「介護給付の適正化」の名で、介護サービスが取り上げられる利用者を出さないこと。

(回答) 介護給付の適正化として、介護保険制度を持続可能なものとするために、介護サービス事業者による不正・不適正な報酬請求の防止や利用者にとって真に必要なサービス提供につながる各種取組を進めています。

(3) 認知症の早期発見のために 65 歳以上の方で希望する方が受けられるよう、特定健診の案内に「もの忘れ健診」の案内も入れること。

(回答) 特定健診対象者には、もの忘れ検診について、受診券に同封している案内で周知しています。

(4) 認知症患者や家族を支援する「認知症カフェ」を市民へ周知すること。さらなる活動の充実が図れるよう補助金を増額すること。

(回答) 認知症カフェについては、市ホームページや啓発媒体等での周知・広報を行っていきます。また、活用できる補助制度について周知していきます。

(5) 生活援助中心型の訪問介護の訪問回数が基準より多いケアプランの届出義務を撤廃するよう国に働きかけること。

(回答) 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランについては、平成 30 年度の制度改正により届出が義務化されましたが、これは利用を制限する趣旨ではなく、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点で行われているものです。また、厚生労働大臣が定める回数は、利用回数の上限ではなく、届出の要否の基準となる回数を示したものです。本市としては、国から示される通知等に基づき、適切に運用していきます。

4. 高齢者・介護施策(介護施設と住まい)

(1) 特別養護老人ホームについて、現行一年程度の入所待ち期間をできるだけなくすよう整備を進めること。

(回答) 「第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」において、特別養護老人ホームは、新規整備 450 人分とショートステイの本入所転換 150 人分を合わせ、年間 600 人分程度の整備を予定しています。整備量の確保ときめ細かい相談体制の充実により、市民ニーズに応えてまいります。

(2) 盲・ろう高齢者など、障害のある高齢者が特別養護老人ホームに入所できるよう入所枠

の設定や専用施設を設置すること。また「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」に障害についての記載がないため見直しをすること。

(回答) 特別養護老人ホームの入所については、「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」に基づき、障害の程度も含めて、ご自身の身体状況や介護者の状況等を踏まえ、入所の必要性の高い入所希望者の方が優先的に入所できるよう、横浜市内施設の入所に関する統一的な基準を定めています。

(3) 特養ホームの入所の要件が原則要介護 3 以上だが、要介護 1・2 でも特例入所の 4 要件を満たせば入所できることを市のホームページ等に加え、引き続きあらゆる機会を利用して市民に周知すること。また要介護 1・2 というだけで退所扱いにならず継続入所できるよう、特例入所要件の周知も引き続き徹底すること。

(回答) 特例入所要件に該当する要介護 1・2 の方の特別養護老人ホームへの入所については、市ホームページ等で周知を図るとともに、2 年に一度の実地指導の際に、各施設における入退所が適切に行われているかどうか引き続き確認を行っていきます。

(4) 高齢者の住まいをどうするのかについて建築局と連携して市営住宅の増設計画をつくること。また「家賃補助付きセーフティネット住宅」の供給戸数の増加にも取り組むこと。

(回答) 第 8 期計画では、高齢者向け住まいの供給や高齢者の賃貸住宅への入居支援などの取組により、高齢者が安心して住み続けられる住まいを提供しています。

建築局では、市営及び県営住宅や住宅供給公社、UR 都市機構の賃貸住宅、セーフティネット住宅等の「公的な賃貸住宅」の供給により、重層的な住宅セーフティネットの構築を図っています。家賃補助付きセーフティネット住宅は、供給戸数の増加に向けて、より活用しやすい制度となるよう令和 3 年 7 月に改正を行っており、令和 3 年 12 月末現在 85 戸供給しています。引き続き建築局とも連携し、高齢者が安心して住める場所の確保に向けた取組を推進していきます。

(5) 認知症高齢者グループホームの整備計画をニーズに合わせて策定し整備すること。

(回答) 認知症高齢者が増加し、グループホームを必要とする方も増えると見込まれることなどから、第 8 期計画においては、第 7 期に引き続き年度平均 225 人分程度の整備量を確保することとしています。

また、区や日常生活圏域ごとの整備量や充足率等を勘案した上で、特に未整備圏域の早急な解消に重点を置きつつ、計画的に整備を進めます。

(6) サービス付き高齢者住宅を利用せざるを得ない低所得者に対し、施設サービス利用者に適用される部屋代の負担軽減を適用させる（補足給付）ことや、家賃補助付きセーフティネット住宅と見なすなど、入居費の助成を行うこと。

(回答：建築局) サービス付き高齢者向け住宅の利用者への助成を行う予定はありませんが、立地条件、設備及びサービス内容等によって入居費用に差があるため、利用者の個々の状況に応じた選択ができるよう、ホームページ等を利用した適切な情報提供を行っていきます。

(7) 未届けの有料老人ホームに入所している高齢者の実態調査を行うこと。不適切な環境に

置かれている高齢者を速やかに養護老人ホームなどへ入所させること。

(回答)有料老人ホームと判断された施設については、消防局や建築局等関係部局と情報共有を行い、必要に応じて立入検査を行うなど、引き続き実態を把握し、届け出の促進、防火対策等の指導を行っていきます。また、環境上および経済的理由により在宅での生活が困難な高齢者の方には、老人福祉法の規定に基づき養護老人ホームへの措置を実施しています。

5. 高齢者・介護施策(介護人材確保)

(1) 介護職の賃金底上げとなる抜本的な処遇改善を国と県に求める。市として、一定条件にある保育士と同様に月4万円の独自助成を行うなど、処遇改善施策を拡充して直接職員に届くようにすること。また、資格取得のための研修や、更新研修、事業所研修の費用助成をするなど、市独自の定着支援を強化・拡充すること。

(回答)介護職員の処遇改善加算等については、国の介護給付費分科会での審議を踏まえて決定しているものであり、昨年国の経済対策で示された処遇改善を実施するなど、引き続き国の動向を注視してまいります。国においては介護職員処遇改善加算に加え介護職員等特定処遇改善加算の制度を新設するなど改善を進めています。本市においても集団指導講習会、実地指導等の場において制度を周知するとともに、社会保険労務士による加算取得に必要な準備や申請などの無料相談を行うなど、処遇改善加算や介護職員等特定処遇改善加算の取得促進を図っています。また、ホームヘルパーの人材確保策として、資格取得に係る研修費用の助成や、介護スキル等の習得やモチベーションを図るため質の向上セミナーの開催等の取組を進めています。

(2) 介護職員処遇改善加算を、病院勤務看護補助者へも適用するよう国に求める。

(回答)介護職員処遇改善加算の適用範囲については、国の介護給付費分科会での審議を踏まえて決定しているものであり、引き続き国の動向を注視していきます。

(3) 介護人材の確保計画を市として作成し、介護人材の確保に市が責任を負うこと。

(回答)第8期計画においても、介護人材不足の解消は、重要な施策として位置付けており、引き続き①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本柱として、計画的に取り組んでいきます。

(4) 地域包括支援センターの人員配置について、激増する業務量に基準配置人員が足りているのかの実態調査を行うこと。そのうえで、必要な人材を増やし、早急に配置すること。

(回答)地域包括支援センターの職員配置基準につきましては、関係法令等に基づき適切に設定しています。なお、人員配置については、毎年度4月時点の配置状況を調査し充足率を把握しています。

6. 高齢者・介護施策(その他)

(1) 敬老バスの自己負担の引き下げ・廃止についての検討を始めること。検討にあたっては、制度の波及効果を社会参加、健康効果、経済効果、環境効果の側面から数値化すること。

(回答)敬老特別乗車証(敬老バス)制度については、現在、正確な利用実績を把握するため敬

老バスのIC化を進めています。IC化により把握した利用実績等のデータを活用し、持続可能な制度となるよう検討していきます。そのうえで、利用者負担について、本市の財政状況を踏まえ検討します。なお、本制度については、高齢化の進展や財政状況等を踏まえ、引き続き様々な角度から検討し、将来にわたって持続可能な制度となるよう努めます。

(2) 認知症高齢者事故救済保険制度を本市においても本人負担なしで導入すること。

(回答)賠償責任対策については、国や他都市の動向を注視していくとともに、事故の未然防止に向け、地域の見守り体制づくりに引き続き取り組んでいきます。

(3) 高齢難聴者の補聴器購入に対し、健康保険の適用と助成制度創設を国に働きかけること。国の制度ができるまで、市独自に助成を行うこと。

(回答)健康保険の適用については、保険医が治療上必要であると認めて、治療用装具を作成・装着した場合に健康保険の適用となります。補聴器は、治療用以外の装具等となりますので今後、国の考え方を注視していきます。

補聴器購入に対する公的支援については、現在、障害者総合支援法に基づく「補装具費支給事業」において、身体障害者手帳を所有する聴覚障害者等を対象に、原則1割負担で補聴器の購入ができる費用助成を行っています。

加齢性難聴者については、現在国において補聴器の使用による認知症の予防効果についての研究が進められていることから、引き続き国の動向を注視していきます。

(4) 介護保険計画に示されている「就労的活動」について、労働法の適用を逃れる働くさせ方を蔓延させないこと。

(回答)第8期計画の中で、国の動向を注視しつつ、必要な対応を検討していきます。

(5) 介護ロボットの導入について、助成金を支給すること。

(回答)市内介護サービス事業者を対象に、一定の要件を充たすことで、介護ロボット等の導入経費を補助する制度を引き続き実施していきます。

(6) 医療、介護の施設整備や人材確保のために地域医療介護総合確保基金を充てられるよう、国と県に求めること。特に介護分野では人材確保をボランティアで代替しないこと。

(介護人材の確保についての回答)介護人材の確保については、国籍、世代、ボランティア、非ボランティアを問わず、幅広く働きかけていくことで対応していきます。介護人材の確保のために地域医療介護総合確保基金が充てられるよう、新規の基金メニューの創設や、基金の補助率や補助上限額の拡大についての要望を、県と連携して国へ要望していきます。

(医療施設の整備や医療人材の確保についての回答：医療局)医療施設の整備や医療人材の確保についてさらに基金が充てられるよう、神奈川県に対して新規事業の提案を行っています。介護施設の整備については、国や県と連携し、整備費補助等に基金を活用しており、来年度も必要額を要求していきます。

7. 後期高齢者医療制度

- (1) 国保の短期証の発行を無くしたように、後期高齢者医療制度でも短期証の発行をなくすよう後期高齢者広域連合へ求めること。
- (回答)本市では、令和2年8月の被保険者証一斉更新から短期証発行件数が0件となっております。短期証は、通常証と同じ自己負担割合で医療機関を受診できるため、医療の機会を奪うものではありません。
- (2) 後期高齢者医療制度は廃止することと、当面もとの老人保健制度に戻した上で、新たな医療制度の構築を図るように、国に対して求め、働きかけること。
- (回答)後期高齢者医療制度は、若者と高齢者の皆様の費用の分担ルールを明確化するなど、老人保健制度の問題点の解決を図り、高齢者医療を社会全体で支えるという観点に立って設けられた制度です。発足後10年以上が経過し、制度が定着していることから、今後も維持すべきであると考えています。
- (3) 保険料を引き下げ、減免制度の拡充を県後期高齢者医療広域連合に求めること。
- (回答)後期高齢者医療の保険料率や減免基準は、法令や国の基準等を基に神奈川県後期高齢者医療広域連合が定めており、国や神奈川県後期高齢者医療広域連合の動向を注視していきます。

8. 障害者施策（全般）

- (1) 障害者当事者や家族の団体などの案内・紹介を区役所窓口など行政の支援窓口で行うだけでなく、医療機関でも障害者団体の案内を渡してもらえるように働きかけること。
- (回答)団体支援の重要性については認識しており、機会を捉え、区役所窓口等での情報提供を継続していきます。
- (2) 障害者の成人式について、全市だけでなく、区毎の開催にむけて市として支援を強めること。
- (回答)横浜市では、横浜市心身障害児者を守る会連盟が中心となり、横浜ラポールで「障害者の成人式」を開催しており、例年200名前後の新成人の障害者が参加しています。重度の障害がある成人的方の参加もあることから、バリアフリーや駐車場の整った横浜ラポールでの開催を続けていきたいと考えています。
- (3) 障害者が親なき後も安心して生活できるように、障害者基礎年金の引き上げを国に強く求めること。また障害年金の手続きについて、当事者のみで対応するのは困難な場合、市として手続きの支援を行うこと。
- (回答)公的年金の支給額については、財源を含め、給付と負担の公平性や長期的な持続可能性の観点から、国の施策として検討されるべきものと考えていますが、本市としても、負担とのバランスを図りつつ公的年金制度そのものが高齢者や障害者の生活を安心して支えるものとなるよう他都市とも連携しながら要望しています。また、障害年金の申請にあたっては、障害基礎年金については区役所の国民年金窓口、障害厚生年金、障害共済年金については、年金事務所または各共済組合にて相談・受付等の対応を行っています。区役所の国民年金窓口においても、引き続き丁寧な対応を心がけてまいります。
- (4) 障害者雇用の場を広げるために、障害者の自主製品の常設売店を大幅に増やすこと。新

市庁舎でもパンの販売にとどまらず実施することと、いくつかの地下鉄駅構内などの公的施設やスペースを今以上に使えるようにすること。

(回答：総務局)新市庁舎においては、市内事業所のパン販売「わたしは街のパン屋さん」の実施のほか、事業所で作った農作物や加工品の販売を行う「農福マルシェ」の開催を行っています。また、障害者雇用と就労啓発を目的としたカフェ「ふれあいショップ」の設置など障害者雇用の場を広げる取組を行っていますが、駅構内等での自主製品の展示や販売などに加え、今後も販売場所の拡大に向けた取組を推進していきます。

(5) 障害者の社会参加促進のために福祉バスを無料に戻すこと。

(回答)平成25年に福祉特別乗車券への利用者負担金を導入した目的は、普段はバス・地下鉄をあまり使っていないが念のために福祉バスをもらっておきたい、と考える方には遠慮していただき、福祉特別乗車券を真に必要とされる方に交付できるように、交付の適正化を図ることでした。このことはサービス対象者の増加に対応し、制度を維持していくために必要な対応となっています。そのため、福祉バスを無料に戻すことは困難です。

(6) グループホーム・地域活動支援センター・就労継続支援事業所・移動サービス事業所などで職員が確保・定着できるよう、市として福祉人材確保に抜本的支援策を講ずること。特に地域活動支援センター・グループホームなど福祉施設職員の処遇改善のための市独自施策のさらなる拡充に取り組むこと。

(回答)人件費は、サービス提供に伴い算定される自立支援給付費で賄うこととされています。障害者総合支援法で定める障害者グループホームの人件費も同様ですが、横浜市では自立支援給付費に加えて直接人件費等を補助することで、グループホーム運営の安定を図っています。

地域活動支援センターの運営費については、国庫補助を活用しながら市として独自に補助を行っているところですが、より良い運営を目指して引き続き支援していきます。

(7) 障害者支援団体への運営補助金を増額すること。

(回答)団体支援の重要性については認識しており、引き続き、その活動へ助成を行っていきますが、厳しい財政状況から、予算増額は困難です。

(8) 障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談支援事業障害児者計画相談支援の質の向上を図るため、報酬引き上げを国に求め、運営費等を市独自で助成すること。

(回答)令和3年度に実施された報酬改定の影響なども見極めながら、国への要望の継続について検討します。また、事業所に対して研修を行うなど、引き続き質の向上に努めてまいります。

(9) 多目的トイレの目的や利用マナーについて市民への周知徹底をはかること。施設等の新設または改修時に限らず設置が進むように取り組み、利用者用のマップやアプリを市として作成すること。また、オストメイト対応トイレの設置に努めることとされている一定規模の施設での多目的トイレ（誰でもトイレ）の設置が進むよう助成制度の充実を図ること。

(回答)横浜市福祉のまちづくり条例では、官公署や福祉施設、病院、金融機関、300m以上の

店舗や公共交通機関の施設等の新設又は改修時に車いす使用者用便房とオストメイト対応設備を1以上設けるよう定めており、事前協議を行うことにより、整備が進むものと考えています。

あわせて、多目的トイレの利用マナーについて、様々な場で啓発を進めることでハンドとソフトが一体となった取組を推進してまいります。

(10) 障害者手帳のカード化について障害当事者の声が反映できるよう意見交換の場を設け、合意を得ること。

(回答) 障害者手帳のカード化については、当事者や関係団体の方々の意見を伺いながら検討を進め、令和3年6月から交付を開始しました。

(11) コロナ禍の中、リモート会議に参加するためのパソコンを日常生活用具として給付すること。

(回答) 横浜市では、重度の障害がある方に、日常生活を円滑に過ごすために必要な用具の給付を行っていますが、パーソナルコンピューターは一般に普及した商品との考え方から、日常生活用具の対象とはできません。

(12) 障害者の在宅生活を支える訪問系サービスについて、事業所が行う感染対策への助言と支援を行うこと。

(回答) 新型コロナウイルス感染症への対応により、事業所で発生した経費を助成する「サービス継続支援事業」等により、事業所の支援を行っています。また、新型コロナウイルス感染症に関する国からの通知等の情報を市ホームページに掲載するとともに、事業所向けのメールで情報提供を行っています。今後も事業所等の状況把握に努め、引き続き必要な支援を行っていきます。

(13) 横浜市中途障害者地域活動センターの運営基本費の増額を行うこと。

(回答) 各中途障害者地域活動センターの状況を確認しつつ、今後も安定して継続できるよう、令和4年度予算編成の中で、支援や補助内容について検討していきます。

(14) 障害者地域作業所型のセンターは、現在は港北区と旭区の2カ所のみしかなく、まずは空白となっている南部方面で整備する計画を持つこと。

(回答) ご質問の趣旨からすると、中途障害者地域活動センターの運営法人が運営する地域活動支援センター障害者地域作業所型の整備についてのご要望と拝察いたします。

当事業については、地域ニーズや事業者からの設置申請等に基づき、予算計画の調整を経て整備を行っています。今後の整備については、他の事業とのバランス等を加味した上で検討となりますのでご了承ください。

9. 障害者施策（住まい）

(1) 障害種別の入居施設に関するニーズ調査を行うこと。特に、設置数が少ない精神障害者グループホームについて、毎年の設置計画の中に、精神障害者の枠をつくること。

(回答) 障害者の状況に応じて充実した生活の実現に必要となる施策を引き続き推進してまいります。グループホーム利用のニーズを踏まえ、必要数の整備を検討していきます。

(2) 発達障害者の一人暮らしに向けた準備段階である、市のサポートホーム事業をさらに拡

充すること。

(回答)「発達障害者サポートホーム」は発達障害のある方への生活支援として有効に機能していると考えており、待機期間が長期化していることもあるって、令和2年3月に2か所を設置しました。しかし、対象となる方は非常に多いことから、サポートホームを増やすという手法のみにとどまらず、アセスメントと支援の手法を拡大していくための効果的な事業手法を検討していきます。

(3) 看護師等の介助費を独自に支援している高齢化・重度化対応のグループホームを増やすこと。新たに創設された「日中サービス支援型」グループホームでも、独自に看護師等の介助費を支援すること。

(回答)高齢化・重度化の対応に関しては、今後も国制度の活用を含めて箇所数を増やしていくことや、持続可能な仕組みとするための必要な検討を行います。

(4) 地域生活が困難になる最も大きな要因となる強度行動障害について、グループホームなどがそういう方の地域移行を支援した場合、「特別加算」があるが、仕事の大きさを鑑み、さらに加算を増やすこと。

(回答)障害者グループホームにおいて強度行動障害がある方の地域移行を支援した場合、「強度行動障害者地域移行特別加算」を算定することができます。引き続き、強度行動障害の方の地域生活を支えていく仕組みを検討していきます。

(5) ユニバーサルデザインの賃貸住宅の設置を推進するような取り組みを行うこと。

(回答：健康福祉局・建築局)横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくりを基本理念として、横浜市福祉のまちづくり条例を制定しています。条例では、1,000 m²以上の共同住宅について共用部分のバリアフリー整備基準を定めており、一定規模以上のものは車いす使用者の方でも利用できる環境を整えることとしています。

本市が推進する住宅セーフティネット制度では、障害者や高齢者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅である「セーフティネット住宅」の登録を促進しているほか、不動産関係団体や居住支援団体、横浜市関係局で構成される横浜市居住支援協議会で相談窓口を開設し、相談者の個々の状況に応じた住まい探しの支援を行っています。民間賃貸住宅であるため建物構造上の一定の制約はありますが、セーフティネット住宅とした場合、バリアフリー改修などの工事に関する費用の一部を補助する国の制度があります。また、介護保険制度を利用して住宅の改修を行うことができる場合もあります。こうした制度を賃貸住宅のオーナー等に周知するとともに、横浜市居住支援協議会などにおいて、障害者等に対する賃貸住宅のあり方について、関係機関や団体等と意見交換をしていきます。

10. 障害者施策（精神）

(1) 市内に3か所しかない宿泊型自立訓練施設の増設が進むよう計画を策定すること。

(回答)本市が運営主体となる形での整備の計画はありませんが、宿泊型の生活訓練も含め、障害福祉サービス事業所の設置を希望する法人に対しては、その開設を丁寧に支援して

いきます。

- (2) 精神科病棟の職員配置については、いわゆる「精神科特例」は明らかに低い医療人員水準であり合理的配慮に欠けているため、廃止するよう、市として国に求めること。
- (回答) 精神科病棟の職員配置については、国の施設基準により定められており、全国の病院がこの基準により職員を配置しています。このため、横浜市として検討する立場にありません。
- (3) 精神障害者の入院について、身体拘束ゼロとなるよう市として国にあらためてガイドラインを示すように働きかけること。
- (回答) 病院の施設基準は国が定めており、それに基づいて各精神科は運営しているため、本市独自に施設基準を設けることは困難ですが、実地指導等を通じて法に基づき適切な対応がなされているか、引き続き確認していきます。また、現在国では「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」を設置し、患者の隔離・拘束の最小化に係る取組を検討するとしており、この動向を注視してまいります。
- (4) 地域活動支援センター作業所型から法定事業へ移行した事業所の運営に支障が出ないよう、家賃補助を継続すること。
- (回答) 「法定事業移行支援事業借地・借家費補助金」は、障害者地域作業所から就労継続支援B型等の法定事業への移行を推進するために、制度改正期の一時的な経過措置として創設された事業です。事業開始から10年以上経過し、家賃助成のない新規事業所が増えている中で、経過措置として設けられた事業の見直しが必要となっています。そのため、平成28年度から事業者団体と話し合いを重ね、見直しの必要性を繰り返し説明してきましたが、その中で既に借地・借家費補助金の交付を受けている事業所については、当該補助金の急な打ち切りが事業所運営に影響を与えるとのご意見をお聞きしています。借地・借家費補助金の新規受付は令和元年10月をもって終了しましたが、既に借地・借家費補助金の交付を受けている事業所の見直しにあたっては、引き続き関係団体と検討を進めています。
- (5) 精神障害者家族教室は、区任せにせず、全区で実施できるよう市が責任を持つこと。
- (回答) 精神障害のある方のご家族が悩みを抱え込んでしまわないとても、ご家族への支援はとても重要であると考えます。そのためにも、各福祉保健センターの取組状況等を踏まえながら、家族会の周知や家族教室の開催促進等について検討を行ってまいります。
- (6) 精神障害者保健福祉手帳取得者の増加に伴い、区の精神障害担当の医療ソーシャルワーカー(MSW)を増員すること。
- (回答: 総務局) 各区福祉保健センターの医療ソーシャルワーカーは、各区内の民間医療機関や生活支援センターなど、関係機関との連携を図りながら精神保健福祉施策に取り組んでいます。こうした状況を踏まえ、各区の実情にあわせた執行体制となるようにしてまいります。
- (7) 精神障害者が社会福祉法人型地域活動ホームのショートステイ事業を利用しやすくなるよう、人員配置などの受け入れ体制強化について市としての補助を行うこと。
- (回答) 精神障害のある方を含め地域で暮らす全ての障害者が利用しやすい施設となるよう、

引き続き運営法人と意見交換を行っていきます。

- (8) 医療機関と結びついていない精神障害者に対して、生活支援センターなど関係機関とは別に、粘り強く訪問・支援を行っている支援団体等に対して、市として援助を行うこと。

(回答) どこにもつながっていない精神障害者への訪問支援（アウトリーチ）については、平成28年度から「精神障害者生活支援センターの機能標準化及び相談支援機能の強化」の取組の中で検討してきました。引き続き、医療機関等と結びついていない精神障害者に対する支援の充実に向けて取り組んでいきます。

- (9) 精神障害者の働く場として市委託事業の継続と障害者の店（目的外使用許可）の継続、拡大を図ること。また、市および関係機関において精神障害者雇用の更なる拡大、充実を引き続きはかること。

(回答) 精神障害者に対する雇用の場の確保については重要な課題と考えており、現在、横浜市営斎場の湯茶接遇業務の委託発注に加え、売店（自動販売機含む）の目的外使用許可を障害者就労施設に行っており、精神障害者の就労支援に努めています。

近年では、火葬件数が増加傾向であり、それに伴い斎場の湯茶接遇等の業務量も増えてきています。斎場の運営状況等を踏まえながら、今後も精神障害者の就労支援に努めています。

- (10) 重度障害者医療費助成制度は、県基準にとどまらず、相模原市や藤沢市、鎌倉市などのように精神障害者1級の入院と2級の通院と入院にも広げること。

(回答) 平成25年10月1日より、精神障害1級の方を助成対象（通院費のみ）としました。

精神障害2級への適用は、大幅な対象者増となるため、厳しい財政状況の中、実施は困難です。入院医療費の取扱いについても多額の費用を要することとなるため、実施は困難です。引き続き県の動向を見極めていきます。

- (11) 精神障害者の救急医療体制について、日中とともに、特に夜間について速やかに入院できるよう、関係医療機関と調整を図ること。

(回答) 受入病院が少なくなる夕方から夜間にかけての時間帯に、週3回程度精神科救急市内受入病院を追加して対応しています。加えて、基幹病院以外に夜間帯及び深夜帯に入る精神科民間病院も毎日輪番に入れられるよう調整・対応しています。引き続き、切れ目のない迅速な対応ができる救急医療の整備を行います。

- (12) 精神障害者に対して自立支援医療（2年ごと）・障害者手帳・障害年金更新時の診断書提出が義務付けられており、他障害では診断書作成料は無料なのに精神障害だけ有料とされている。この不合理な待遇の改善を図り、診断書を無料とするよう国に求めるとともに、国が実施するまでは市として補助すること。

(自立支援医療・精神障害者保健福祉手帳についての回答) 自立支援医療（精神通院医療）の申請に必要な診断書等の無償交付など、利用者の負担軽減策等の検討について、大都市衛生主管局長会等から国に対して要望書を提出しているところです。また、精神障害者保健福祉手帳の申請に必要な診断書の費用についても、申請者の負担軽減が図れるよう、大都市精神保健福祉主管課長会議から国に対して要望書を提出しています。なお、厳しい財政状況の中で、市が独自に補助することは困難です。

(障害年金についての回答) 障害年金更新時の診断書費用は、障害の内容等に関わらずご負担をいただいているが、公的年金は全国統一の事務事業でもあり、診断書費用の無料化については機会を捉えて国に伝えてまいります。

(13) 精神科での長期の社会的入院の解消に向け、計画的に地域移行を進めること。

(回答) 「障害者総合支援法」には精神科病院の入院患者の退院支援を行う地域移行支援があり、本市では事業所説明会を行い、指定事業所数を増やすよう働きかけています。また、18区の精神障害者生活支援センターでは、横浜市退院サポート事業として、法定サービスのみではカバーできない、入院者や病院に対する退院支援や啓発活動などを実施しています。

精神科病院等実地指導においては退院支援委員会の実施状況、退院後生活環境相談員等の選任状況等をふまえつつ、退院に向けた病院での取組についても確認し、必要な指導を行ってまいります。引き続き、関係機関と連携し、退院後の精神障害者が暮らしやすい社会づくりを推進してまいります。

(14) JR 運賃や私鉄運賃・航空運賃・有料道路料金などの割引を他障害者と同様に精神障害者にも行うよう国に働きかけること。

(回答) 要望内容については、市域を超えた課題であるため、他都市と連携して働きかけていくべきものと考えています。引き続き、他都市と連携し、機会を捉えて関係機関に対して必要な働きかけを行っていきます。

11. 障害者施策（移動）

(1) 少なくともガイドボランティアに自己負担をさせないよう、奨励金は実費支給すること。

(回答) ガイドボランティア奨励金については、ボランティア活動という制度の趣旨を踏まえて、平成25年4月から現在の金額500円を設定しています。なお、ガイドボランティアの自宅から活動開始場所までの間又は活動終了場所からガイドボランティアの自宅までの間に交通費が発生する場合には、奨励金を1,000円としていますので、ご理解ください。

(2) ガイドヘルパーの報酬単価をさらに引き上げること。また同行援護中の交通費を助成すること。ヘルパーがいなければ福祉バス等の利用ができない場合、ガイドヘルパーの同行援護を、バスでの移動時間も含めて全行程について、認めること。

(回答) ガイドヘルパーの報酬については、平成30年4月、平成31年4月に見直しを行い、引き上げをしました。同行援護中の交通費助成については、基準省令において、同行援護事業者は、利用者の直接便宜を向上させるものについては、利用者等に金銭の支払を求めるることは差し支えないとされています。本市の厳しい財政状況の中、同行援護中の交通費を助成することは困難です。

福祉バス等を利用した行事含め、障害当事者団体の活動中の利用については、事業全体の課題の一つとして認識しており、利用者の実態や他都市の状況もみながら検討を進めています。

なお、ガイドボランティア制度では、平成25年度から余暇活動にも適用範囲を拡大し、レクリエーションを目的とした観光バス、福祉バスによる外出についても対象としていますので、ご活用ください。

- (3) 障害者にとってニーズの高いハンディキャブ（リフト付き小型車両）を増車すること。またその利用方法について、通院以外は市外への運行ができないため、市外も可とすること。

(回答) 厳しい財政状況等から、ハンディキャブの増車及び利用制限の緩和は困難です。なお、公共交通機関を利用し難い方を想定した施策として、車椅子利用者でも利用しやすいユニバーサルデザインタクシー（タクシー券の利用可）の購入費補助を平成24年度から実施し、普及に努めております。

- (4) ガイドヘルプ事業の利用時間の制限を実態に合わせて撤廃し、利用目的の制限を撤廃すること。

(回答) 移動支援事業の支給時間については、基準を30時間としていますが、区役所で利用実態や希望を把握し、必要に応じて30時間を超えた決定も可能となっています。なお、厳しい財政状況等から、利用目的を緩和することは困難です。

- (5) 障害者が働く条件を整備するために、通勤などでのガイドヘルパー・ガイドボランティアの利用を認めること。

(回答) ガイドヘルパー・ガイドボランティアの利用は、通勤や営業等の経済活動に係る外出は対象外としており、利用目的を緩和することは困難です。

- (6) 盲・ろう特別支援学校の児童とろう特別支援学校小学部の児童は、保護者が通学の付き添いができない場合、多額の自己負担でヘルパーを頼むか、やむを得ず欠席している現状もあり、それらを解消するためにもガイドヘルプ事業の通学通所支援対象者に児童と聴覚障害児を加えること。

(回答) 移動支援事業は、障害ゆえに移動に困難を抱える方の移動を支援する事業です。

そのため、障害の有無に関わらず保護者が付き添うことが想定される児童は、原則として本事業の対象外とし、小学生以上を対象としています。なお、聴覚障害児・者については、外出時の情報提供が主な支援内容であると考えられるため、本事業の対象外としています。また、障害者等からの相談に応じ、支援制度の案内やサービス事業所・地域ボランティア等の紹介・コーディネートを行う窓口として、各区社会福祉協議会に移動情報センターを設置していますので、是非ご活用ください。

12. 障害者施策（視覚）

- (1) 就労支援センターを強化し視覚障害者の就労支援をさらに促進させること。

(回答) 市内9か所に設置している就労支援センターでは、視覚障害のある方を含め、障害者の就労支援及び企業に対する事業主支援を行い、雇用促進に取り組んでいます。

県やハローワーク等の関係機関との連携強化や人材育成など、引き続き機能の充実を図ってまいります。

- (2) 重度訪問介護による入院中のコミュニケーション事業は、利用者負担なしとすること。

市実施の重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業の水準を引き下げないこと。

(回答)重度訪問介護による入院中のコミュニケーション支援事業は、総合支援法に基づくサービスのため、同法により、一定の所得以上の方については、利用者負担をお願いしています。

本市で実施しています重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業については、利用者のニーズを踏まえ引き続き事業を実施していきます。

(3) 市からの視覚障害者への送付文章について、健康福祉局と税金・市営住宅の通知の点字化対応にとどまらず、暮らしに必要な市からのお知らせ文書の点字化を全庁的に推進していくような実行計画をつくり進めること。

(回答)平成29年11月から市から発出する通知等の点字化対応に取り組んでおり、開始当初より健康福祉局関連の通知等に限らず他の局で発出する通知等についても、点字対応を行っています。横浜市から発出する通知等の点字化の推進に向けて、さらに府内各部署への働きかけを強化してまいります。

(4) 視覚障害者の情報保障を担える施設として、点字図書館機能を備えた視覚障害者支援センター(仮称)を設置すること。

(回答)厳しい財政状況の中で、新たな視覚障害者への総合支援センターの設置は困難です。

(5) 点訳・音訳養成講座を利用要望に応えられるよう、市として責任を持ちさらに拡充すること。

(回答)令和元年度から点訳奉仕員養成講座の応用編を委託により実施しています。また、令和2年度からは音訳奉仕員養成講座についても、応用編を委託により実施しています。

(6) 視覚障害者向けに新たな情報処理技術を活用した日常生活用具が開発され、それらの製品も給付対象となるよう見直し予算化を図ること。

(回答)対象品目や対象者、制度運用は、隨時お寄せいただくご要望等も踏まえつつ、適宜見直しを行っていますが、他都市の状況や本市の財政状況を踏まえ、慎重に検討をする必要があると考えます。

(7) 視覚障害者が日常生活で必要とする代読・代筆は、居宅介護サービスのヘルパーに依頼できるが、利用時間の制約もあり、別途拡充が求められる。総合支援法に基づき各市町村が実施する地域生活支援事業の意思疎通支援事業にある手話通訳者・要約筆記者派遣に加えて、代読・代筆等サービスも実施すること。

(回答)令和3年10月から、居宅内での代読・代筆の支援のみが必要である方に対しても家事援助においてサービス提供を可能とするように制度の運用を拡充しました。今後も利用者のニーズの把握に努め、代読・代筆のサービスの提供方法等について、引き続き検討していきます。

(8) 活字による読書が困難な方への情報保障として、市立図書館・市大図書館・盲特別支援学校図書室のデジタル録音図書(テキストディジー・マルチメディアディジー形式)などを引き続き充実をはかること。

(回答:教育委員会)市立図書館では、横浜市立大学の図書館の蔵書を取り寄せることができ、大学図書館の蔵書でも対面朗読を行うことができます。また、盲特別支援学校など学校

向けに、学校図書室が所蔵しない図書を貸し出すなどの支援を行っております。

テキストディジーにつきましては、令和3年度より製作を開始いたしました。また、マルチメディアディジーにつきましては、市販品を購入するとともに全国ネットワークを通じて、各種ディジーを借用し利用者に提供してまいります。

(下線部の回答) 市立大学では、学内のニーズを把握し、適切に対応してまいります。

(9) 視覚障害当事者や支援者が視覚障害者に対して緊急事態下でも情報発信できる仕組みを整えること。

(回答) 横浜市では、横浜市視覚障害者福祉協会に対して横浜ラポールの3階一部スペースを目的外使用許可により活動拠点として提供しています。緊急事態宣言下においても、その役割・重要性を鑑み、閉鎖せず開放を続けました。今後も、視覚障害当事者や支援者に効果的な情報発信ができるよう、横浜市視覚障害者福祉協会と連携し対応していきます。

(10) バス停の行先についての音声自動案内装置の設置を推進すること。

(回答) 音声案内の浸透にあたっては、施設管理を担当する部署や民間事業者が視覚障害者の特性を理解し、音声による案内が視覚障害者にとって必要であることを認識することが重要です。福祉のまちづくり推進指針に沿って、障害のある方を含めた多様性への理解や、利用者の視点にたった施設整備の必要性を事業者に働きかけてまいります。

(市営バスの対応についての回答：交通局) 現在の厳しい経営状況では、音声自動案内装置の設置は困難な状況ですが、乗務員の車外マイクによるアナウンスの活用により、必要なご案内を行ってまいります。

13. 障害者施策（聴覚）

(1) 人工内耳とその外部機器の更新を補装具費支給事業の対象に加えるよう国に働きかけること。またそれが実現するまで札幌市・小樽市などのように、市としての独自助成を行うこと。

(回答) 令和2年度より、人工内耳用音声信号処理装置の修理については、補装具費支給事業の対象となりました。財政状況の厳しい中、市独自での対応は困難ですが、引き続き国へ要望してまいります。

(2) 地域活動に障害者の参加がさらにすすむよう、手話や要約筆記者などの通訳者派遣事業をさらに市民に周知すること。

(回答) 聴覚障害者情報提供施設の利用案内リーフレットやチラシの配布など、通訳者派遣事業の周知を図っています。引き続き、広く周知に努めています。

(3) 手話言語法の制定に向けて国に対してはたらきかけていくこと。

(回答) 聴覚障害のある方のコミュニケーションと情報提供が保障される社会環境の整備の必要性は認識しています。本市においても、平成28年度に手話言語法制定に向けた取組の推進及び施策の情報交換の場である「全国手話言語市区長会」へ入会しています。引き続き、全国の動向を把握し、必要な対応を行っていきます。

(4) 難聴者の情報保障機器の普及に向けて、関係団体の要望を聞き、タブレット操作講習の

対象にスマホも加えること、また音声認識ソフト利用した会議を体験できるようパソコンの購入を助成すること。

(回答) 障害のある方の情報格差の解消、ICT 情報能力向上を目的に、平成 14 年からパソコン講習会を開催しています。平成 27 年からは利用者ニーズを踏まえ、タブレット端末を用いた講習会を実施しています。スマートフォンの利用のニーズは認識していますが、機能が類似するタブレット端末の講習会を実施することにより、スマートフォンの基本操作の学習にもつながると考えています。基本操作を超えた内容の講習会については、講師確保等の課題があり困難です。

重度障害者（児）日常生活用具給付等事業は、障害者総合支援法第 77 条に基づく事業で、厚生労働省告示第 529 号によって用具の要件が定められています。その一つに、「用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」という規定があります。

パーソナルコンピューターは一般に普及した商品との考え方から、日常生活用具の対象とはできません。

(5) コロナ禍の中、難聴者も利用できるような、声の字幕を付与したオンライン医療システムのモデル実施を行うこと。

(回答) 新型コロナウイルス感染症の影響により、医療現場におけるオンラインを活用した情報保障が重要であることは認識しています。発展の目覚ましい音声認識ツールや遠隔での要約筆記などを活用した情報保障の手法を研究していきます。

また、オンライン医療については、医療機関のご理解とご協力も重要であることから、厚生労働省等から発出されるオンライン診療に関する通知等については、今後も医療現場へ情報提供を行っていきます。

(6) 市長会見及び市長メッセージ・市長コメントを市として動画で発信する際、すべてに手話通訳を導入すること。

(回答：市民局) 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ動画については、令和 3 年 1 月以降手話通訳をつけた動画を作成し、市ウェブサイトに掲載しています。

(下線部の回答：政策局) 市長定例記者会見については、会見中の発言すべてに対し手話通訳を行っています。

(7) 次代の手話通訳を目指す方向けに手話講習会を市として行うこと。

(回答) 現在、横浜市障害者社会参加推進センターと横浜市手話通訳奉仕団たつの会に委託し、手話講習会を開催しています。次代を担う若い方も参加しやすい講座設定となるよう、受託者と共に検討していきます。

(8) 人工内耳の電池購入助成制度を導入すること。

(回答) 補装具費支給制度は国の制度であり、その種目は国の告示によって定められています。人工内耳については、人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ、補装具費支給制度の対象となりましたが、その他については制度対象ではないため、電池購入費用に対しての給付は困難です。

(9) 中途失聴難聴者政策として、A I ボイス筆談機「ポケトーク mini」および「タブレット

mini」を聴覚障害者の日常生活補装具の助成対象に追加すること。

(回答)各品目における具体的な用具の適否及び品目の分類については、本制度の目的、用具の有用性及び財政状況等を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えています。

14. 障害者施策（呼吸）

(1) パルスオキシメーター（血中酸素量測定器）は呼吸機能障害者が日常生活を送るにあたって欠かせないため、現在障害3級まで認められている購入補助対象を4級までの全等級に広げること。

(回答)日常生活用具の給付対象は、原則として、障害の程度が重度の方としてきた制度の経過があります。各品目の対象となる方の要件については適宜見直すことがあります、当該の身体障害者手帳の認定基準の定義の主旨及び本市の財政状況を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えられ、現在のところ困難です。

(2) 呼吸リハビリを受けられる医療施設を増やすよう働きかけること。また、在宅医療においても呼吸リハビリを提供できる仕組みを構築すること。

(回答：医療局)病院については、中小規模の病院を含む市内の約半数の医療機関において、呼吸器リハビリテーションを実施しています。引き続き、在宅酸素療法や呼吸器リハビリテーションを必要とする患者も含め、市民の皆様が安心して暮らすことができる医療提供体制の確保に努めています。

(3) 自立支援医療(更生医療)の対象に「肺」を入れ、自己負担金を軽減すること。

(回答)自立支援医療(更生医療)は国の制度であり、その対象疾病は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第六条の十八」によって定められています。

15. 障害者施策（医療的ケア）

(1) 医療的ケアの必要な重症心身障害児者やその家族への相談支援、生活介護、訪問看護サービス及び短期入所などを一体的に提供できる場である多機能型拠点の整備は、速やかに6か所整備すること。

(回答)多機能型拠点整備事業については、本市において「横浜市中期4か年計画」「第4期横浜市障害者プラン」に位置づけ、方面別に市内6か所に整備する計画です。現在3館目までの整備が完了しており、令和3年1月には4館目の運営法人の選定を行いました。5館目及び6館目についても、市有地の有効活用により、早期の整備に向けて引き続き検討を進めています。

(2) 多機能型拠点に併設される医療機関では、宿泊サービス利用時は医療保険での算定が可能だが、通所施設の場合、現場で経管栄養、人工呼吸、酸素吸入などの医療行為が必要であるにもかかわらず、医療保険制度では医療提供の場として原則認められていないため費用請求ができない。国に改善を申し入れるとともに、市として補助を創設すること。

(回答)多機能型拠点に対しては、国等の制度に加え、横浜市独自の助成として、医師や看護師、社会福祉職の人事費に係る加算のほか、生活介護（通所）の利用者の医療的ケア度に応

じた加算を行っています。今後も、国の制度の状況を踏まえつつ、より良い運営を目指して引き続き支援を行っていきます。なお、厳しい財政状況の中、本市単独の補助の新設は困難です。

16. 障害者施策（腎臓等）

(1) オストメイト装具助成事業において、消化器系のオストメイトの中で回腸部にストーマがある場合、交換頻度が高いため、助成金が不足している。尿路系と同額になるよう増額すること。

(回答) 対象品目や対象者、制度運用は、隨時お寄せいただく述べてください。要望等も踏まえつつ、適宜見直しを行っていますが、他都市の状況や本市の財政状況を踏まえ、慎重に検討をする必要があると考えます。

(2) 透析者の新型コロナウイルス感染者に対する病床確保をさらに進めること。

(回答：医療局) 新型コロナウイルスに感染した透析患者に適切に対応するため、県域全体で、「透析コロナ患者受入医療機関」の体制を整備しており、33 医療機関が受入医療機関となっています。

この体制のもと、入院調整は、県の病床利用状況把握システムを用いて、透析医療機関間で行い、受け入れ先を決定しています。また、調整が困難な場合などには、県内4 ブロックのそれぞれに設置された調整機関のコーディネーターが入院調整を行っています。今後も神奈川県と連携し、更なる体制強化を図っていきます。

17. 障害者施策（身体）

(1) 高齢の視覚障害者のために、機能訓練事業所・生活訓練事業所において歩行訓練士の配置を促進するよう助成すること。

(回答) 歩行訓練士の配置につきましては、各事業所の対応となります。対象事業所に必要な情報提供や働きかけを行ってまいります。

(2) 障害者宿泊施設「横浜あゆみ荘」に車いすを利用して宿泊できるよう、洋室をさらに増やすこと。また、重度障害者対応のリクライニングベッドを設置すること。

(回答) 平成 29 年度に1室を、令和元年度にも1室を、和室から洋室へと改修いたしました。今後の更なる洋室化については、利用状況を踏まえながら検討していきます。

18. 障害者施策（重症心身障害）

(1) 特別支援学校等を卒業する重症心身障害の人たちのニーズを把握し、一人ひとりにあつた日中活動の場を速やかに提供すること。

(回答) 重症心身障害者の日中活動の場の拡大に向けて、設置費補助制度の活用等を通して、障害福祉サービス事業所の新設等を促進していきます。これに加えて新設相談の際には、重症心身障害者を対象とした事業所の新設を検討していただくよう、働きかけを行っています。

(2) 肢体不自由児者や重症心身障害児者受け入れのために、必要なバリアフリーの整備や広

さの確保を行う事業所に対し、整備のための助成や家賃助成を拡充すること。

(回答)医療的ケアが必要な重症心身障害児者等を対象にした多機能型拠点の整備をはじめ、障害福祉サービス事業所の新設に対応するため、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようバリアフリー整備や広さの確保を進める事業所に対して、設置費補助制度等の充実に引き続き努めています。

(3) 特別支援学校高等部卒業後の進路が見つからない状況を解消するため、就労支援事業所、生活介護事業所を増やし、福祉就労の場を充実させること。

(回答)障害福祉サービス事業所の新設に対応するため、設置費補助制度等の充実に引き続き努めています。事業者の皆様に対し、事業所の新設相談等を通じた運営支援を行うとともに、集団指導等の様々な機会を捉え、制度の理解、周知に引き続き努めています。

19. 障害者施策（防災）

(1) 国の方針に基づき市が主体となって作成する災害時の要援護者名簿登録者の個別支援計画の作成を行うこと。また自治会町内会などへの災害時要援護者名簿の提供を促進すること。

(回答)災害時要援護者ごとの個別避難計画の作成については、法改正及び国の指針を踏まえ、支援者の確保やマッチング等の課題は多くありますが、区役所や関係局、地域の皆様、福祉施設と連携して課題を整理し、検討を進めていきたいと考えています。また、先進的な取組をまとめた事例集等を活用し、地域の実情に応じた要援護者の避難支援が進むよう、引き続き取り組みます。

(2) 地域防災拠点の運営や訓練に障害当事者が参加するよう進めること。体育館だけでなく教室利用を可能とすること。また、福祉避難所の情報などとともに周知すること。

(回答：総務局) 地域防災拠点運営委員会では、それぞれの地域性を踏まえながら運営ルールや訓練メニューを決定しており、多くの拠点で積極的に要援護者対策訓練に取り組んでいます。こうした取組がさらに多くの拠点に広がるとともに、障害者の方々が積極的に防災訓練に参加していただけるよう広く周知し、区役所と連携しながら、引き続き地域に対して働きかけていきます。また、地域防災拠点では、障害者をはじめ、高齢者、乳幼児等に配慮し、あらかじめおおむね3教室を確保し、利用することとしていますので、発災時にこうした運用ができるよう、区局連携して運営委員会に働きかけていきます。あわせて、訓練や研修等でこのような取組みを周知する際には、福祉避難所を含めた避難所の仕組みについても説明していきます。

(3) 透析施設が災害時に機能しなくなることを想定した対策を立てること。

(回答：医療局) 透析不能時における大規模災害時の広域搬送については、引き続き神奈川県などの関係機関と連携を図っていきます。

(4) 聴覚障害者を対象とした地震震度情報、気象情報などの防災情報をEメールで配信するサービスを必要とする全ての対象者へ丁寧に周知すること。

(回答：総務局・健康福祉局) 防災情報を文字情報で伝達する手段としては防災情報Eメールをはじめ、緊急速報メール、Yahoo!防災速報などがあります。利用者がご自身の状況に適

した受信手段を選択できるよう、市ホームページ、障害福祉のあんない、ハザードマップなどにより、各手段の周知に努めてまいります。

- (5) 地域防災拠点にオストメイト簡易トイレを備蓄することや、車いす対応のトイレを用意すること。またストーマ装具交換のためのトイレも確保すること。

(回答：資源循環局)ストーマ装具ご利用の方が地域防災拠点で既存のトイレを使用する場合については、備蓄している簡易トイレ便座にトイレパックをセットして高さを調整することで、ストーマ装具交換をしていただきたいと思います。また、交換の場所については、既存のトイレの他にハマッコトイレ、くみ取り式仮設トイレもお使いいただけます。

車椅子をお使いの方については、施設のバリアフリートイレのほか、全ての地域防災拠点で備蓄しているくみ取り式仮設トイレのご利用に加え、車椅子対応のハマッコトイレ整備を順次進めています。

20. 障害者施策（スポーツ）

- (1) 横浜ラポールの現行修繕計画を見直し、抜本的な修繕計画を策定し必要な修繕を確実に進めるよう予算を増やすこと。

(回答)利用者の皆様が安心してスポーツや文化活動等を行えるよう、老朽化や劣化部分の修繕について、関係部署と連携し、引き続き、適切な改修等を行っていきます。

21. 依存症対策

- (1) 普及啓発、相談事業等を行う依存症関係民間団体ネットワーク構築へ助成すること。また全区で普及啓発を目的とした講演会などを実施すること。依存症に対応できる医療機関を増やすこと。また、市として取り組んでいる家族支援のワークショップなども、その内容を充実させること。

(回答)普及啓発事業や相談事業等に対する民間支援団体への補助金を令和元年度から開始するなど、取組を進めています。また、依存症対策に関する情報や課題の共有をするため、行政、医療、保健・福祉、司法などの関係機関、民間支援団体等で構成される連携会議を令和2年度に立ち上げました。

令和3年10月には、関係機関や民間支援団体と支援の方向性を共有するため、横浜市依存症対策地域支援計画を策定しました。計画に基づき、今後も依存症対策を進めてまいります。

22. 生活保護施策など

- (1) コロナ禍により生活保護の相談・申請が増加していることに対応して窓口の相談体制を強化すること。相談はプライバシーが確保できるよう、間仕切りではなく個室で行うことを目途に計画をたてること。

(回答)コロナ禍における相談・申請件数への増加に伴い、窓口の相談体制を強化して相談に応じています。専用の面接室を設けるなど、プライバシーに配慮した相談を行っています。

(2) 住まいの確保への支援について、本人まかせではなく確保できるまで市として責任を持つこと。

(回答) 住居の確保が困難な方の転居支援については、居住支援協議会との連携支援や、セーフティネット住宅を活用した支援を進めています。また、市内の簡易宿泊所、無料低額宿泊所、法的位置づけのない施設で生活する生活保護受給者の転居支援については、民間事業者に委託して行っています。

(3) 厚労省は所得が生活保護基準を下回る世帯のうち保護を利用している世帯は 22.9 倍(捕捉率)という推計結果を 2018 年に発表しており、補足率向上は緊急に取り組むべき課題である。本市独自に、所得水準だけでも補足率を調査すること。申請へのハードルを低くするために、本市の申請書類の簡略化、法で定められていない書類の廃止、扶養照会の一律停止を行うこと。

(回答) 調査手法や内容等について課題があり、本市として捕捉率を把握することは困難と考えます。申請書類の簡略化や扶養照会の一律停止を国に求める考えはありません。

(4) 常勤ケースワーカーの担当世帯を 80 世帯となるように配置数を引き上げること。その際、配置は福祉専門職とすること。またワーカーの研修についてはしっかりと時間を保障すること。

(回答) 保護世帯数の推移を見極めながら、毎年所要の人員を配置しています。現場の状況を踏まえて研修を実施し、ケースワーカーの質の向上に努めています。

(5) 生活保護基準をこれ以上引き下げないよう、また、医療費の窓口負担金導入などの新たな制度改悪は行わないよう、国に求めること。引き下げられた住居費について、元に戻すよう国に求めるとともに市独自に補助すること。

(回答) 生活保護基準は、国が、社会保障審議会の生活保護基準部会における検証結果を踏まえて定めています。本市として、国に対して生活保護基準の見直しを要望したり、独自の助成を行ったりする考えはありません。

(6) 生活保護のしおりと申請書を窓口に常置し、申請の意思を有する市民の申請権を保障すること。あわせて「生活保護の利用は国民の権利です」というポスター掲示など更なる市民周知をはかること。

(回答) 生活にお困りの方からの相談は、専門職員が生活状況を詳しくお聞きして、制度の趣旨や受給要件を説明しています。そのうえで、申請意思を確認し、申請意思のある方には申請書を交付して手続支援をしています。「保護のしおり」は生活支援課等に配架しています。「保護のしおり」や本市ウェブサイトには、生活保護の申請は国民の権利であることを記載しており、市民周知を図っています。

(7) 健康福祉局生活支援課への警察官OB の配置はやめること。

(回答) 生活保護特別相談員は、区生活支援課からの不正受給対応の相談に対する助言等の支援や行政対象暴力に関する区生活支援課向け研修の講義を行うなど、その業務は限定的です。これらのため、健康福祉局生活支援課への配置を継続しています。

(8) 無料低額宿泊所には、劣悪な住環境に生活保護利用者を囲い込んで高額な利用料を徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」施設があるため、経過措置ではなく、直ちに条例基準

を満たすよう、またコロナ禍のなか、個室化など改善指導を強化すること。一時的な宿泊施設であるにもかかわらず、「終の棲家」になっている実態があるため、自立生活安定化支援事業を拡充しアパートや施設などへの転居希望者に対し積極的に支援すること。

(回答)施設利用者の希望や生活状況に応じ、平成31年度から対象者を拡大した自立生活安定化支援事業等を活用して、転居支援や他施設への入所支援を行っています。事業者に対しては令和2年4月に施行した条例を順守するよう指導し、質の一層の向上を図っております。

(9)簡易宿泊所を住まいとして、多くの高齢単身者が生活保護制度や介護サービスを利用して暮らしている実態がある。市としてこのような実態を解消する対策を持つこと。自立生活安定化支援事業を拡充し、希望者にアパートや市営住宅等への転居支援、高齢者施設等への入居支援をより強化すること。

(回答)簡易宿泊所利用者の希望や生活状況に応じ、転居支援や他施設への入所支援を引き続き行います。

(10)生活保護利用世帯へ、敬老バスと福祉バスは無料にすること。

(敬老バスについて回答)

交通機関の利用に要する費用等の一部に充てるため、身体障害者等の一部利用者を除き、利用者には所得等に応じた負担金を負担していただいております。生活保護費のうち生活扶助費には、日常生活における交通費も含まれています。敬老バスの利用者負担金については最低限の受益者負担としてご理解ください。

(福祉バスについて回答)

平成25年に福祉特別乗車券への利用者負担金を導入した目的は、普段はバス・地下鉄をあまり使っていないが念のために福祉バスをもらっておきたい、と考える方には遠慮していただき、福祉特別乗車券を真に必要とされる方に交付できるように、交付の適正化を図ることでした。このことはサービス対象者の増加に対応し、制度を維持していくために必要な対応となっています。そのため、福祉バスを無料に戻すことは困難です。

(11)生活保護利用や低所得世帯の高校生が経済的理由で退学することのないよう、教育委員会と連携し、生活保護・低所得のみを要件とする市独自の給付型奨学金制度を創設すること。寄り添い型学習支援のさらなる充実をはかること。

(回答)生活保護は国の制度であり、本市が独自に給付型奨学金を創設することは考えていません。引き続き、寄り添い型学習支援事業利用者が利用しやすい事業となるよう取組んでいきます。

(12)生活保護利用世帯の高校生が大学等への進学について、世帯分離され、保護対象から外されたため、進学は困難なのが実態である。国に大学進学を認めるよう求め、世帯分離の廃止、一時金の増額など、改善を求める。また、貧困の連鎖を断ち切るのは教育であることから、教育委員会と連携し、市独自の大学生等向けの給付型奨学金制度を創設すること。

(回答)生活保護は国の制度であり、本市が独自に給付型奨学金を創設したり、保護費の上乗せ給付を行ったりすることは困難です。お子さんが大学や専門学校等への進学を希望す

る場合には、修学支援新制度のほか、各種給付金や貸付金の案内、アルバイト収入の積立て等について丁寧に説明しています。

- (13) 異常気象への対策として、すべての生活保護利用者のエアコン設置と夏季加算を国に求めること。夏季と冬季に1世帯1万円を福祉手当として支給する制度を創設すること。エアコン未設置の世帯のうち、設置を希望するすべての世帯に、エアコン設置補助をする。

(回答) 冷房器具の支給対象者の拡大については、他の政令市とともに国に要望を行っています。なお、生活保護は国の制度であり、保護費の上乗せとなる夏季及び冬季手当の給付は困難です。

- (14) 生活保護を受けている世帯は要保護世帯のうち1割程度という補足率の低さである。母子世帯が生活保護を利用しやすくするための対策として、母子世帯に向けたパンフやしおりを作成すること。

(回答) 母子世帯に限らず、区福祉保健センター等で生活困窮者を把握した場合、生活支援課に連絡して相談を進めています。

23. その他（簡易宿泊所・違法民泊）

- (1) 法や条例に違反している簡易宿泊所に対し、引き続き消防局、建築局と連携して違反や不適合事項を是正させ、衛生と安全を確保すること。

(回答) 簡易宿所営業施設を含む市内の旅館業施設へは定期的に立入調査を実施し、法や条例等に違反している場合は改善するよう営業者へ指導しております。また、消防法、建築基準法等に抵触している可能性がある場合は、消防局、建築局へ情報提供を行っています。引き続き消防局等の関係部署と連携し、施設の衛生と安全を確保するよう指導してまいります。

24. 医療費助成

- (1) 国に対し、小児医療費助成制度の創設を引き続き求めること。本市制度では、一部負担金をなくし所得制限を撤廃することや対象年齢を18歳まで拡充することに着手すること。

(回答) 小児医療費助成制度については、毎年、国への要望を行っています。

本市制度については、厳しい財政状況の中、持続可能な財政運営をはかりながら、丁寧に議論を重ねて検討を進めています。

- (2) ひとり親家庭医療費助成制度の所得制限を撤廃すること。撤廃されるまでの間、所得制限を超えた世帯には、ひとり親家庭医療費助成制度の対象である18歳までを、小児医療費助成制度の対象とすること。

(回答) 本市のひとり親家庭等医療費助成制度については、神奈川県の補助要綱に準じ、所得制限額を設けています。また、ひとり親家庭等医療費助成制度で所得制限額を超えていますが、小児医療費助成制度で該当する年齢の場合は、小児医療費助成制度の該当となる場合もあります。引き続き県の動向を見極めています。

(3) 市医師会の協力を得て本市独自に市内のぜんそく患者の実態調査を行うこと。また国の制度が創設されるまで、市独自に医療費助成を行うこと。PM2.5(微小粒子状物質)の測定器を市内の全ての測定所に設置すること。生麦小学校の一般局への設置を急ぐこと。

(回答) 公告によるぜんそく患者への対応は国レベルで実施すべきものであり、実態調査の実施についても、市町村単位での個別の対応ではなく、全国規模で統一的な調査を国が判断すべきものと考えます。なお、本市では、ぜんそくをはじめとする様々な疾病的治療を要する市民の方々に対し、小児医療費助成や小児慢性特定疾病医療費助成、特定医療費（指定難病）助成などを実施しています。

国が公告として今後制度を創設した場合には、国の公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、適切に対応してまいります。

(下線部の回答：環境創造局) PM2.5測定機は、市民の皆様から居住区のPM2.5の状況に関する多くの要望があったことから、1区1か所を目途に設置しました。鶴見区においては、潮田交流プラザ測定局にPM2.5測定機を設置しており、同区内に増設する予定はありません。なお、現状では、平成28年度から令和2年度までの5か年連続で、鶴見区の測定局を含む全ての測定局において環境基準に適合しています。

25. 医療施策

(1) 定期予防接種について、2018年4月から相模原市と町田市で行われているように、本市でも隣接市との相互乗り入れを、隣接自治体との間で制度化すること。

(回答) 本市としても、検討すべき課題と考えておりますが、隣接する近隣自治体によって対応状況や考え方が異なっており、協議調整にはまだしばらく時間をする見込みです。引き続き、近隣自治体の状況把握に努めます。

(2) 50歳以上を対象とした帯状疱疹ワクチン接種について、接種費用の助成を国へ求めること、制度が創設されるまでは、市独自に助成を行うこと。

(回答) 帯状疱疹に対するワクチンへの費用助成については、現在、国において定期予防接種とすることの是非等について検討が行われております。引き続き、コロナ禍の厳しい財政状況のもとでは、新たな助成については、国の検討状況を注視していきます。

(3) 風疹の感染拡大防止対策事業を継続し、抗体のない市民へのMR（麻しん風疹混合ワクチン）予防接種費用助成を引き続き行うこと。

(回答) 横浜市風しん対策事業については、先天性風疹症候群を予防するために重要な施策であると認識しており、引き続き、実施してまいります。

26. その他の医療施策

(1) 新型コロナウイルスのパンデミック対応で緊急の体制がとられている保健所について、中長期的な本市の保健所機能の強化計画を策定すること。新たな新興感染症や災害時の危機管理体制・在宅医療の推進を図るために、区福祉保健センター長には医師を配置することやセンターを保健所として格上げして18区の保健所体制に戻すことなどを強化計画に盛り込むこと。

(回答)全国的行政医師が不足する中で厳しい状況にありますが、各区福祉保健センターや局の業務に対応するため、今後も引き続き行政医師の採用を行ってまいります。

また、区福祉保健センターは、センター長が医師以外の職種となっている区もありますが、その場合は原則として行政医師を配置し、センター長への医学的支援等を行うとともに、健康福祉局の行政医師も必要に応じて区福祉保健センターの支援を行っています。また、保健所体制については、現行の1保健所18支所の設置により、指揮命令系統の一元化を図り、区域を超えた広域的な感染症等発生時にも、迅速かつ的確な判断が可能となっています。

- (2) 国に対し、子宮頸がんワクチン接種者全員を対象に接種後症状の調査をし、実態を把握するよう求めること。国が実施するまで市独自に調査すること。健康被害の救済を求める申請書類が多く申請自体をあきらめる人もいるため、申請方法の簡素化を引き続き国に求めること。

(回答)実態把握のための調査は、全国の情報を集約した上で、その安全性について研究・分析を行い、結果を正しく評価する必要があります。そのため、一部の自治体のみが調査を実施しても、全国的な状況の把握や安全性の評価にはつながらないため、国に対し調査を求めることが適切と考えております。また、健康被害救済制度における申請方法については、平成28年6月に申請書類の簡素化を国に要望しました。

- (3) がん検診の受診率向上を図ること。特に、胃がん検診受診率向上のため、死亡率減少には50歳から60歳代の受診者が重要であることから、自己負担金の減額をすること。

(回答)胃がん検診の自己負担額については、他都市の状況も踏まえつつ、がん検診事業費全体の中で必要な見直しを検討していきます。

- (4) 20歳女性と40歳女性が無料クーポンで受けられるがん検診について、対象者の受診率向上を図ること。そのために夜間や休日に受診できるようにすること。

(回答)無料クーポン券対象者への再勧奨通知を送付するとともに、企業や団体と連携し、イベント等で検診を受診することの大切さを伝えるなどの取組を進め、受診率向上に努めます。また、夜間、休日の受診機会の確保については、横浜市医師会と課題として共有していきます。

- (5) 医療費の一部負担金の免除が病院の判断ができる無料低額診療施設をもっと増やすよう、市内医療機関に働きかけること。また、同事業を広く市民に周知するよう、ホームページでの掲載、区役所生活支援課だけへの情報提供にとどまらず、国保のしおりに記載し国保の窓口で案内するなど、関係部署あげて行うこと。

(回答)無料低額診療事業の制度周知については、ホームページ掲載のほか、生活困窮者自立支援相談の窓口とも連携の上、無料低額診療施設の情報を共有し、相談者に対して周知してまいります。

- (6) 外来で無料低額診療を利用した場合、医療部分は無料になるものの薬代については無料の対象にならないことについて、国に対し薬剤費の一部負担金は無料にするよう求める。それが実現するまで、那覇市のように、薬代の窓口負担分を助成する事業を、本市でも実施すること。

(回答)薬剤についても対象と位置付けるよう、他の政令市や東京都とともに、国に対し要望しています。

(7) 市内で新型コロナ感染症を疑うとき気軽にPCR検査を受けられるような体制をつくること。

(回答)本市では、有症状者が身近なクリニック等で検査を受けられる体制が整っています。検査体制の充実については、今後も県と連携し、確保していきます。

(8) 二次救急拠点病院補助金の減額措置の中止をすること。

(回答：医療局)令和3年度予算における二次救急拠点病院事業補助金の減額は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う時限的措置であったことから、令和4年度予算については、見直しを行います。

(9) マスクなどの医療資材の備蓄の強化に市として取り組むこと。

(回答)医療資器材については現在、マスク（N95マスク含む）を約340万枚備蓄するなど、一定の備蓄数量を確保しています。診療等に必要となる医療資器材は、各医療機関で準備することが基本ですが、引き続き、適切な医療提供体制を維持することができるよう対応していきます。

27. 動物

(1) 本市の動物愛護センターの殺処分ゼロとすること。

(回答)本市では収容した動物について、飼養を希望する個人へ直接譲渡しているほか、民間の譲渡活動団体や公益社団法人横浜市獣医師会にご協力をいただきながら、積極的な譲渡に取り組んでいます。

収容動物を減らすため終生飼育や適正飼育の啓発に取り組むとともに、収容動物の情報はホームページやSNS等で発信して、一頭でも多くの収容動物の返還及び譲渡に努めてまいります。

(2) 地域猫活動への財政支援を引き続き行うこと。不妊去勢手術の助成金を増やすこと。

(回答)地域猫活動を行う地域の方への支援事業として、猫の運搬サポート、無料の不妊去勢手術実施などを行っております。今後も各区と連携しながら、地域猫活動の周知及び活動の支援に努めてまいります。飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術の補助金につきましては、過年度の補助金申請実績等も考慮しながら、慎重に検討してまいります。

(3) 「地域防災拠点でのペットとの同行避難ガイドライン」に基づき、地域防災拠点における飼育ルールづくりや飼育場所などの事前準備を支援すること。

(回答)このガイドラインに基づき作成した対応事例集や動画などの啓発ツールを活用して、各地域防災拠点でスムーズなペット同行避難の受け入れが行われるよう、区役所や危機管理部門等と連携を図りながら、引き続き対応を進めてまいります

28. 墓地

(1) 市民の住環境を守るために、墓地条例に距離規定や宗教法人の本院限定などを盛り込むこと。

(回答) 将来的な墓地需要に対応するには、新たな墓地整備が必要であり、公民それぞれが墓地を供給していく必要があります。住宅等からの距離規制を行うと、都市化の進んだ本市において実質的な墓地の供給規制につながります。また、市内の従たる事務所のみを設置する法人を一律認めない基準は過度の規制につながる恐れがあることから限定はしておりません。今後も墓地の経営許可に際しては、関係法令及び現行条例の規定に基づき厳格に対応してまいります。

- (2) 舞岡地区公園型墓地整備、旧深谷通信所における公園型墓園の整備を着実に進めること。市営墓地整備にあたっては、墓石型から納骨堂型、合葬式にシフトすること。

(回答) (仮称) 舞岡墓園については、引き続き造成工事等を進めています。また(仮称) 深谷通信所跡地墓園については、令和5年度の都市計画決定を目指し環境影響評価手続を進めています。今後、整備する墓地の形態については、様々な市民ニーズに対応するため、個々に区画されたお墓、納骨堂、合葬式のお墓など多様な形態について検討していきます。

29. 受動喫煙対策

- (1) 改正健康増進法と県条例に基づき、受動喫煙の防止を徹底して取り組むこと。

(回答) 改正健康増進法と県条例に基づき、事業所等への指導・助言や市民への周知啓発に取り組んでいます。引き続き、関係機関と連携し、市域における受動喫煙防止対策を推進します。

30. その他

- (1) 民生委員定数を満たすための働きかけを引き続き市として責任をもって行うこと。OBが経験を活かして民生委員をサポートするなどの機会をつくること。増え続ける民生委員の役割を軽減し負担軽減を図り職業を持っていても、活動可能な仕組みをつくること。

(回答) 地域活動に意欲がある、より多くの方が民生委員の担い手となっていたただけるよう、民生委員活動の周知の強化や活動の負担軽減に向けた取組を進めています。また、OBの方に現役の委員のサポートをお願いする仕組みなど、各区において、地域の実情に応じた取組を行っています。今後も、就労中の方でも活動しやすい環境を整えることを含め、横浜市民生委員児童委員協議会と連携して取り組んでまいります。

- (2) 建設アスベスト被害の救済について、市としてアスベスト肺の診断ができる医師を育成すること。

(回答：医療局) 本市の地域中核病院である横浜労災病院に設置されているアスベスト疾患ブロックセンターでは、健康相談、健康診断、諸手続きの支援、症例の集積整理や臨床的医学研究に加えて、他医療機関への石綿に関する診療支援、診断研修等にも取り組んでいます。

【医療局】

1. 災害時医療施策

(1) 災害時、避難所や救護所などを巡回して医療救護活動を行う医師会に対して必要な防災用具に対する補助を行うこと。

(回答) 医療救護隊の装備に関しては、区役所等の医療救護隊参考拠点に保管する装備品を含め、必要な装備の充実について、引き続き協議していきます。

(2) 災害時医療提供体制を確保するため、各病院が自力で行っている自家発電装置の整備、医薬品等の備蓄などに対する財政支援を行うこと。

(回答) 災害時の診療機能維持を目的とした自家発電の整備や医薬品等の整備に係る費用負担については、原則自助として、各医療機関の責任において取り組んでいただくこととしていますが、今後も十分協議していきます。

2. 保健医療施策

(1) 医業税制（事業税非課税・租税特別措置法第26条）の存続を求めるよう、国に働きかけること。

(回答) 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続については、現在、国で検討中です。

(2) 社会保険診療が消費税非課税であるため、仕入れに係る消費税相当額は診療報酬に上乗せして補填されるしくみだが、補填額は不十分である。国に対し、診療報酬での補填状況を十分に検証し抜本的な解決に向けた取り組みをするよう働きかけること。

(回答：医療局病院経営本部) 医療機関における消費税負担の問題については、消費税引上げに合わせて、令和元年10月の診療報酬改定で補てん措置が講じられています。国が行った令和2年度の補てん状況の把握結果では、全体として補てん不足にはなっていないことなどから、令和4年度診療報酬改定での上乗せ点数の見直しは行わず、引き続き消費税負担額と診療報酬の補てん状況を把握して検証を行うこととされています。横浜市としてもその動向を注視していきます。また、全国自治体病院協議会や全国公私病院連盟において、国に対し要望行動を行っています。

市立病院においても、引き続き補てん状況を十分に検証するとともに、損税そのものが生じないような仕組みづくりに向け、他病院とも情報共有を図りながら、国に対し要望していきます。

(3) 休日急患診療所の建て替え計画を前倒しして進めること。

(回答) 初期救急医療体制を確保するうえで休日急患診療所の役割は重要と認識しています。建替えについては関係団体と調整しながら、引き続き整備を進めています。

(4) 医師確保対策として設けられている市大医学部学生募集にあたっての地域医療枠の学生が、卒業後、横浜市内医療機関において診療活動することを義務づけるよう、引き続き市が率先し関係機関と連携して実現をはかること。

(回答：政策局) 医師確保対策として、横浜市立大学の地域医療枠の学生は、県内の医療機関で一定期間診療業務に従事することになっており、これを適切に運用してまいります。

(5) 市民病院救急総合診療科の医師の確保について引き続き医師確保を早く行うこと。

(回答：医療局病院経営本部) 医師の確保に向けて、継続して関係機関に働きかけを行ってい

ます。医師の働き方改革は重要な課題であると認識しており、引き続き、医師確保に努めていきます。

- (6) 小児がんや重度障害等、医療ケアが必要な子どもの在宅医療を推進することための小児医療コーディネーターを速やかに全区に配置すること。

(回答：こども青少年局・健康福祉局・医療局・教育委員会事務局) 在宅で生活する医療的ケア児・者等を支援するため、関係局が連携し、対応可能な医療、福祉、教育等の支援体制の充実を図るとともに、それらを総合的にコーディネートする横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターを6人配置し、全ての区を対象に支援しています。

- (7) 市内医療機関の看護師不足は深刻である。看護職復職支援等の拡充、院内保育所の整備・運営助成制度を拡充すること。病院協会が運営する看護専門学校について、教職員等の入件費に対する支援に加え、築25年が経過し多くの設備が耐用年数を超えていることから、大規模設備の更新等を含めた改修工事への財政支援をすること。

(回答) 看護師の復職支援については、市内の病院が実施する潜在看護師のための復職支援研修について広報支援をするほか、復職後の定着支援としてフォローアップ研修を行っており、院内保育所については、地域医療介護総合確保基金がさらに充てられるよう、神奈川県に対して要望していきます。また、横浜市病院協会看護専門学校については、運営支援等に加え、令和4年度では学校設備の改修等につきましても支援を検討していきます。

- (8) 地域医療構想での不足病床について、確実に整備されるよう責任を持つこと。回復期について回復期病床整備補助を拡充し、また慢性期病床整備も補助対象とし運営補助も行うこと。感染症対応の病床や人材育成について、さらに充実させること。

(回答) 病床整備事前協議において、不足が見込まれる回復期・慢性期病床の公募を実施します。また、配分された病床については、着実な整備が行われるよう、隨時進捗状況を確認しています。なお、県へ働きかけた結果、横浜地域においては、慢性期病床の整備についても、令和元年度より、神奈川県地域医療介護総合確保基金の補助対象となっています。

感染症対応の病床については、令和2・3年度に公募を行っています。今後については、次期医療計画に「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加することが決定され、国において計画の記載内容の詳細について検討されていることから、本市としても、こうした動向を注視しながら、県と緊密に連携していきます。

- (9) 緩和ケア病床について、さらなる整備を進めるとともに、在宅医療による緩和ケア体制の強化を行うこと。

(回答) 緩和ケア病床整備については、神奈川県地域医療介護総合確保基金で建設費用の補助をしています。横浜市では人材育成の観点から、市内における緩和ケア提供体制の充実を図るため、令和2年度より緩和ケアに携わる医師を育成しています。また、引き続き横浜市在宅医療連携拠点を中心に、在宅医療推進のための事業に取り組みます。

- (10) 市内病院で病院都合による有料個室利用の際、差額ベッド代を請求されるケースがある。治療上、個室利用が必要な場合は無料で個室が利用でき、無料個室の空きがなく有

料個室を利用するという病院都合の場合には、有料個室利用であっても差額ベッド代は支払う必要はないことを、市民に周知すること。また、市内病院に対し、差額ベット運用にかかる厚労省通知を周知すること。

(回答：健康福祉局) 差額ベッド代については、厚生労働省通知（以下参照）に「差額ベッド料を徴収してはならない場合の基準」が明示されています。医療安全相談窓口では、ホームページへの掲載や市民向け講座で説明を行っております。引き続き、出前講座などの機会をとらえ市民への周知をしていきます。また、当該厚生労働省通知は、令和2年診療報酬改定に関連したものとして厚生労働省が都道府県宛てに通知したものであり、同省ホームページ等を通じて周知していることから、本市では個別の事例を把握した場合に必要に応じて同省指導監督部署へ情報提供等を行っていきます。

(参考) 厚労省通知

※ 「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について（平成18年3月13日付保医発第0313003号（最終改定：令和2年3月5日付保医発第0305第5号）

(11) 市立病院での病状説明、手術や検査の際の同意に関する扱いについて、説明・同意確認の対象者として、本人以外の代理人には同性パートナーも含まれることとすること。

(回答：医療局病院経営本部) 市立病院では、個々の状況に応じて、可能な限り患者さんの意思を尊重できるよう対応しています。

(12) 新型コロナウイルスにより、各区休日急患診療所、各夜間急病センターは赤字となっている。補助金の増額、医業収入減少による助成を行うこと。

(回答) 休日・夜間の初期救急医療体制を確保するうえで、休日急患診療所、横浜市北部、南西部夜間急病センター及び横浜市夜間急病センターの役割は重要と認識しており、運営費補助金についても、これまで運営状況を踏まえた見直し等を行ってきています。今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う利用状況への影響等を踏まえ、支援の方について関係団体と協議していきます。

3. コロナ対策

(1) 旧市民病院の西病棟を臨時の病院施設、または宿泊療養施設として活用すること。

(回答：医療局病院経営本部) 旧市民病院は、都市計画決定に基づき、建物を解体後、公園を整備することとなっています。設備の老朽化による不具合が頻発したことから、令和2年度末より運用を休止し、令和3年7月に宿泊療養施設を閉鎖しています。給排水設備等の著しい腐食、受変電設備等の突発的な故障等、患者・療養者に対し安全な医療または療養環境を提供することが難しい状況です。

このため、西病棟を含め、旧市民病院の再活用は極めて難しく、今後解体工事の着手に向けて手続きを進めています。

(2) 県とも協力して市内宿泊療養施設を大幅に増やすこと。

(回答：健康福祉局) 宿泊療養施設は、神奈川モデルとして県全体で協力した体制を整えて、運

用しています。今後の増設にあたっては、陽性患者の発生状況や施設の運用状況も注視しながら、県とも連携し、調整していきます。

- (3) コロナ禍の中、医療提供体制を維持し、地域医療を担う医療機関の安定的な運営のために、融資制度の拡充や減収補填等、財政支援を国に求めるとともに、市独自に財政支援を行うこと。

(回答) 医療機関の経営の問題は、全国的な課題であり、国としての対応が必要なため、国の動向も注視しながら、今後も地域の医療提供体制がしっかりと確保されるよう、横浜市からも機会を捉えて国に要望していきます。

- (4) 無症状感染者を早期に発見・保護するためのPCR検査実施体制の抜本的な拡充に取り組むこと。具体的には、広島県等の他都市で実践している先行事例を参考に、主要駅・薬局・大学等において、無料PCR検査キットを配布する体制をつくること。

(回答：健康福祉局) 本市ではすでに、身近なクリニック等で医師の診察に基づき検査を速やかに実施することが可能となっていますが、これに加え、クラスター化の予防に向けて、高齢者施設職員や障害者施設職員の定期的な検査を実施しているほか、県が抗原検査キットの無償配布等も行っています。検査体制の充実については、これまででも県と本市とで重層的に取組を進めてきていますので、今後も県と連携し、検査の機会を確保していきます。

【温暖化対策統括本部】【環境創造局】

1. 市内農業

- (1) 都市農業を続ける市内農家を支える支援策を充実させること。農家所有の遊休農地や、非農家の相続に伴う遊休農地が増大している現状を踏まえ、「認定市民農園」「農園付き公園」等、農業体験の高いニーズとのマッチングを図り、遊休農地の活用を更に図ること。

(回答) 本市では都市農業推進プランに基づき、持続できる都市農業を推進するため、市内農家が持続的な営農ができるよう、様々な支援を行っています。

遊休農地については、日ごろから職員が農地を巡回する中で、農地の適正管理を指導しています。自ら耕作できない場合には、マッチング制度を活用するなど、規模拡大を希望する農家等への貸し借りを進めるとともに、市民農園などの開設について周知し、支援することで遊休農地の活用を図っています。今後も横浜みどりアップ計画に沿って「認定市民菜園」や「農園付公園」等の開設促進に努めながら、遊休農地の解消と市民の農体験ニーズへの対応を図ります。

- (2) 農業をはじめたいという市民への相談支援体制等を更に拡充し、地産地消のビジネス創出支援事業で販路の拡大などの施策を拡充すること。

(回答) 農業をはじめたいという市民の方に対しては、農政事務所や農政推進課において電話や窓口等で随時相談対応を行っています。さらに、就農後、農産物の加工等により販路拡大を目指す方に対しては、地産地消ビジネス創出支援事業において事業開始に係る経費の一部を補助しています。今後も、地産地消に取り組む事業者のPRや、事業者同士の

ネットワークづくり等の支援に取り組んでいきます。

- (3) 農地保全の観点から、耕作が不能となり、売却し用途変更されることが無いよう、農家には、農地を活かすことができる施策があることを知らせること。後継者の居ない農家のへの支援策を拡充させること。

(回答) 農地の貸付けや市民農園の開設などの農地保全策については、市HPや農政事務所で各種事業案内の資料を配布するほか、農業委員会やJA横浜等の関係機関と連携しながら周知を行っています。今年度から後継者が農業を継ぎやすいよう、支援を開始しています。

2. 緑の保全

- (1) 2019年度の調査で、市内の緑被率は、27.8%、2004年の31.0%から3.2%も減少している。これ以上の減少は、地球温暖化対策にも逆行することになる。土地所有者へは、開発を行う際に緑地保全することを強く働きかけること。マンション等の集合住宅建設に際しては、斜面緑地が失われることの無いよう関係局や事業者へのお願いベースではなく、規制する条例を制定すること。

(回答：建築局) 「横浜みどりアップ計画」の目標に向け、今後も土地所有者へ緑地保全制度の周知や指定の働きかけを行い、樹林地の保全を引き続き進めています。なお、集合住宅などの開発等に対しても、関係局と連携を図りながら、樹林地をできるだけ残していくただくよう働きかけを行っていきます。

- (2) 市内の緑地が宅地開発により年々減少している。緑の保全は市が進める他の施策よりも優先すべき課題と位置づけ、京浜臨海部の工場跡地などの広大な敷地は、用途変更するなどし、緑地拡大に努めること。

(回答：都市整備局・建築局) 緑の保全・創造のための取組については、引き続き、他の施策との整合を図りながらしっかりと取り組んでいきます。

- (3) 保土ヶ谷区と旭区に跨るカーリットの森は、横浜の真ん中に位置していながら、生物多様性に富んだ貴重な空間となっている。この森を守っている市民の活動を支援し、貴重な緑地の保全のために市として協力すること。

(回答) 本市では、「横浜みどりアップ計画」に基づき、市民とともに次世代につなぐ森を育む取組を進めています。保土ヶ谷区と旭区に跨る当該樹林地については、積極的に緑地保全制度への指定を推進しているところです。樹林地の土地所有者からの要請があり、活動団体への支援が必要な場合には、積極的に支援します。

- (4) 現在進められている旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業では、貴重な里山を守ることはできない。地球温暖化防止の観点からも里山を守るため、計画の抜本的見直しを行うこと。

(回答：都市整備局) 旧上瀬谷通信施設の土地利用については、農業振興と都市的土地利用による郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指し、地権者や市民の意見を伺いながら土地利用基本計画を令和2年3月に策定しました。この計画において、まちづくりの方針の一つに「活力ある都市農業と緑をいかした魅力あるまち」を位置づけています。都市的土地利用も含めた地区全体で、自然環境をいかしながら、グリーンインフラを活用し、

緑をいかした魅力あるまちづくりを目指していきます。

- (5) 市民税均等割りへの上乗せであるみどり税は、低所得者ほど負担の重い税制であり廃止し、開発事業者への課税等によって必要な財源を確保すること。

(回答:財政局) 緑の保全・創出の取組による受益は、市民である個人・法人に広く及んでいます。横浜みどり税は、地域社会の費用を住民が広く負担するという性格を有する、市民税均等割の超過課税によりご負担をお願いしています。なお、「地方税法」等において個人市民税均等割が非課税又は軽減されている場合には、横浜みどり税は課税されません。

3. 地球温暖化対策

- (1) 2021年、横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例が全会一致で採択されました
が「2050年までに温室効果ガス排出ゼロ」を達成するため、住宅の断熱・省エネ化を、新築・改築時にすすめることが重要。住宅の省エネ化推進策として規制と助成を一
体ですすめることを建築局と共にに行うこと。

(回答) 住宅の省エネ化については、省エネ基準適合義務化への対応準備を進めるとともに、「省エネ性能のより高い住宅」の新築・改修への補助などの取組を進めます。

- (2) 一定規模の建物建設に断熱化、太陽光パネル設置などの脱炭素化対策を建築許可条件と
するよう建築局に要望すること。

(回答) 建築物の省エネ化等については、国で様々な議論が行われており、引き続き、国や他都
市の動向を注視してまいります。

- (3) 戸建て新築・建替え、既存住宅への太陽光発電・蓄電など家庭用分散型電源システムの
支援制度を創設すること。

(回答:建築局・環境創造局) 住宅の脱炭素化に向けて、太陽光パネルや蓄電池の共同購入事業
を引き続き実施していきます。

- (4) 国と対等平等な地方自治体として、国の掲げるエネルギー政策に追随するのではなく、
独自に脱原発・脱石炭火力を基本計画に据えること。

(回答) 原子力発電や石炭火力発電を含むエネルギー政策については、経済性、環境面など、さ
まざまな観点を考慮し、国で総合的に判断していくことだと考えています。

国でも、再生可能エネルギーの主力化が示される中、横浜市は、再生可能エネルギー
を主体とする次世代のエネルギー需給システムの構築を重要な柱として、取組を進めて
まいります。

- (5) 市独自に地域電力会社を設立し市内 RE100 企業との連携を強化し、再エネを活用した
市民参加型の地域活性化を図ること。また、市民や市内企業が再生可能エネルギーの電
気を選択することを促進するための仕組みをつくること。

(回答) 市内 RE100 企業との連携や再エネを活用した市民参加型の地域活性化については、本
市焼却工場の環境価値を活用した再エネの地産地消メニュー「はまっこ電気」の展開や、
再エネを活用した地域の課題解決に繋がる仕組みづくりを検討してまいります。また、
市民・事業者の再生可能エネルギー電気への切替キャンペーンを実施するなど、再生可

能エネルギー電気の選択促進に取り組んでいます。

- (6) 市が東北地方の市町村と締結している「再生可能エネルギーに関する連携協定」を更に前進させるための取組を強化すること。

(回答) 再生可能エネルギーに関する連携協定に基づき、連携自治体で発電した再生可能エネルギーを市域に供給するスキームについて、連携先自治体及び民間企業等とも連携し実証事業を実施しています。

- (7) 地球温暖化対策実行計画(市役所編)では、温室効果ガスの排出量削減目標を達成させるための設備導入の計画と目標を定めること。引き続き、市が所管している学校・図書館等の公共施設への設備導入を促進すること。

(回答：環境創造局) 「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」は、横浜市役所が行う事務・事業に関する温室効果ガス排出量の削減のための措置等を取りまとめたものです。現在、計画の改定作業を進めており、その中で、温室効果ガス排出量の削減目標等について検討します。また、公共施設への再生可能エネルギー設備導入についても検討を進めています。

- (8) 市民・事業者との危機感の共有を図るため、「気候非常事態宣言」を発し、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを本気で目指すことを市民に示すこと。

(回答) 近年の気候変動リスクは市民の生命を脅かす危機的な状況であるという認識のもと、本市はいち早く2050年までの脱炭素化を宣言し、都市の強靭化とあわせて、温暖化対策を積極的に進めています。引き続き、市民・事業者の皆様との危機感の共有のもと、行動変容につなげる気候変動対策を進めてまいります。

4. 放射能汚染対応

- (1) 北部及び南部汚泥資源化センターに保管されている未処理の下水汚泥焼却灰は、東京電力と国の責任で保管管理するよう、東京電力と国に申し入れること。また、放射能汚染の汚泥の資源化と処分については市民合意を得ること。

(回答) 北部及び南部汚泥資源化センターの敷地内に保管している下水汚泥焼却灰については、引き続き適切に管理するとともに、その一部の保管灰については資源化利用等を進めています。なお、保管及び処分に関する費用については、東京電力に請求し、順次要件を満たしたものから入金されています。

5. 下水道対策他

- (1) 下水道管の保全と老朽管更新に関しては、国からの補助金を最大限活用し、更新を急ぐこと。そのための職員の技術継承・職員育成を着実に実施すること。

(回答) 今後増加していく老朽化した下水道への対応を国費等を活用し、引き続き取り組んでいきます。また、引き続き職員の技術継承・人材育成を進めてまいります。

- (2) 近年、毎年のように大雨やゲリラ豪雨による広範な地域での浸水が多発していることから、浸水対策や被害防止対策を見直し、さらなる強化を図ること。ハザードマップの更新・配布を急ぐこと。市民には、避難計画の作成を様々な媒体を使い周知すること。

(回答) 頻発している豪雨に備えるため、これまで進めてきた雨水幹線やポンプ場、雨水調整池等の施設整備を、引き続き実施していきます。また、計画を超える降雨に対応するため、グリーンインフラの活用や下水道管内水位の情報提供など、ハード・ソフト両面から様々な対策を組み合わせ、浸水対策の強化を図っていきます。

ハザードマップについては、令和3年度より高潮、洪水、内水を1冊にまとめた浸水ハザードマップを順次、作成し、全戸配布を行っています。

(今年度実施区：神奈川区、金沢区、栄区)

令和4年度は、残りの15区について、全戸配布を行います。日頃からハザードマップを活用して避難場所や避難経路を確認し、いざという時の迅速な避難行動につなげていただくため、ハザードマップの全戸配布にあわせたマイ・タイムラインの配布、地域における作成研修の実施等、あらゆる機会を活用して作成に向けた周知・啓発の取組を強化します。

(下線部の回答：総務局) 日頃からハザードマップを活用して避難場所や避難経路を確認し、いざという時の迅速な避難行動につなげていただくため、ハザードマップの全戸配布にあわせたマイ・タイムラインの配布、地域における作成研修の実施等、あらゆる機会を活用して作成に向けた周知・啓発の取組を強化します。

- (3) 雨水幹線整備事業において、50ミリメートル未整備の25地区の完了期日を明確にして、対象周辺地域と協議・合意のもと早急に整備し、60ミリメートル対応についても早急に整備すること。

(回答) 未整備地区においては、用地の確保や、他の地下埋設物との調整などの課題はありますが、引き続き雨水幹線の整備などの浸水対策を進めています。

6. 公園

(1) 市民一人あたりの公園面積が政令市比較で下位にある現状を開拓するために、「横浜市水と緑の基本計画」において、小学校区を単位に、1校区当たり1か所の近隣公園、2か所の街区公園の身近な公園の設置目標を早期に達成させること。大規模工場跡地など土地利用転換の機会等もとらえて公園の充実を図ること。

(回答) 「横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改訂）」における身近な公園の設置目標を基に、土地利用転換の機会等もとらえて公園の充実に努めています。

(2) 多くの市民から要望が寄せられる公園にトイレの整備は、高齢に伴い頻尿を苦に外出を控える高齢者に外出の機会を増やし、健康維持にもつなげることが見込めることから周辺住民の合意形成に努め、全ての公園トイレの整備を早急に行うこと。同時に水道栓も整備すること。

(回答) 公園では、水飲みや手洗い場は原則整備しております。トイレについては、遠くからの利用者が多いための公園や、野球場等を有する滞在時間の長い公園など、近隣公園以上の大きな公園では原則設置しています。街区公園は、周辺にお住まいの方々のご理解が得られること、一定の面積があることなど条件が整えば、トイレを設置しているケースもありますが、公園愛護会や自治会・町内会、近隣の地域住民の方々とも事前に十分に調整い

ただくことが不可欠です。

(3) 公園の維持管理は愛護会任せにしないこと。愛護会への支援を強化すること。

(回答) 身近な公園の維持管理は、各区の土木事務所が行っており、日常の清掃や花、草木の手入れなどの一部を公園愛護会にご協力いただいている。引き続き、各区土木事務所と公園愛護会との連携強化を図るとともに、活動が継続・発展できるように、支援強化を進めます。

(4) 学校のプールと公園プールでは用途が全く別であり、市民が低額で気軽に憩うことができる市民プールを減らすことは、市民サービスの低下でしかなく、その方針を定めた「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」をやめ、今後の施設統合計画を白紙に戻すこと。

(回答:総務局) 平成 27 年 10 月に策定した「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」に基づき、施設ごとに利用状況、施設配置等を踏まえて、その対応方針を検討していきます。

7. 大気汚染

(1) PM2.5 の削減及び環境基準の維持にむけての大気汚染対策を継続し、排出抑制を強化すること。観測地点を増やすこと。

(回答) 大気環境中の PM2.5 については、市内 18 区で常時監視を行い、ホームページ等により情報を発信しており、平成 28 年度～令和 2 年度は全地点で環境基準に適合しています。引き続き、PM2.5 の発生抑制に向け、事業所や自動車などから発生する排ガス等に対する法や条例に基づく指導に取り組むとともに、国や周辺自治体との連携により、PM2.5 の排出実態を調査するなど広域的な取組を進めています。なお、観測地点は 1 区 1 か所を目途に設置しており、増設する予定はありません。

8. アスベスト

(1) 裁判の判決を受け、アスベスト被害者への救済が行われるが、引き続き被害者に寄り添うために、その実相を市民に知らせ、被害の根絶に向け更なる市民啓発活動を強化すること。

(回答) アスベストによる健康被害については、各区福祉保健センターにおいて、独立行政法人環境再生保全機構や環境省が作成している「石綿健康被害救済制度」のチラシ及びリーフレットを配架するとともに、石綿健康被害救済制度の受付相談を実施しています。アスベスト健康被害の救済について、引き続き、各区福祉保健センター等と連携し、周知に取り組みます。

建築物の解体等工事に際しては、大気汚染防止法で、その元請業者又は自主施工者に対し、着工前にアスベスト含有の事前調査を実施し、その結果（アスベストが含まれなかった場合も含む。）を公衆の見やすい場所に掲示することを義務付けています。また、アスベストを含有する建材の除去等作業を行う工事では、作業方法や実施期間などを掲示することも義務付けており、これらを掲示することで市民の皆様への周知に取り組ん

でいます。

本市が行っている「民間建築物吹付けアスベスト対策事業」では、建物の所有者の方を始め市民のみなさまに、アスベストに関することやその補助制度について、ホームページやリーフレット等で情報提供しています。

- (2) 「建設アスベスト訴訟」に関わって石綿関連疾患に罹患した人や、その相続人の損害の補償のための「建設作業従事者補償基金制度」の創設について、裁判の判決を受け、横浜市として救済の手立てをしっかり検討し、強く国に働きかけること。

(回答：健康福祉局) 全国規模の労働安全衛生に係ることであり、国において検討すべきことと考えます。

- (3) 現在年間約 6000 件の解体工事が行われているが、今後も増加が見込まれていることからさらにアスベスト処理への対応強化が求められる。地域住民・現場労働者の命と健康を守るためにも、法や条例に基づいた建築物等の解体等工事が行われるように指導・啓発の徹底を図るために担当局の人員を充実させること。

(回答：資源循環局) 建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止のため、大気汚染防止法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく届出や石綿の事前調査等の指導を行っています。また、届出窓口等で石綿の事前調査の啓発に関するリーフレットを配布するとともに、解体等工事現場への立入検査などを行うことで、石綿の飛散防止対策の徹底を図っています。今後も石綿の飛散防止対策の徹底のため、引き続き、効率的な執行に努めます。

【資源循環局】

1. 資源化の推進

- (1) ①一人あたりのごみの排出量を減らし、ゴミ資源化率を高める目標をもち、達成するための計画をつくること。

(回答) SDGs や脱炭素化といった世界的な流れを踏まえ、プラスチック対策、食品ロスの削減、老朽化が進む施設の計画的な再整備などに対応していくため、新たなプランの策定に向けた検討を進めています。

②生ごみの資源化に関しては、堆肥化を研究する事業者を支援し、事業化を軌道にのせる。市内農家と連携し堆肥の利用促進を図ること。

(回答) 家庭系の生ごみについては、戸建て・集合住宅いずれでも手軽に取り組むことができる土壌混合法の普及拡大と 3R 夢農園等での活用の支援に引き続き取り組んでいきます。③紙おむつのリサイクルのルートを確立するために、首都圏八都県市と広域連携しプラント設置などを検討すること。

(回答) 紙おむつのリサイクルは、研究課題として捉えています。なお、収集・運搬の手法やリサイクル処理にかかるコストの問題などから、現状での実施は困難と考えています。川崎市や相模原市など、同じ課題を抱える他都市と意見交換をしてまいります。

- (2) ①ワンウェイプラスチックの削減のため、代替品を市内で製造・開発している企業を支援すること。

(回答)市民の皆様に対し、購入時に不要なワンウェイプラスチックは受け取らないことを引き続き啓発するとともに、プラスチック再生材・代替素材を購入時の選択肢の一つとして考えていただけよう、市ホームページやSNS、動画を活用した広報を行い利用を促すことで、企業を支援してまいります。

②製造元にプラスチック削減を呼びかけ、消費者である市民には、プラごみが溢れている現状を知らせ、削減のための行動変容を呼びかけること。

(回答)廃棄物の適正管理に係る立入りの際に、製造業等の事業所に対して、プラスチック削減について働きかけるなど、取組を進めています。市民の皆様には、プラスチックごみ削減に向けた行動変容につながるよう、引き続き小売店と連携したキャンペーンや子ども向けワークショップ、出前教室や工場見学の際の啓発などを実施してまいります。
③市内で出されたプラごみは、市内でのリサイクルなど地域内処理の方法を検討すること。

(回答)令和3年6月に成立したプラスチック資源循環法に関して、今後定められる運用面等の制度内容を踏まえ、検討してまいります。

(3) ごみ集積場所の維持管理について、自治会・町内会に加盟していない市民も多く、管理が難しくなっていることから、市が管理に責任を果たすこと。集積場所をきれいに保つため必要としている地域には「ネットボックス」の貸し出し制度があることを地域住民に知らせること。

(回答)本市では、集積場所の維持管理については、その場所を利用される地域の方々にお願いしております。「ネットボックス」につきましては、その普及に向けて地域の皆様に効果を理解いただけるよう貸出し制度を設けています。

2022年度についても予算を確保し、地域における集積場所の維持管理の支援を進めています。

(4) 市民の分別収集・資源化の意識醸成のため、缶・瓶・ペットボトルをそれぞれの品目ごとの収集にすること。それぞれをリサイクルするルートを市内で確立すること。

(回答)缶・びん・ペットボトルを品目ごとに収集することについては、コストの増大などの課題があることから、選別施設の更新を見据え、収集やりサイクルなど、検討を進めてまいります。

2. 喫煙禁止地区の推進

(1) ①喫煙禁止地区における過料制度は、廃止すること。

(回答)喫煙禁止地区的取組は、職員による地区内の定期的な巡回指導と過料制度を組み合わせることで、取組の実効性が確保されていると考えております。

②禁煙啓発・吸い殻ポイ捨て禁止など、健康福祉局と連携し健康維持と町の美化を共に宣言する一大啓発キャンペーンを行うこと。

(回答：健康福祉)屋外における喫煙に関するルールやマナーの啓発にあたっては、健康福祉局や区役所等関係部署と連携して、街の美化の推進、受動喫煙防止対策、禁煙支援などについて、地域の実情に応じた掲示物による呼びかけや駅頭でのキャンペーン等の取組を

進めてまいります。

③喫煙禁止地区を市内副都心および郊外区のターミナル駅周辺に拡大すること。

(回答) 喫煙禁止地区の拡大について、歩行喫煙、吸い殻のポイ捨て等の状況、地域からの要望、指定の範囲など、様々な観点から検討してまいります。

④喫煙禁止地区から離れた場所での喫煙、ポイ捨てに関しては、自治会などが頭を悩ませていることから、市が調査などをし、対策を講じること。

(回答) 課題のある地域ごとに状況を把握するとともに、引き続き、関係部署と連携し継続的な啓発を進めてまいります。

(2) 区役所や地域と連携し、歩きたばこ防止パトロールや啓発活動を継続すること。

(回答) 区役所や地域の皆さまと連携し、地域の実情に合わせた啓発や、歩きたばこ防止パトロールを引き続き進めてまいります。

【建築局】

1. 市営住宅等

(1) 最新の市営住宅応募状況は、応募倍率全体では 8.3 倍。市営住宅に住みたくても住めない状況であることを直視し、住宅政策審議会「新規建設はせず」との答申に捕らわれることなく、「低所得で住宅に困窮するものに住宅を提供する」という公営住宅法の目的を果たすために、市営住宅の新・増設を行うこと。

(回答) 現在、市内には、市営及び県営住宅や住宅供給公社、UR都市機構等の様々な公的賃貸住宅が供給されています。市営住宅の応募状況を見ますと、高い倍率の住宅もありますが、一方で応募のない住宅もある状況で、全体の応募倍率も近年では低下傾向にあります。このような状況の中で、市営住宅については一定規模の戸数が確保されていると認識しています。

(2) 1階への住み替え申請などへの対応は、市が行った「住民アンケート調査」における「住居継続の意向」において「ずっと住み続けたい」「当分は住み続けたい」が市営野庭住宅では、合わせて 76.7% であることからみても、高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、事務処理方法の改善も図り、速やかに実行すること。

(回答) 住替えにあたっては、公営住宅法の趣旨を踏まえ、公募を阻害しない範囲で、申請者の世帯状況や身体状況に応じた住戸を斡旋するなど、適切に対応していきます。

(3) 障害者、高齢者等のバリアフリー化の要望には、個別の状況も聞き取り、即対応すること。

(回答) これまで、昭和 30 年代から 40 年代に建設した大規模住宅の一部については、エレベーターを設置するとともに、住戸改善実施時にトイレや浴室内に手すりの設置などを進めてきました。

個別の状況によって、バリアフリー化された住宅への斡旋や、模様替えへの相談にも応じていきます。

(4) 野庭住宅、洋光台住宅の再生に向けては、建て替え事業の完了年度を明確にして、直ちに着手すること。大団地再生にあたっては、高齢者も子育て世代も若年世代も障害があ

る方々も共に住まうまちとして、高齢者福祉施設や保育所、障害福祉の施設やコミュニティハウスなど、全ての人に住みやすい必要な機能を配置すること。併せて、団地の高度化などで生まれた空地活用で、市営住宅の新規建設をすすめること。

(回答)野庭住宅については、地域の方々と令和3年11月に策定した団地の再生ビジョン「みらいビジョン」に基づいて、建替事業の検討を進めていきます。洋光台住宅については、令和5年度からの建替工事を目指しており、令和4年度には洋光台駅に近い80戸の街区の解体工事を行うことを想定しています。市営住宅の新規建設についてですが、現在、市内には、市営及び県営住宅や住宅供給公社、UR都市機構等の様々な公的賃貸住宅が供給されており、市営住宅については一定規模の戸数が確保されていると認識しています。

(5) 市営住宅の建て替えや増設時、また、既存の市営住宅に対しても、CO₂排出量を削減するという視点から断熱・省エネ化を進めること。再生可能エネルギー使用の仕組みを取り入れること。

(回答)建替えや住戸改善の際には、これまで以上に断熱化や省エネ機器の導入を進めて行きます。

(6) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い解雇等により、住まいの確保が困難となつた方への市営住宅の一時提供については、使用料について住宅使用料の最低額に相当する額の2か月分を使用開始までに納付する要件が大きなハードルとなっている。入居資格を満たしている場合は、相談に応じ、要件を絶対条件とせず柔軟に対応すること。また、ネットカフェ難民や失業に伴う寮からの退去など、什器を持ち合わせていない方も多いことを考慮し、災害時被災者に対する市営住宅への一時避難の受入れに準じて、照明器具、ガスコンロ、カーテンを備えること。

(回答)一時提供住宅の使用料については、入居までに、当月及び翌月分の使用料をお支払いいただくこととしていますが、月初めから使用を開始する場合には、当月分の使用料のみをお支払いいただくなど、状況に応じた対応も行っています。また、住戸内の備品については、火事や自然災害により住宅を失った方々とは異なり、対象者の方が一定の家財を有していることが多いと認識しています。そのため、現在のところ、新規入居者が入居する場合と同様に、備品の設置は行っていません。

なお、提供住宅には、湯沸かし器、カーテンレール等は元々備え付けとなっているところも多く、こうした備品状況を踏まえて、ご希望の住宅に入居いただいている。

(7) 現在居住している借家に住み続けたままでも補助が受けられるようになった家賃補助付きセーフティネット住宅の活用が進むように、居住者はもとより市民に制度を知らせ、事業者には協力を求めること。

(回答)家賃補助付きセーフティネット住宅について、市民の方に対しては、区役所でのチラシの配架や市営住宅の募集のしおりに掲載するなどの周知を行っています。また、オーナーや不動産事業者に対しては、不動産関係団体を通じたチラシの配架や説明会の実施などを行っています。

今後も、様々な機会を捉えて効果的な周知を行っていきます。

(8) 家賃補助付きセーフティネット住宅の要件を満たす「専用住宅」の登録は、164 戸でしかない。「礼金や更新料等」を徴収しない契約がハードルとなっているので、市として国に制度改善を求める。改善が行われるまでは、独自補助を行って、2021 年度までの 4 年間の目標である 700 戸を早期に達成すること。

(回答) 家賃補助付きセーフティネット住宅の要件については、更新料等を徴収しないこと等が課題であると認識しています。そのため、要件の見直し等について国への働きかけを行っていきます。引き続き、家賃補助付きセーフティネット住宅の戸数増加に向けて取り組んでいきます。

2. 住まいの安全・安心の抜本的向上

(1) 「わが家＝住宅」が、災害から自分と家族の命を守る一番身近な「防災拠点」であることを明確にして、

①市内全域において旧耐震基準の住宅の耐震化の補助額の引き上げを行い、耐震化を加速すること。

(回答) 木造住宅耐震改修促進事業は、一般的な木造住宅の改修工事費及び補助割合等を勘案し、補助上限額を設定しています。一方で、所有者の高齢化に伴う負担や、高経年化が進む建物の建替えへの対応として、耐震シェルターや防災ベッドの設置に関する補助や、除却費への補助などにより総合的に耐震化を推進しています。

②不燃化の事業規模を特定地域だけでなく市内全域に拡大すること。

(回答：都市整備) 平成 24 年度の地震被害想定によると、市内の地震火災被害の約 40%が重点対策地域 (1,140ha) に集中すると想定されています（重点対策地域内の約 6 割の建築物が焼失）。建築物不燃化推進事業補助は、地震火災による延焼の危険性が特に高いこの地域において、建築物を建てる際に耐火性能強化を義務付ける「条例に基づく防火規制」とともに実施しているものです。規制により建替意欲が減退しないよう、耐火性能強化によるコストアップの一部を補助するという考え方で実施しています。

③崖地に近接する建物の構造補強の啓発や建物構造強化補助制度のさらなる周知を行うことと併せて、補助額を増やすなど制度の拡充をすすめること。

(回答) 建物構造強化補助制度はありませんが、建築基準法施行令に基づき、土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物の新築等を行う場合は、建築物への構造規制が適用されます。また、崖地防災・減災対策工事助成金制度では、崖地自体の改善のほかに、崖下の敷地所有者が設置する待ち受け擁壁等についても補助対象としており、周知を進めています。

④家具転倒防止対策助成事業については、年齢要件をなくし件数を大幅に増やすこと。

(回答：総務局) 家具転倒防止対策助成事業は、自力で家具転倒防止器具を取り付けることが困難な高齢者や障害者等のみで構成される世帯を対象にしています。

なお、平成 30 年度から年齢要件を緩和するなど対象者の拡大及び件数を拡充を行っており、引き続き実施していきます。

⑤感震ブレーカーの設置補助は、特定の対象地域だけでなく市内全域に拡大し、昨年度

から始まった1世帯単位での申請受付と、高齢者世帯への器具の取り付け支援を着実にすすめること。

(回答：総務局) 感震ブレーカーの補助対象地域は、地震火災の危険性が高い地域に対し重点的に取り組む必要があると考えているため、「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の重点対策地域と対策地域で、引き続き取組みを進めます。区局で連携し、市民の皆様へより一層の周知を行います。

⑥災害から自分と家族の命を守る身近な防災拠点である「わが家」の安全性を向上させるための横浜市の様々な補助制度について、しっかりと市民に伝えていくために、TVKやFM横浜の番組を活用するなど、横浜市の広報をさらに強化していくこと。

(回答) 防災にかかわる補助制度については、電車内における広告掲出や民間の広告媒体の活用、さらに「広報よこはま」による市民全体への周知を行っており、今後も引き続き啓発を進めています。

(2) ①市内の土砂災害警戒区域内にある9,769の崖地現地調査で出された危険度Aランク崖地のうち、2015年から昨年2020年度までの6年間で10件の対策工事がなされたが、現在1,364箇所が残されている。長雨によって地盤が緩んでのがけ崩れが近年多数起きている。早急に危険度Aランクのがけ地の改善対策がすすめられるよう、個別の相談に対応できるよう、建築防災課の人員を大幅に増員し、予算を大幅に拡充すること。

(回答) 市内の土砂災害警戒区域内にある崖地を対象に実施した崖地現地調査の結果を踏まえ、対策の優先度の高い崖地の所有者へダイレクトメールを送付し、「崖地防災・減災対策工事助成金制度」や「急傾斜地崩壊対策事業」の活用を働きかけるなど、様々な機会をとらえ制度の周知を行い、改善の促進に取組んでいます。また、個別の相談には、必要に応じて適切に対応しています。

②横浜市における宅地造成工事規制区域は市域の62.5%に及ぶ。宅地造成等規制法違反のある崖地、又、開発等による工事が中断している崖地についての調査や発見・是正が、市の責任の下速やかに行われるよう、当該専門職を増やし育成を推進すること。

(回答) 開発許可及び宅地造成許可にあたっては、全ての申請案件について現場調査・検査を実施しており、違反が疑われる又は工事が中断している現場については、勧告文書により指導するなど取組をさらに強化しています。また、必要に応じて事業者、設計者及び工事施行者に対して工事中の安全対策について指導しています。

③横浜市の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業における第二次調査では、対象地域を20地区選定し、年間2地区ずつ調査に着手という状況で、これまで6地区の調査に着手している。国の事業の範囲内では遅々として進まないのが現状である。この事業を市としても大勢の市民の生命と財産を守る視点からさらなる推進を図ること。

(回答) 第二次調査は、国のガイドラインに基づき調査・解析を行い、盛土の安全性を推定します。本市では、平成30年から年間2地区ずつ調査に着手しており、令和4年度からは地区数を増やし年間3地区ずつ着手していく予定です。引き続き、対象地域の方々に調査の主旨を十分に説明し理解を得ながら、着実に進めています。

④横浜市では戦前から市街地の開発が行われ、戦後の人口急増期には郊外部で宅地開発

が次々と行われてきた。危険な擁壁等の改善対策をすすめるために、特に1961年(昭和36年)制定の宅地造成等規制法以前の小規模宅地造成の宅地の滑動崩落調査を急いで行うこと。また、個人所有の崖地診断を無料で行う制度をつくること。

(回答) 規模に関わらず、宅地の安全性については、開発許可や宅造許可において基準に適合していることを審査しています。崖地の安全対策などについて、所有者の方が土木や建築の専門家へ直接ご相談できるよう、令和2年度に地盤品質判定士会等と協定を結びました。電話やメールの簡易な初期相談の場合は無料で利用できます。

⑤「崖地防災対策工事助成金」制度は、一ヵ所につき最大で400万円の助成額を引き上げること。

(回答) 「即時避難指示対象区域」内の崖の改善や、あるいは崩れてしまった崖の早期復旧は、特に重要と認識しています。このような視点から、助成金の見直しを検討していきます。⑥崖崩れ復旧工事への資金支援として住宅支援機構の宅地防災工事資金融資制度を案内するとともに、市として復旧工事も未然防止工事も併せて推進できるよう、独自の崖防災融資制度を創設すること。

(回答) 崖崩れが発生した際には、崖地防災・減災対策工事助成金制度や宅地防災工事資金融資制度のご案内をしています。崖防災融資制度の新設ではなく、現行の制度をしっかりと周知しながら、適切に運用していきます。

(3) 通学路上の危険なブロック塀が2,100か所と判明した中で、この間の取り組みで改善確定件数は市全域で487件となったが、全体の23.1%である。市の取組にもかかわらずブロック塀等改善事業が、積極的に利用されない現状を開拓するために、次の拡充を行うこと。

①補助の上限額は、除却及び更新費用も含む工事費を見込み、低所得世帯等に柔軟に対応できるように引上げること。

(回答) ブロック塀等の改善工事の補助制度は市内の標準的な宅地にあるブロック塀の長さを勘案し改善工事費(除却工事及び軽量フェンス等の新設工事)の上限額を設定していますが、長い塀の場合は工事費が非常にかかることなどが課題となっています。そこで、第3期耐震改修促進計画にブロック塀等の改善の取組の方向性を示すとともに、これまでの工事費の実績や市民の皆様のニーズを基に補助上限額等の見直しを進めます。

②ブロック塀の改修に着手できない個別の困難に丁寧に向き合えるよう、人的推進体制を強化すること。

(回答) ブロック塀等の改善工事の補助制度については、電話によるご相談、郵送による手続き、代理人による手続きなど、市民の皆様の負担を少なくし、丁寧な対応を行ってきましたが、引き続き丁寧な対応を行っていきます。

(4) 2019年度より行われている旧耐震基準の木造住宅の除却費用補助予算の大幅拡充を行うこと。また、従来の耐震改修工事に対する補助限度額を引き上げること。

(回答) 住宅除却補助事業については、過年度の補助実績を踏まえ、予算化を行ってまいります。また、木造住宅耐震改修促進事業については、一般的な木造住宅の改修工事費及び補助割合等を勘案し、補助上限額を設定しています。

(5) 住宅の建替え、改修工事を行う際に、防災・減災対策、住環境の改善、エコ住宅推進、バリアフリー化へのインセンティブが働くように、各種補助制度について周知すること。さらに、市民にとって使いやすいものとなるよう検証を行い制度の改善拡充を進めること。

(回答)より多くの市民の皆様に各種補助制度を活用していただくため、住宅の耐震改修補助とエコリノベーション補助を併用できる制度としています。また、令和元年度より旧耐震基準の木造住宅の除却費用補助を開始し、建て替えを促進しています。また、しっかりと周知啓発に取り組むなど、住宅の耐震化や住環境の改善、省エネ化、バリアフリー化等の促進に繋げてまいります。

3. 住環境・みどりの整備・保全、開発行為の規制等

(1) ①開発にあたっては、都市計画法第32条で義務付けられている「関係機関との協議」を厳格に行い、関係機関との協議にあたっての「同意基準」については、防災対策に係る最新の知見を活用し、住民にとって安心・安全を約束する行政の役割を果たすべく、災害対策基本法及び関連法規に係る防災・減災の視点から十分に検証すること。特に近年多発する豪雨災害から市民の生命・財産を守るために、総合治水の観点からのそれぞれの部局の役割を果たす「同意基準」とすること。

②開発における埋蔵文化財の調査・保全にあたっては、文化財保護法の視点から、関係各界からの意見を生かし、総合的な検証を十分に行い適切な方法とすること。

(回答)開発許可では、都市計画法第32条に規定された道路及び下水道等の公共施設管理者との協議を引き続き適切に実施します。また、条例に基づく最初の手続きとして、開発事業者より標識設置届が提出された後に、埋蔵文化財の調査に関する事項を含め、関係各課からの当該開発に関する助言及び情報を伝えます

(2) 上郷町猿田地区開発計画は、以下の点から白紙撤回を求めるこ。

①地域住民の合意の無い開発である。

②西側の上郷深田地域を、市街地整備エリアとして開発するには「人口減少が著しい地域における大規模な宅地開発は抑制する」との国の方針に逆行する。

③昨今激甚化している自然災害の防止の観点からすると、法令を順守した施工であっても、他の地域に浸水被害を増大させる開発については、抑制の対象とすることが求められている。

④上郷深田地域は軟弱地盤であり、常に水が流れている沼地もある。また約40年は、40年ほど前に内容の不明な土砂などによって埋め立てられた大規模埋立造成地であり、その上にさらなる盛土を行う宅地造成は、現在大規模盛土造成地の滑動崩落防止事業を行っている横浜市として認めることのできない開発である。

(回答)栄区上郷猿田地区は、里山景観が残る良好な緑地の保全を特別緑地保全地区や都市施設の公園等により担保するとともに、駅徒歩圏に周辺市街地との一体性が強化される市街地を形成する、バランスのとれた計画であると考え、都市計画決定しています。今後、開発許可申請がされたものについては、都市計画法に基づき審査します。な

お、地盤対策については、開発事業者が地盤調査を行い、造成計画や擁壁、法面の設計などの開発計画を立てます。

- (3) 宅地造成工事について、法及び条例に定められた公共・公益的施設を確保するようにとの今の指導だけでは、公共公益負担義務を逃れるために、条例の対象とならないよう、分割開発などの脱法的な開発・宅地造成等が依然後を絶たない。用途変更される土地の開発、宅地造成等については、従前の土地・面積は一体とみなし、全体面積に対する開発許可条件を適用するなど、実効ある措置がとれるように関係条例を改正すること。

(回答)開発許可や宅地造成許可等については、窓口等での事前の相談段階から、申請区域の設定について指導を行うとともに、土地利用を行う規模に応じ、都市計画法及び横浜市開発事業の調整等に関する条例に定められた公共・公益的施設を確保しています。

4. 災害対策

- (1) 建築確認申請手続きにかかわる安全対策は、本市の建築確認のほぼ全てを担う民間指定確認検査機関に対して、市として立入検査を強化すること。また、市民から指摘があった場合は、速やかに現場確認等の調査を行い、適法性の有無について確認を行うこと。

(回答)指定確認検査機関による建築確認が関係法令に則って適切に実施されているかを確認するため、指定確認検査機関への立入検査を年に複数回実施し、法令遵守・運用の指導監督を行っています。

指定確認検査機関が行った建築確認に関して市民から指摘があった際は、建築計画や指摘の内容等に応じて、指定確認検査機関への状況確認又は現場確認等の調査を行い、適法性の確認をするなど、必要な対応を進めています。

- (2) 崖地などを利用するも、宅地造成工事の対象とならない工法での住宅建設が行われた場合、災害発生リスクが高くなる危険性があるので、一刻も早く発見し、現地の状況を確認することが必要があるが関係部署の業務が過大となるので、業務量に見合う人員を確保すること。

(回答)建築物及び工作物の根切り工事において、根切りの高さが3メートルを超える場合は山留め工事の施工計画概要書等の提出を求めるこにより、災害発生の防止に努めています。工事が開始され、市民より通報等があれば、必要に応じて、現場状況を確認しています。

5. 住まいにかかわる相談窓口の設置

- (1) 市民のくらしの身近な場所で、総合的な住いの情報を提供するなど、住まいの相談体制を充実させていくために、区役所に、建築の専門職員を配置するなど、住まいの相談窓口を設けること。

(回答)住まいの相談窓口については、令和3年度に市内8箇所から14箇所に拡充したところです。引き続き、民間事業者や団体と連携・協力しながら、住まいに関する総合的な相談が、市民の皆様の身近な場所で受けられるよう、体制を整えていきます。

6. 人材育成

(1) 働きながらでも高い技術と技能を、身につけることのできる横浜建築高等職業訓練校への補助金を大幅増額すること。

(回答)建築局では横浜建築高等職業訓練校に対し、横浜建築技能共同職業訓練費補助金を拠出しています。引き続き、同補助金において実技の訓練に必要な経費の一部を支援していきます。

【都市整備局】

1. 上瀬谷通信基地跡地

(1) 旧上瀬谷通信施設の土地利用については、米軍施設返還跡地利用指針の四つの方向性を堅持して、全市的・広域的な課題を解決する等の立場から、首都圏でも貴重な農と緑の環境が保全された広大な土地であることを重視して、防災機能、農業振興、緑地を基本とした土地利用計画とするべきで、今の計画は見直すこと。また、市民要望から検討するとされていた、医療関係の施設や学究の機関を設けること等については、設置に向けた検討をすすめること。

(回答)旧上瀬谷通信施設の土地利用については、米軍施設返還跡地利用指針の四つの方向性や、全市的・広域的な課題を解決する等の方向性に基づき、農業振興と都市的土地利用による郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指し、地権者や市民の意見を伺いながら土地利用基本計画を令和2年3月に策定しました。この土地利用基本計画の方針は、「多様な交流による、賑わいと活気のあるまち」、「活力ある都市農業と緑をいかした魅力あるまち」、「将来にわたり、安全安心で利便性の高いまち」となっています。この方針に基づき、より具体的なまちづくりを進めています。

医療関係施設については、本地区の立地や周辺の整備状況、需要等を踏まえ、その必要性を含め検討を進めています。また、農業振興の拠点形成について、大学等の参入に係る検討を継続していきます。

(2) (区画整理事業について) 地権者を中心としてつくられているまちづくり協議会の合意だけで開発の方向を決めるのではなく、45%は国有地、10%は市有地という点からも、地域住民や市民の合意を得て旧上瀬谷のまちづくりはすすめること。市民的合意の無いままに策定されたテーマパーク等を立地させる「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づいた「(仮称)旧上瀬谷通信施設区画整理事業」「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」はやめること。環境アセスメント手続きは凍結すること。

(区画整理事業について回答) 地権者が検討を深度化することとしたテーマパークを中心とした土地利用は、本地区のポテンシャルを最大限生かすという市のまちづくりの考え方と合致するため、市民意見募集等も経て土地利用基本計画に位置付けたものです。

まちづくりの実現には、国有地・民有地の混在を解消するとともに、農業振興と都市的土地利用を行う土地を集約し、農業基盤や道路などの都市基盤の整備を一体的に推進することが必要なため、計画地全域で市施行での土地区画整理事業実施を前提に検討を進めて

います。

土地区画整理事業実施に向け必要となる環境影響評価法に係る手続きについても、説明会を行うなど市民の皆様に情報提供するとともにご意見を伺いながら進めています。

(上瀬谷ラインについて回答) 旧上瀬谷通信施設の土地利用転換に伴う交通需要に対応する新たな交通は必要なものと考えています。

新たな交通の導入については、土地区画整理や土地利用の検討の深度化の状況にあわせ、事業化に向けた検討や調整が進み、法定手続を進める見込みがつき次第、環境影響評価や都市計画の手続を進める中で説明会や公聴会といった機会を捉え、市民の皆様のご意見を踏まえながら、検討を進めます。

(3) 計画通り事業が進められた場合、現状の水田や畠、樹木などで形成されている里山環境などが持つ保水能力を失うことになるので、調整池を6か所設置する計画としているが、気候変動の影響でこれまでに経験したことの無い大雨に対して、30年に一度の大暴雨対応である時間雨量72ミリ対応の調整池で下流域での水害を防ぐことができるのか、区画整理事業にあたっての準備書に「浸水」という項目を入れること。下流域での水害を防ぐために、現状の保水環境を残すこと。

(回答)本事業では、河川への雨水の流出量を抑制する措置として、対象事業実施区域内に30年確率降雨に対応する調整池を適切に配置します。なお、河川の流量については「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書」にて「河川の形態・流量」という項目の中で予測、環境保全措置の検討並びに評価を実施しています。また地区全体で防災・減災など多様な機能を持つグリーンインフラを活用することを検討していきます。

(4) 土壤汚染対策について知事意見を反映したものとすること。防衛省が実施した土壤検査結果を市として精査し、国に対してさらなる調査を求める。環境影響評価準備書では、汚染土壤対策として掘削除去だけではなく区域によっては、舗装・盛土・区域内土壤入れ替えなどの手法を示しているが、土壤汚染対策法の本来の趣旨に基づいて市民の安心・安全を守るために汚染土壤の「掘削除去」を行うことを国と本市の責務として行うこと。

(回答)方法書に対する神奈川県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書」のP.7.1～P.7.2に記載しているとおりです。防衛省による土壤汚染調査は土壤汚染対策法に基づき、地歴調査による土壤汚染のおそれの区分に応じて、土壤汚染が存在するおそれが比較的多い地域では10m×10mで調査を行うなど、適切に調査がなされています。土地区画整理事業着手時に汚染土壤がある場合は、市で土壤汚染対策法に則った適切な対応を行い、それに要した費用については、国等に負担していただくよう調整を進めます。

(5) 準備書では「実施可能な範囲で」と事業優先そのもので事業実施区域の大規模な改変を行えば、都市部に残された広大な草地環境の喪失が見込まれる。知事は動物・植物・生態系の環境保全措置を求めていることからも、地域の貴重な生態系を保全・保護すること。

(回答) 動植物の重要な種をはじめ、生態系を保全するための環境保全措置として、現状の地形等をいかした形で保全対象種の生息環境を創出するとともに、対象事業実施区域を周辺の緑との連続性に配慮して整備することにより、動物、植物、生態系への影響を可能な限り低減します。なお、創出する保全対象種の生息環境は公園整備事業の対象事業実施区域内であることから、一体的な整備ができるよう公園事業者と協議を行っていきます。

- (6) 環境影響評価の中において、専門家等の指摘どおり移動や移植するだけでは、生態系を守ることにはならないことは明らかで、市自身が計画をこのまま進めてしまえば多種多様な動植物を守れる保証がないこと、一度失った生態系を取り戻すことができない事実に真摯に向き合い、開発計画の抜本的見直しを行うこと。

(回答) 動植物の重要な種をはじめ、生態系を保全するための環境保全措置として、現状の地形等をいかした形で保全対象種の生息環境を創出するとともに、対象事業実施区域を周辺の緑との連続性に配慮して整備することにより、動物、植物、生態系への影響を可能な限り低減します。なお、創出する保全対象種の生息環境は公園整備事業の対象事業実施区域内であることから、一体的な整備ができるよう公園事業者と協議を行っていきます。(上記要望(5)と同じ回答)

- (7) 國際園芸博覧会について、有料入場者数を1,000万人との設定は、コロナ前の計画において算出された運営費を賄うために出された数であり、改めて、市民の意見をよく聞きながら、世界的な新型コロナパンデミックを経験した下での見直しを国と調整すること。特に、¥150のような大失敗を繰り返さないためにも、企画において英知を結集するとともに華美な取り組みとならによろしくのこと。

(回答) 平成30年度に策定した基本構想案では、入場者規模1,500万人以上と想定していました。その後、令和元年度及び2年度に有識者からなる国の検討会が開催され、新型コロナウイルスの経験を経て國際園芸博覧会を開催する意義が確認されました。また、参加者数については、ICT活用や地域連携などの多様な参加形態を含み1,500万人と見直し、有料来場者数は1,000万人以上としています。

引き続き、関係団体や関係機関との情報共有及び連携を図りながら、開催に向けた取組を進めていきます。

- (8) 将来的に年間1500万人の人が訪れ行きかうとして、導入が図るとしている上瀬谷ラインは、事業主体も事業採算性も駅の位置なども決めることができず、軌道法に基づく特許申請も思うに任せない事態であることからも、今一度このまま進めていいのかどうかを検討し、白紙に戻すこと。

(回答) 旧上瀬谷通信施設の土地利用転換に伴う交通需要に対応する新たな交通は必要なものと考え、最寄りの鉄道駅である瀬谷駅を起点とし、旧上瀬谷通信施設までを結ぶルートを想定し検討をしております。引き続き、土地区画整理や土地利用の検討の深度化の状況にあわせ、具体的な内容や事業性の検討を行います。

2. 都心臨海部再開発

- (1) エキサイトよこはま 22計画をはじめとする都心臨海部における再開発事業においては、新型コロナ後の街づくり、人口減少社会における街づくり、大規模災害の切迫性などを十分に踏まえた街づくりとして見直しをすること。
- (回答) エキサイトよこはま 22計画をはじめとする都心臨海部における開発事業においては、土地利用転換や建替え等の機会を捉え、都市機能の更新や防災性向上に向けて取り組んでいます。引き続き、横浜の経済をけん引する活力ある都心の形成を目指し、国際都市横浜の玄関口にふさわしいまちづくりを官民が連携して推進していきます。
- (2) 横浜駅きた西口鶴屋地区再開発事業及び、東高島駅北地区開発事業にかかる補助金の内、私事業への補助金の交付はやめること。
- (回答) 横浜駅きた西口鶴屋地区開発事業及び東高島駅北地区開発事業に係る補助金については、都市の不燃化等の防災性の向上や都市機能の更新等の公共性を踏まえ、国の「社会資本整備総合交付金交付要綱」や、「横浜市市街地再開発事業補助金等交付要綱」「横浜市土地区画整理事業補助金要綱」等に基づき、共同施設整備費、公共施設整備費、補償費等の一部を対象として交付しているものです。
- (3) 神奈川台場は、引き続き調査を行い、横浜市の歴史的な遺構として保存すること。
- (回答) 神奈川台場は、本市の開港の歴史的な遺構であり、多くは土の中に埋まっていると推測されます。引き続き、事業の進捗にあわせて調査を行い、その結果を踏まえて、想定される埋蔵箇所を避けて建築物を配置し、遺構を保存することを基本としています。

3. 防災まちづくり（被害を出さない地域・社会の実現）の推進

- (1) 本市の街づくりにかかる都市計画マスタープランなどの改定にあたっては、近年の激甚災害の教訓から行われた国の防災計画の抜本的改正を生かし、防災・減災の対策、計画については、災害の未然防止対策の方針を抜本的に強化するよう転換を図ること。
- (回答) 激甚化する自然災害も含め、近年の社会経済情勢の変化を踏まえながら、都市計画マスタープランの改定に取り組んでいきます。未然防止対策も含めた防災・減災については、横浜市強靭化地域計画や防災計画等とも整合を図りながら、検討していきます。
- (2) 2021年度から、高潮・洪水・内水のハザードマップを「浸水ハザードマップ」として1冊にまとめ、全世帯・全事業所に順次配布しているが、早急に全世帯に配布完了すること。併せて、地域の危険性を確認し発災時における適切な避難行動を市民がとることができるように、地域ごとに防災研修等を細かく行うなどしてハザードマップの活用を呼びかけること。
- (回答) 令和3年度以降、高潮・洪水・内水のハザードマップを「浸水ハザードマップ」として1冊にまとめ、全世帯・全事業所に順次配布し、令和4年度に配布が完了する予定です。ハザードマップによって地域の危険性を確認し発災時における適切な避難行動を検討していただくために、ハザードマップの全戸配布にあわせたマイ・タイムラインの配布、地域における作成研修の実施等、周知・啓発の取組を強化します。
- (3) 市内各地域自治会・町内会などで、大震災や豪雨災害のこれまでの教訓を踏まえるとともに、それぞれの地域特性に応じた防災・減災対策を策定し、発災時における「逃げ遅

れゼロ」の避難対策などが確実に実行できるよう、区・局が主導し地域を支援すること。

(回答) 各自治会・町内会等にアドバイザーを派遣する防災・減災推進研修支援編等において、大雨や洪水等による被害が想定される浸水想定区域や地震火災による被害が想定される対策地域等、地域の特性に応じた研修を実施しています。また、「逃げ遅れゼロ」に向けてハザードマップの全戸配布にあわせたマイ・タイムラインの配布、地域における作成研修の実施等、関係区局と連携し支援を強化します。

4. 横浜駅周辺地区の防災対策

(1) JRタワー3階に設置された「横浜駅周辺総合防災センター」では、駅及び駅周辺の滞留する来街者や帰宅困難者の混乱防止のために、駅周辺事業者、鉄道事業者、警察及びバス機関等と連携して必要な情報の収集、共有及び伝達を行うとしている。さらなる体制強化を行うこと。

(回答：総務局) 横浜駅周辺総合防災センターでは、横浜駅周辺混乱防止対策会議の会員である、駅周辺事業者や鉄道事業者、警察、消防、横浜駅周辺混乱防止に係る機関と連携しながら、引き続き訓練等を繰り返し実施し、連携強化・対応力向上を図っていきます。

(2) 横浜駅周辺地区の地下街等の避難訓練への市の支援を強化すること。また、横浜駅周辺混乱防止対策会議において、関係局区、関係事業者と連携して風水害を想定した浸水想定訓練や大震災を想定した震災想定訓練を実施したなかで抽出された課題を踏まえ、実効性のある避難・誘導対策を策定すること。

(回答：総務局) 水防法に基づき、所有者等による訓練の実施に向けて、本市としても必要な支援や働きかけを行っていきます。また、横浜駅周辺混乱防止対策会議において、関係局区、関係事業者と連携して風水害を想定した浸水想定訓練や大震災を想定した震災想定訓練を実施しており、こういった訓練を繰り返し実施することで、適切に避難誘導ができるよう対応力を向上していきます。

(3) 「海面以下にあることを明示した海拔標示」、「避難先・避難の仕方等を示す案内看板の設置」など、基本的な防災・減災情報を周知・徹底する「案内看板・標識」等を、市の所有施設にとどまることなく、来街者が認識できるように、民間施設管理者に対して関係局と連携して働きかけを行い、財政支援を行い地下街全域の必要なところに直ちに設置することができるよう取り組むこと。

(回答：総務局・都市整備局) 来街者への防災情報の周知につきましては、横浜駅周辺で本市施設である「みなみ通路」、「きた通路」において、海拔表示、津波避難マップ並びに防災情報ホームページなどを案内したポスターを掲示するとともに、きた通路の大型モニターでは防災啓発動画の放映を行っています。さらに、民間施設管理者に働きかけ一部では、防災啓発動画の放映を行っていただいている。今後も官民連携して効果的でわかりやすい広報に努めてまいります。

地下街は、本市施設でないことから、海拔表示等の設置については、施設管理者の御理解を得ることが必要であると考えておりますので、引き続き関係局と連携して、様々な機会をとらえながら、施設管理者に働きかけを行っていきます。

5. 駅のバリアフリー化、ホームドアの設置等安全対策

- (1) ホームドア設置が進められてきたが、乗降客の多いJR横浜駅の設置を急ぐこと。また、京浜急行線駅の設置が遅れているので急ぐこと。
- (回答)本市は平成26年に補助制度を創設し、鉄道事業者の負担軽減を図ることで可動式ホーム柵の整備を促進しています。引き続き、全路線の早期整備に向けて鉄道事業者に働きかけていきます。
- (2) エレベーター・エスカレーター設置については、駅建て替えと併せて行うだけでなく、市民の安全確保と利便性向上のために、市として国・県・鉄道事業者に速やかに既存施設にも設置することを引き続き働きかけること。併せて、市独自でもまちづくりとして設置していくこと。
- (回答)横浜市福祉のまちづくり条例に基づき、施設の新設及び改修時に、バリアフリーに関する整備基準を遵守するよう、施設整備者等に対して働きかけてまいります

6. 神奈川東部方面線(相鉄・東急直通線)トンネル工事に伴う環状2号線道路陥没事故対応

- (1) 相鉄・東急直通線新横浜トンネル工事に伴う地表面(環状2号線道路)陥没事故が起きたが、引き続き行われているトンネル工事などの補助事業において、補助を出す立場からも、事故が起きることの無いよう工事の状況を逐次市が把握できる仕組みを確立すること。
- (回答)整備主体である鉄道・運輸機構が発注している工事であるため、工事の安全管理については鉄道・運輸機構が責任を持って対応するべきと考えています。本市としても、今回、道路陥没が発生したことについては、重大なことと受け止め、関係者と連携し、工事が安全に進められるよう取り組んでいます。

7. IR誘致撤回手続き

- (1) IR誘致撤回手続きは事業者選定委員会条例の廃止など速やかに完結すること。
- (回答)令和3年9月10日の市会本会議において、IR誘致撤回の宣言を行うとともに、10月1日にIR推進室を廃止しました。以降、事業収束に向けた手続を進めてきました。なお、横浜特定複合観光施設設置運営事業者等選定委員会条例は、令和3年第4回市会定例会で廃止しました。

【道路局】

1. 道路関係予算

- (1) 道路予算は、高速道路・自動車専用幹線道路優先ではなく、市民生活、通学路の安全・安心最優先で、生活道路整備重視とすること。
- (回答)本市の道路ネットワークの骨格を形成する横浜環状道路などの高速道路の整備は、横浜港と背後圏の結びつきを強め、横浜港の国際競争力を強化するとともに、一般道路の混雑緩和にもつながるなど、将来にわたる市内経済の活性化や市民生活の利便性向上

に資するものです。併せて、災害時の迅速な対応のための基盤として、支援物資や人員の輸送経路を確保するなど、市民生活の安全・安心にも必要不可欠です。また、都市計画道路や生活道路の整備、道路施設の維持管理・保全・更新も同様に、経済活動の円滑化や市民生活の安全性・利便性の向上になくてはならないものです。そのため、いずれの事業も必要な予算を確保していきます。

- (2) 土木事務所が主に執行している交通安全施設整備費、各土木事務所割当て予算を大幅に増額し、生活道路の安全を確保するため、歩道整備を促進すること。歩道確保が困難な場所では、あんしんカラーベルトの整備や、防護柵を設置することなど行い、安全安心な歩行空間の整備を進めること。住民要望に速やかに応えるよう抜本的に増額し、事業に必要な人員を増やすこと。

(回答)生活道路の安全を確保するため、歩道の設置やあんしんカラーベルトの整備等を進めています。引き続き、歩行空間の安全性向上に努めるとともに、必要な人員・予算確保に努めます。

- (3) 歩行者の安全を最優先にして、現状の道路幅員でも歩道やガードレール設置等の安全施設の整備を行うことが可能となるように、一方通行の規制を横浜市として地域の合意形成への働きかけを県警とともにに行っていくこと。また、地域から要望があった場合には、早急に警察と連携を図り取り組むこと。

(回答)一方通行の規制については、警察の所管ですが、沿道の地域にお住まいの方やその道路を使用している方に、利便性の低下や生活環境の変化が生じるため、地域の合意形成が不可欠です。そのため、地域の皆様が自ら課題解決の方法として発意し、合意が得られた場合に取り得る方策であると考えています。

地域の皆様から要望があった場合には、警察と連携を図り、地域の皆様と課題解決に向けて取り組んでまいります。

- (4) 2019年度に大津市で発生した事故を受け、保育施設等から出された要望に対応して、点検や対策がとられているが、対策が必要とされた箇所は、2021年度中に確実に完了し、完了後の実態の聞き取りを行い、こどもたちの安全安心を第一にさらなる安全確保に取り組むこと。

(回答)滋賀県大津市の事故を受けた緊急対策については、令和3年度中に局所的対策箇所について対策完了の予定です。

スクールゾーン協議会の意見も聞きながら、引き続き安全確保に取り組みます。

- (5) 通学路の安全確保を目的として出されているスクールゾーン協議会から出された要望に対して、今後も最優先で対応できるよう予算を増額すること。

(回答)スクールゾーン対策協議会からの通学路の安全対策に関する要望に対しては、地域や学校、区役所、警察等と連携しながら、歩道の設置やあんしんカラーベルトの整備等を進めています。引き続き、歩行空間の安全性向上に向け、必要な予算確保に努めてまいります。

- (6) 生見尾踏切の閉鎖を前提としないでエレベーター付き人道跨線橋の設置は、一刻も早く進めること。またその際、住民合意のない生見尾踏切の閉鎖は一方的にしないこと。

(回答)生見尾踏切の安全対策については、踏切閉鎖へのご理解や新設のこ線人道橋の工事に時間を要することから、高齢者などへの対策として、既に取得した事業用地を活用し、既設のこ線人道橋へエレベーター（人のみ）を設置する速効対策を令和2年度から着手し、令和3年7月に供用を開始しました。

新設のこ線人道橋の整備は、踏切閉鎖への地域のご理解を得てから抜本対策として実施することとし、引き続き、踏切が残るリスクなどについてご説明をしていきます。

(7) 緑区・川和踏切の安全対策は、「都市計画道路中山北山田線の一部として、道路の単独立体交差化を進める」とされている。道路整備事業化についての期日を明確にすること。道路整備計画策定にあたっては、町内会だけにとどまることなく、近隣・沿線住民利用者の要望・意見を聴取できるようにすること。

(回答)中山北山田線【中山地区（川和踏切）】は、事業化に向けた、設計等を進めます。

(8) 視覚障害者が利用する施設がある駅付近の交差点等には、エスコートゾーン設置をすすめること。音声付信号機は、視覚障害者の安全・安心な通行にとって不可欠の施設であるので、市内全域において早期に設置されるよう県公安委員会に引き続き働き掛けること。

(回答)エスコートゾーンと音声付信号機の設置にあたっては、所管している神奈川県警に要望を伝えていきます。

(9) バス停の上屋・ベンチ設置は、高齢化にともない地域住民、バス利用者の切実な要望である。広告事業者まかせの設置に偏ることなく、市として独自の補助制度を創設し、バス事業者と協力して設置をすすめること。

(回答)バス停の上屋・ベンチの設置については、基本的にバス事業者が整備・管理しています。引き続き、バス事業者にご要望の趣旨を伝えていきます。

2. 高速横浜環状南線および北線

(1) 南線整備事業においては、環境変化に対する住民の不安の声に応え、脱硝装置を設置すること。

(回答)事業者・神奈川県・横浜市で構成する神奈川県圏央道連絡調整会議において、事業者に対して要望しています。また、「国への提案・要望」の中で、脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進を要望しています。引き続き機会を捉えて事業者へ設置の要望を行います。

(2) 南線整備事業は巨大なトンネル工事で、地盤変動が避けられない。地盤沈下や地下水脈の変化など長期に影響が出ること等を、沿線住民は懸念している。市は、住民の不安にこたえて、丁寧に対応することを、国、ネクスコ東日本に強く求めること。

(回答)事業者の取組として、必要な箇所への地下水対策工事や測量、家屋調査を実施するなど、安全に配慮して工事を進めています。本市としても、引き続き、安全第一に工事を進めしていくよう、事業者に求めていきます。

(3) 高速横浜環状道路北線事業のトンネル工事に伴う地盤沈下被害については、現在でも被害が続いている。今後も、被害者に対して誠意ある対応を最後まで尽くすよう、首都高

速道路株式会社に厳しく求めること。

(回答)地盤沈下への対応については、首都高速道路株式会社が相談窓口を設置し、寄せられたご相談を受け、家屋の調査や応急補修の対応を順次行ってきました。現在同社は、被害を受けた方々に対し、工事損害補償手続きを進めています。

本市としても、地域の皆様のご不安やご心配が解消されるよう、引き続き同社に丁寧な対応を行うよう働きかけを続けると共に、連携して取り組んでいきます。

(4) 高速横浜環状道路北線の関連街路としている都市計画道路岸谷線は必要性が乏しく、地域住民の同意も得られていないもので、整備計画は中止すること。

(回答)都市計画道路岸谷線は、国道15号と鶴見三ツ沢線を結ぶ道路ネットワークを形成するとともに、鉄道による地域分断や地域防災性の向上が図れる路線としてすでに都市計画決定されています。事業化の時期については、慎重に判断していきます。

3. 地域生活交通網の改善・整備の促進

(1) 交通不便地域の住民の移動の確保・社会参加のために、市が責任をもって運行するコミュニティバス事業を施策化に向けて、調査・検討を始めること。

(回答)本市としては、限られた財源の中で、将来にわたって安定的かつ継続的にバスを運行していくためには、財政支援に頼らない運行を目指すことが望ましいと考えており、自治体がバス会社に運行を委託して運行経費の赤字分を補填する、いわゆるコミュニティバスの運行は実施しておりません。

地域交通サポート事業により、地域主体の取組により利用を促し、採算性を確保することで、地域交通の維持・充実を図っていきます。

(2) 地域交通サポート事業での市の責任範囲を広げるなど、実施地域を拡大する手立てを講ずるとともに、敬老バス利用路線を拡大すること。

(回答)地域交通サポート事業については、ワゴン型車両で運行する路線での採算性確保や採算の見込みにくい地区からの相談が増加しているという課題に対応するため、令和元年度及び令和3年度に支援内容を拡充しました。

なお、敬老バスを利用できる交通機関は、横浜市敬老特別乗車証条例施行規則で定める一般乗合旅客自動車運送事業者となっています。

(3) 生活交通バス路線維持制度は、市民の日常生活の利便性を確保するものとして継続・拡大すること。バス事業者の路線退出等の意向は早めに把握し、生活交通確保のために路線退出を行わないよう住民の意向を踏まえて対応すること。

(回答)生活交通バス路線維持支援制度は、市内の生活交通として必要なバス路線を維持するものであり、今後も利用促進や運行効率化に向けた路線再編を実施するとともに、どのような制度が適しているかの検討を行うなどバス路線の維持に努めていきます。

4. 自転車対策

(1) 横浜市自転車総合計画に基づいて、安全、便利な乗り物として自転車利用が広がるように取り組み、自転車利用のマナー向上の啓発などに、引き続き積極的に取り組むこ

と。ルールブックに基づいた利用が実施されるように、歩道上に「歩行者優先」などの道路標示を行われるよう今後も県警に働きかけること。市として、自転車専用レーン整備を進めること。

(回答) 横浜市自転車活用推進計画に基づき、自転車のルールをわかりやすくまとめたリーフレット等を区役所、交通安全運動等で配布するほか、乳幼児検診や入園説明会におけるチラシの配布、小・中・高校生向けの自転車交通安全教室の実施、SNS等を活用した啓発など、各世代や対象者に応じた啓発を引き続き行っています。

「歩行者優先」などの道路標示については、交通管理者と連携して歩行者の安全確保に努めてまいります。自転車と歩行者の双方の安全を図るために、車道の左側通行を原則とした自転車通行空間の整備を今後も進めます。

(2) 自転車保険への加入は、市の努力もあり進んできたが、市の行ったアンケートでいまだ3割の未加入が明らかとなった。すべての方の保険への加入が行われるよう、啓発ポスターを、学校・保育園・幼稚園・商店・鉄道駅舎などへの掲示を要請し、チラシ配架の協力要請を行うなど、周知に取り組むこと。

(回答) 関係区局と連携しながら、引き続き、チラシの配布やポスター掲示、SNS等の取組を進め、効果的な周知方法を検討・実施していきます。

(3) 駅周辺の安全安心の確保のために、自転車・バイクの放置に対して駐輪ルールとマナーの啓発を強化すること。併せて、交通事業者に対して駐輪場の確保を引き続き促すこと。

(回答) 放置自転車等の対策については、従来より移動作業のほかに、周知啓発活動を行っているところです。今後も、駐輪マナーを含む周知啓発活動に努めています。また併せて、鉄道事業者に対して駐輪場の確保を促していきます。

(4) 自動二輪車(125cc超)の駐車場について、横浜市駐車場条例に基づいて新築及び増築の商業施設等における自動二輪車駐車場の設置が進められているが、既存施設における設置についても誘導・支援を引き続き行うこと。

(回答:都市整備局) 横浜市駐車場条例は、駐車場法第20条、第20条の2及び第20条の3に基づいて定められた条例です。

既存施設への自動二輪車駐車場の附置について、新たに義務付けることは困難ですが、施設の変更に関する窓口での相談の際など、機会を捉えて民間事業者に自動二輪車駐車場の設置について検討を依頼します。

(5) 新しい技術や機材導入等により、自転車駐輪場の整備・拡充を図ること。

(回答) 駐輪場については、既存の駐輪場の有効利用や、民営駐輪場の整備促進、さらに附置義務条例の適切な運用による駐輪場の確保などにより駐輪環境の改善に努めています。

5. シーサイドライン

(1) 安全安心の確保という立場から、逆走事故を起こしたシーサイドラインは、人はミスをする、機械は故障することを前提として、2重3重の安全対策をとることと共に、公

公共交通における乗客の安全安心の点からも、災害時や不測の事態にすぐ対応できるよう有人運転とすること。

(回答) すべての列車の運行状況は司令区において有人監視しており、異常を直ちに検知し、必要な対応ができる状態となっています。また、現在運行中の車両は令和元年の事故を受け、再発防止対策の改修工事を行い、各種機能のテストや試運転により、自動運転システムを含めて正常に作動することを確認しており、無人運転による運行は安全であると考えています。

6. 河川整備

(1) 近年繰り返される床下・床上浸水被害を防ぐための土嚢配布などを、要望に応えて行うこと。土嚢ステーション設置をすすめる事。

(回答：道路局・環境創造局) 令和3年度は道路局予算にて新たに南区と保土ヶ谷区で土のうステーションを設置しました。

設置場所の選定や、他地区への普及・設置に当たって、引き続き地域の皆さまや、土木事務所などと連携しながら取り組んでいきます。

(2) 芹谷川の溢水と併せて引き起こされたような浸水被害を防ぐために、道路管理を行なうこと。また、排水ポンプの設置・整備をおこなうことがふさわしい道路・河川状況を見極め、必要な整備を行うこと。

(回答) 必要な道路排水の機能を確保するため、雨水樹など道路の管理を十分に行ってまいります。

(下線部について回答：環境創造局) 必要な浸水対策を着実に進めてまいります。

(3) 横浜市が管理している河川について、堆積土砂の掘削、除草等を十分に行なうことができるよう河道等安全確保対策事業費を大幅に増額すること。

(回答) 河道等安全確保対策事業は、市民の生命、財産を守るために必要な事業です。今後も引き続き、予算の確保に努めます。

(4) 昨今の集中豪雨などに対応し、河川からの溢水や呑み込めなかった雨水による浸水が起きている。河川の浚渫を県と共に進めること。また、河床をさらに深くすることなどを検討し、そのための予算の拡充を図ること。また、国に予算要望を強めること。

(回答) 横浜市が管理している河川については、河道等安全確保対策事業等により、堆積土砂の掘削、除草等を実施しています。県とは、情報を共有しながら、効率的な治水対策に取り組んでいきます。また、国の3か年緊急対策による国費が2年度で終了となりましたので、国費が導入できるように国へ要望していきます。

(5) 河川からの溢水による浸水被害から、生命財産を守るために、「逃げ遅れゼロ」を実施できるよう、河川水位を常時監視できる水位計とカメラの設置を、近年、水害が発生している地域の橋や親水公園などの未設置の個所において設置を進めること。

(回答) 水位計や河川監視カメラについては、過去の浸水被害状況や国・県の設置状況等を考慮し、設置しています。また、水位計データや監視カメラ画像情報を国や県と連携し、発信しているWEBサイト「水防災情報ページ」について、大幅な改良やスマホ版公開など

を行っています。引き続き、適切な河川水位情報の提供に努めています。

【港湾局】

1. 港湾整備

- (1) 山下ふ頭の再開発については、2015年9月に策定した「横浜市山下ふ頭開発基本計画」を破棄し、新たな開発計画を市民参加で策定すること。

(回答) 山下ふ頭開発基本計画は、上位計画である都心臨海部再生マスタープランに基づき、地元の代表者、有識者等により構成される委員会を設置し、市民意見募集を行った上で策定した計画ですので、これを基本に新たな事業計画の策定を進めます。

山下ふ頭再開発については、新たな事業計画策定に向け、市民等の皆様からの意見募集及び事業者の皆様からの事業提案募集を昨年12月23日から6月30日まで行っています。

意見募集等の結果を取りまとめ、公表するとともに、地元団体の代表者、有識者等で構成される委員会を設置し、透明性を確保しながら議論を重ねていきます。なお、今後の社会情勢や経済動向を踏まえ、市民の皆様や民間事業者の方々にご意見等を伺っていく中で、必要に応じて基本計画の見直しを検討していきます。

- (2) 横浜港湾区域内の港湾物流円滑化のため各ふ頭を結ぶ臨港幹線道路整備計画は、港湾物流からの用途変更を行った都市づくりが進む、山内ふ頭をはじめとする内港地区の変容に照らして、再検討すること。

(回答) 臨港幹線道路は、港湾施設の整備や臨海部再開発などに伴う発生交通の円滑な処理を図ることを目的として横浜港港湾計画に位置付けています。

そのため、臨海部の各地区における基盤整備の進捗状況など交通需要や周辺道路網の整備状況を踏まえて進めています。

- (3) 超大型コンテナ船の入港見込みの予測すらできず、しかも、リニア新幹線の残土処理を主目的にしている新本牧ふ頭整備計画を中止すること。

(回答) 世界的にコンテナ船の大型化が進展し横浜港への入港数も増加している中、国際コンテナ戦略港湾として、基幹航路を維持・拡大していくため、超大型コンテナ船の受入対応が必要です。また、輸入貨物の獲得に向けて、高度な流通加工機能を有するロジスティクス拠点を形成する必要があります。

このため、リニア中央新幹線の首都圏区間の発生土を埋立てに有効活用し、新本牧ふ頭の早期整備を図ってまいります。

- (4) 気候変動による新たな災害にも備え、引き続き災害発生時にふ頭内で就業中の労働者に対する防災対策を進めること。

(回答) 東日本大震災を教訓に、横浜市では大地震による津波発生が予想される場合に、屋外スピーカーを使って避難を呼びかける「津波警報伝達システム」をふ頭内（大黒ふ頭、本牧ふ頭、南本牧ふ頭）に設置しています。令和3年度もこれらの施設を用いて国が全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達試験を実施し、試験情報の受信及びスピーカー等の起動の確認を3回行いました。

また、災害発生時には各機関が連携して的確な対応を行うことを目的とした横浜港連絡協議会を設置しており、災害時の連絡系統並びに必要な情報の伝達等については、協議会を通じて、港湾で働く労働者に周知徹底をはかっていきます。

- (5) 南米原産の強毒アリ「ヒアリ」の防除を徹底し、国内侵入を阻止する水際対策を強化すること。

(回答) 横浜港では、横浜港ヒアリ等対策連絡会議を設置し、関係局や官民が一体となり、ヒアリのリスクや対応策について情報共有し、発見時の連絡体制を整えています。また、国の取組に全面的に協力し、全てのコンテナターミナルでヒアリの生息確認調査や殺虫餌の散布、舗装の一部補修を行うなど、ヒアリの定着、拡散防止に取り組んでおり、今後も関係機関と連携し、水際でのヒアリの早期発見、早期防除に努めています。

2. 働きやすい港湾

- (1) 横浜港のふ頭内のトイレは、再開発や再編にとらわれることなく、男女別、多目的を含め国際港都横浜に恥じない清潔で余裕空間のある仕様での改修をスピードアップして実施すること。

(回答) 令和3年度までに、大黒ふ頭T1上屋、本牧ふ頭LFS上屋の男女共同トイレを男女別トイレに改修し、今年度は本牧ふ頭A1上屋の男女共同トイレの改修を進めています。そのうえで、女性専用トイレが設置されていない港湾施設には、昨年度17箇所女性専用のユニットトイレ整備し、今年度新たに本牧ふ頭D突堤入口、南本牧ふ頭第3・4待機場、山下ふ頭荷さばき地の港湾施設3か所にユニットトイレを整備しました。その結果、ご要望をいただいた箇所の女性専用トイレの設置については、完了いたしました。

- (2) 各ふ頭へのバス便の増発や、大黒ふ頭発の最終便延長など通勤条件改善のため、港湾局から交通局への財政支援を増額し、就労者の通勤利便性を高めること。

(回答) 港頭地区への通勤等、就労環境の改善は重要な課題と捉えています。

一方で、大黒ふ頭に向かう市営バス17・109系統は路線が長いうえ、通勤時間帯に一方向のみが混雑する片輸送となっていることから、採算が取り難い状況です。

このため、交通局・港湾局・大黒ふ頭連絡協議会等からなる検討会にて通勤対策を協議し、平成31年3月に、17系統の最終便を延長するダイヤ改正を実施いたしました。また、109系統については、横浜駅から大黒ふ頭へのバス路線は到着するまで40分程度かかり、朝の通勤時間帯では、始発の横浜駅で座席が埋まった時点で、次の便を待つ方が多いため、定員の半分程度で出発していたことから、大黒埠頭連絡協議会等の皆様の声をお伺いして、交通局と調整した結果、令和3年10月1日から、路線バスと比べて、座席数の多い観光バスタイプの車両を導入し、高速道路を利用した運行を開始しました。

本牧ふ頭については、D-1ターミナルの再供用を受け、令和元年10月から、本牧TOC（本牧ターミナルオフィスセンター）便の運行を開始し、その後、利用者の声を伺い、夕方の通勤時間帯のピークに合わせてダイヤの見直しを行いました。

さらに、新たにロジスティクス拠点を整備する本牧ふ頭 A 突堤における通勤手段を確保するため、令和4年度の新規バス路線の導入に向けて、交通局や関係機関とともに検討を進めています。

- (3) 引き続きアンケート調査を含め、広聴機能を高め港湾労働者の就業環境の改善に市として責任を持って取り組むこと。
(回答)引き続き、港湾で働く方々の就業実態の把握に努めるとともに、港湾管理者として関係者と連携しながら港湾労働者の就業環境の改善に取り組んでまいります。

【消防局】

1. 消防力・救急体制の強化
- (1) 新型コロナウイルス等の感染拡大防止のため、署所の建て替えを待つことなく全署所への消毒室の整備を早急に進めること。そのための財政支援を国に求めること。
(回答)救急消毒室は庁舎建て替え時に整備しますが、それまでの感染防止対策として、手指消毒や資器材を洗浄するための洗浄・消毒設備を整備します。
なお、整備の財源については、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用します。
- (2) ハザードマップに基づいて、水害で浸水すると想定されている消防署所の移転計画等具体策を明らかにし、早急に進めること。
(回答)本市では、国指針における延焼阻止の条件である「出場から放水開始まで 6.5 分」を踏まえた上で、木造密集度や人口密度、道路事情などの地域特性を勘案し、必要な署所数を定めて消防署所を整備しています。
なお、浸水想定区域内に設置されている消防署所等（横浜ヘリポート含む）については、横浜市防災計画に基づく風水害対策消防局細部計画において、消防車両等の避難計画及び代替場所を定めることとしています。
- (3) 「横浜市消防力の整備指針」に基づき満たされてない、救急自動車、非常用消防自動車、非常用救急自動車は早急に整備すること。
(回答)非常用救急自動車については、令和4年度に1台整備することで整備指標を満たす予定です。整備指標に対して整備台数が充足されていない救急自動車、非常用消防自動車については、引き続き、充足に向けて計画的に取り組んでまいります。
- (4) ①市民防災センターは、大都市横浜に相応しい内容と規模となるよう、抜本的に拡充をはかること。
(回答)令和3年度は、企業版ふるさと納税の制度を利用し、住宅地や地下街が浸水した時に扉にかかる水圧の大きさや歩行の困難性を体験することの可能な設備を導入し、風水害に対する危機意識の醸成を図る予定です。今後も引き続き、効果的な防災普及啓発を図ります。
②深谷にある防災訓練センターは建て替え計画を作ること。
(回答)令和3年度は、喫緊の課題である訓練施設の更新整備に向けた基本構想を策定するとともに、消防局内で検討委員会を設置しました。4年度については、基本計画を策定す

る予定です。

- (5) スタンドパイプを更に普及させるために、新規目標を設定し推進を図ること。また、スタンドパイプ型の初期消火器具等、地域からの申請を待つのではなく、自治会等で行われる訓練等で 初期消火器具の使い方をレクチャーしながら必要性を伝える取り組みを強めること。

(回答) 地震防災戦略の初期消火器具等設置目標 700 基に対しては、既に達成しました。

4年度についても、引き続き、自治会等へ初期消火器具等の整備や訓練の実施に取り組みます。

- (6) 長期化するコロナ禍のなかでストレスを抱える職員が増えている。心と身体の健康相談や健康教育等、健康相談にのれる体制にすること。また、個々の食事の用意が増えていることから、栄養バランス等のアドバイスができるよう、管理栄養士を配置する。

(回答) 現在、消防局では人事課に 2 名の保健師を配置し、職員に対して栄養指導や食生活のアドバイスを含めた健康管理に関する指導を行っており、新たに栄養士を配置する予定はありません。

(下線部について回答：総務局) 「横浜市職員のからだの健康づくり計画」及び「横浜市職員のこころの健康づくり計画」に基づき、各区局の安全衛生管理やメンタルヘルスの推進、職員健康相談室（からだ・こころの健康相談窓口）における専門相談、各種研修等を行っている他、保健師等の資格をもつ職員健康対策員による 18 区への出張相談や、局職員向け健康サポートルームを開設し健康相談や健康教育等を行う等、今後も継続的に支援してまいります。

- (7) 長期化する新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、仮眠室の個室化を推進すべき。そのためにも庁舎の建て替えを早急に行うことを目指しつつも、個室化に向け様々な方法を検討し対策を早期に実施すること。

(回答) これまでに 5 消防署、9 消防出張所の仮眠室を個室としたほか、その他のすべての署所についてもベッド周辺をパーテーション等で区画化しました。引き続き、庁舎建替え等に合わせ、個室の仮眠室の整備を進めています。

- (8) 女性だけでなく LGBT の職員も自分らしく仕事ができるようにすることが時代の流れくなっている。全ての署所において仮眠室やトイレ、浴室を独立させ、全ての職員がしっかり休憩できる環境を整えること。

(回答) 令和元年度しゅん工した保土ヶ谷消防署には、仮眠室を個室としており、また、トイレについても多目的トイレを設置するなど、すべての職員に配慮した環境を整えています。引き続き、庁舎建替え等に合わせ、すべての職員がしっかり休憩できる環境を整えています。

- (9) 無料低額宿泊所と、いわゆる「無届施設」については、防火対策が十分とはいえない施設も多いことから、法令通りの「共同住宅」と取り扱うのではなく、市独自の判断で定期的に査察を実施すること。また、出火防止指導の徹底のため指導課の人員増をはかること。

(回答) 無料低額宿泊所と、いわゆる「無届施設」については、現状、その使用形態から、消防

法令上、一般的には「共同住宅」として取り扱っており、本市では必要に応じて査察を実施することとしています。最近では令和2年度に、市内で発生した寄宿舎火災を受けて特命査察を実施しました。出火防止指導については、あらゆる機会を捉えて実施していきます。

- (10) コロナ禍においても、感染防止の対策をとりながら、石油コンビナート災害を想定した大規模訓練を強化すること。また、そのための装備の充実をはかること。近隣住民に対して日ごろからの周知や、事業所エリアごとに共同の避難訓練を引き続き実施すること。

(回答) 関連所属において石油コンビナート災害に関する基礎知識研修、図上シミュレーション訓練及び関係機関との連携した合同放水訓練等を、感染防止対策を図った上で実施しております。

大規模訓練の実施に際しては、記者発表を行うなど、石油コンビナート地域の防災対策について市民の皆様に広く周知していきます。

- (11) 在日米軍との間で締結されている消防相互援助協約に、危険物に関する情報提供の仕組みを設けるなど、火災等への消防活動が安全に効果的に行われるよう日に地位協定の見直しを国に求めること。

(回答) 火災等の災害が発生した場合は、日米地位協定に限らず、消防相互援助協約に基づき、在日米軍と協力し災害対応を実施しており、安全・効果的な消防活動のため、危険物などの活動に資する情報提供を受けた上で活動を行うこととしています。引き続き、案内付訪問や合同訓練を通じて、関係強化を図って参ります。

2. 消防団

- (1) 消防団の旧耐震基準の器具置場の建替えを早急に行うこと。そのための代替地を提供すること。また、20年以上使用の消防団車両は、市の目安に従って更新すること。

(回答) 昭和56年に改正された建築基準法の「新耐震設計基準」施行以前に建設された器具置場については、老朽化等による優先度を考慮した上で順次建替えを進めています。

また、消防団車両については、更新の目安を基に整備していますが、メンテナンス等をしっかりと実施するとともに、走行距離等を考慮し、老朽化している車両から順次更新整備を進めています。

- (2) 装備品の未貸与は団員の士気の低下になる。新たに入団した団員にたいして、活動服・制服・帽子などの装備品の新品を直ぐに支給できるようにすること。

(回答) 消防団活動に必要な被服・装備品については、基本的には新入団員へ迅速に貸与出来るよう取り組んでいます。

- (3) 消防団員を確保するために、活動内容を精査・見直し、現役世代が訓練に参加できるようにするなどの工夫を行い充足率100%を達成すること。そのために局としての援助・支援を積極的に行うこと。

(回答) 訓練等の実施にあたっては、多くの消防団員が参加できるよう、各消防団の実情に応じて創意工夫しながら実施するとともに、自宅等でも学習出来るよう、ホームページを通

じた研修環境の充実を図っています。また、消防団員確保については、地域やイベントでの募集活動のほか、デジタルサイネージや電車内広告等の媒体を活用するなど、事業所等と連携を図りながら、広報活動を実施しています。

3. 救急救命体制の充実

(1) 増加する救急需要に対応するため、救急救命士有資格者採用試験については、試験区分（救急救命士区分）を継続すること。更に、他都市と連携し国への大幅な財政支援を求めるこ。

(回答) 救急救命士有資格者の採用については、平成27年度の採用試験から、大卒程度等・高卒程度等採用試験共に、試験区分（救急救命士区分）を新設し対応しています。国への財政支援要請は、引き続き、他都市の状況等を踏まえ検討していきます。

【水道局】

1. 水道料金

(1) コロナ禍のもと、7月からの水道料金値上げは、経済的に苦境に立たされている市民の生活、中小企業・小規模事業経営、保育所・特別養護老人ホーム等の社会福祉施設運営などに、一層の負担増を押し付けるものとなっている。市民生活、生業を守るために、次の措置を求める。

①水道料金値上げを中止し元の料金に戻すこと。

②2007年に廃止した医療施設、社会福祉施設減免などについて、水道局が主導して復活すること。

③必要な財源は、国の補助金及び一般会計からの繰り入れの増額を求めるこ。

(回答) 料金改定は、老朽化する水道施設の更新や耐震化を着実に進め、市民の皆様に安全で安心な水を将来にわたってお届けするために実施させていただきました。今後も水道事業を持続可能なものとしていくため、効率的な事業運営に努めてまいります。なお、お支払いが困難なお客さまには、支払い猶予を行うなど、引き続き寄り添った丁寧な対応をしてまいります。また、社会福祉施策の一環として行われていた当該施設への水道料金の減免制度については、診療報酬や措置費、支援費に水道の使用料が含まれていることや、他都市の減免の実施状況を踏まえ、平成20年度に廃止しました。

水道料金の減免は、本市全体の福祉行政の観点から判断されるものと考えますので、水道局独自の施策として実施することは困難です。ご理解くださいますようお願いします。なお、国に対しては、新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化への財政支援について、要望を行っております。

(2) 高齢化が進行する状況の下で、「緩やかな見守り」施策は、一層必要性・重要性が増していることから継続すること。

(回答) 「緩やかな見守り」施策については、平成25年1月から検針・料金整理業務の受託事業者へ協力をお願いしています。

この施策は、日々の検針業務や料金整理業務の中で、お客さま宅の使用水量の増減変化や生活状況の異変等を察知した場合、受託事業者から水道局が連絡を受け、区役所及び警察などの関係機関に通報する取り組みとなっています。また、令和2年1月からこども青少年局の依頼による「子育て世帯の見守りと、児童虐待及びDV被害に関する所管部署への連絡」についても併せて行っており、引き続き受託事業者へ協力をお願いし取り組んで参ります。

【緩やかな見守り】実施件数（H24～R3）

・平成24年度 5件	・平成25年度 7件
・平成26年度 10件	・平成27年度 9件
・平成28年度 6件	・平成29年度 4件
・平成30年度 5件	・令和元年度 9件
・令和2年度 5件	・令和3年度 11月末時点 1件 計61件

(3) 水道料金滞納世帯に対しては、「何故滞納に至ったのか」、「他に何か困りごとはないか」等の事情を可能な限り把握し、生活実態のある場合は給水停止は行わないこと。

(回答) 水道料金の滞納者からお支払いの相談があった場合は、分割納付等のお支払計画をご提案するなど、滞納者と話し合い、できる限り寄り添った対応をしています。また、給水停止前の督促時には、複数回現地に伺い、声掛けを行ってから督促用紙を現地のポストに投函するなど、滞納者に対して十分なお知らせを行っています。

これらの対応の中で、水道局だけでは解決が困難な場合は、各区福祉保健センター生活支援課への案内チラシをお渡しし、ご相談いただくようお伝えしています。

2. 水道管更新

(1) 老朽管の更新・耐震化事業は、早期に完了させること。そのために必要な財源は、国の財政措置の増額を強く求めること。また、本市一般会計からの繰り入れを拡充できるように、国に「繰出基準」の緩和を求める。また、一般会計からの繰出しを本市独自の判断で拡充すること。

(回答) 老朽管の更新・耐震化事業は、管の布設年度、材質や埋設状況などを総合的に勘案し、優先順位をつけて更新を進めています。特に、送配水管の更新については、災害時に大きな影響を及ぼす可能性がある、口径400mm以上の大口径管路と震度7や液状化が推定される地域に布設された管路を優先して計画的に耐震化を進めています。また、水道施設の更新・耐震化のための財源確保につきましては、「大都市水道事業管理者会議」や「公益社団法人日本水道協会」等のメンバーとして、交付金の採択基準の緩和・拡充等財政措置の強化や地方公営企業に対する繰出基準の緩和等の要望を継続しています。

これらに加え、4年度予算編成に当たっては、国に対し、新たに本市としても独自で国の財政支援を拡充するよう要望しました。

本市一般会計からの繰出しにつきましては、地方公営企業法や国の繰出基準に基づき、

配水池等基幹水道構造物や水道管路の耐震化事業に係る事業費の一部を一般会計で負担しています。

3. 水道局職員定数

(1) 技術継承や災害対応力を強化するには、人員体制の充実が不可欠である。職員定数の適正化を理由とする職員定数削減はやめること。

(回答) 経営環境が厳しさを増す中、持続可能な経営基盤を構築していくため、引き続きより効率的な執行体制を目指していきます。あわせて技術継承や災害対応力を考慮し、水道技術職の採用を継続する等、必要な人員を確保し配置してまいります。

(2) 技術継承のため局独自に行っている水道技術職の採用について、有能な技術者を確保できるよう、横浜水道の魅力を発信する等、一層の人材確保策を講じること。

(回答) 確実に人材育成・技術継承をしていくため、将来を見据えた長期的な視点で人材確保に取り組んでいきます。平成29年度から採用を行っている水道技術職については、リーフレットや採用動画を作成するなど受験者募集のPR強化に取り組むとともに、新規採用者を対象に局の施設を住居として一時的に貸与する事業を令和2年度から開始するなど、人材確保に向けた取組の充実を図っています。今後も、水道技術職の安定的な採用を図ってまいります。

4. 災害時の備蓄

(1) お客様意識調査の集計によれば、災害時に必要な1人1日3リットルで3日分9リットル以上の飲料水の備蓄をしている世帯は全体の四分の一にも満たないので全世帯への啓発を徹底すること。特に、高齢者、障害者等、情報を得にくい市民への啓発・支援は、訪問など実態に見合ったきめ細かな対応を行うこと。また、飲料水の備蓄の状況を把握する調査は継続すること。

(回答) 災害時の断水に備えた飲料水の備蓄につきましては、「広報よこはま」や「使用水量のお知らせ」を活用するほか、「ごみ収集車での放送」や「横浜市水道局ウェブページ」で啓発を行っています。また、視覚障害のあるお客さまや日本語の不自由なお客さまに対しては、「使用水量のお知らせ」の読み上げ機能を活用して備蓄に関する啓発を行っています。これらの取り組みに加え、パンフレット「横浜市水道局の災害対策」の配布、市内の専門学校と連携して作成した動画の公開、総務局及び区と連携した防災訓練時等での呼びかけなども行っています。

飲料水の備蓄の状況については、概ね4年ごとに実施している「水道に関するお客様意識調査」を令和4年度に実施予定ですので、備蓄の有無や備蓄量、備蓄をしていない理由などを集計し、今後の取り組みの参考といたします。引き続き、災害時に備えた飲料水の備蓄の必要性について、市民啓発に努めてまいります。

(2) リニア新幹線のトンネル工事に伴って、道志川の水涸れ、水質悪化等の影響が懸念される。貴重な単独水源である道志川に影響させないために、現時点で本市独自に調査・検討を行い、事前の備えをしっかり行うこと。

JR東海に対し、道志川に影響が出ないよう万全の対策を求ること。

2021年度予算要望への回答では、「JR東海は、モニタリング地点20か所において流量や水位などの調査を実施するとしています」となっており、同調査の結果について詳細な報告を求ること。さらに、「工事着手後は水質監視装置による原水の監視を継続し、不測の事態に備えて周辺パトロールを強化するなどにより、引き続き市民給水に影響がないよう、対応しています」となっているが、道志川の水涸れ、水量減少の懸念があるので、水量の変化についても監視対象に加えることをJR東海に求めること。

(回答)本市では、これまでJR東海に対し、藤野トンネル新設工事で発生する建設発生土の管理徹底や道志川に影響を及ぼすような事態が発生した際の速やかな情報伝達の構築など、事前の備えを求めてまいりました。また、本市独自で処分地の目視確認を月2回行っており、工事の影響について注視しています。

JR東海からは、工事進捗状況の報告を年3~4回程度受けており、道志川に影響がないことを確認しています。

JR東海が実施している、藤野トンネル工事予定地の周辺河川（道志川の支川等）の流量や、地下水の水位についてのモニタリング調査の結果は、JR東海のホームページで公開されています。工事着手後は、その公開データについて適宜説明を求め、変化の有無について常に把握できるようにしていきます。万が一、道志川や地下水への影響が分かった場合、JR東海、河川管理者及び関係利水者等で協議を進めます。

今後も、JR東海に対し、水質の悪化や水量の減少等、道志川本川に影響が出ないよう求めていくとともに、本市として、水質監視装置による原水の監視や、不測の事態に備えて周辺パトロールの強化を継続し、市民給水に影響がないよう対応していきます。

5. 企業団

(1) 2021年度予算要望への回答では、「市全体の給水量の減少に合わせ企業団の受水量は減らしていくことになると想っています」となっている。企業団からの受水量は独自水源の活用等により削減できる。現状の受水量負担が過大になっているので、受水量を削減すること。経営基盤強化の重要課題として、水道企業団からの受水量を減少させていくための明確な計画をもつこと。

(回答)本市では、本市独自の水利権を優先的に使用し、それでも足りない量などを神奈川県内広域水道企業団から受水する考え方としています。また、施設の更新時や緊急時のバックアップなど市内全域の安定給水を確保するために、企業団から必要量を受水しています。基本的には、市全体の給水量の減少に合わせ企業団の受水量は減らしていくことになると推定しています。

6. CO₂の削減

(1) 本市水道局のこれまでの創エネ、省エネの取組の経験をもとに2021年度以降、「水道施設における維持管理上の影響、設備の小型化や低コスト化などの技術革新の動向及び費

用対効果を考慮し、引き続き検討していきます」とされている。局が所有している施設・土地等を活用した、創エネ、省エネの可能性を汲みつくすこと。

(回答)水道局では、これまで太陽光発電や小水力発電による再生可能エネルギーの活用に取り組んできました。今後の整備については、水道施設における維持管理上の影響、設備の小型化や低コスト化などの技術革新の動向及び費用対効果を考慮し、引き続き検討してまいります。

また、配水ポンプをエネルギー効率に優れた制御方式に変更するなど、エネルギー消費量の削減にも取り組んでいます。さらに、今後は電力に依存しない自然流下系施設の優先利用を図るため、西谷浄水場の再整備を推進し給水エリアを拡大するなど、エネルギー効率の良い水道システムの構築を目指した施設整備を行ってまいります。

7. 水道事業広域化

(1) 「神奈川県水道ビジョン」は、国の「新水道ビジョン」(平成25年3月策定)に基づいて策定(平成28年)され、「50年、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示し、水道事業者等の目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担などを明らかにする」とされ、具体的には、水道事業の広域化、経営の効率化、外部委託等の民間活力の導入などが示されている。今年度、「県水道ビジョン検討会」で議論が進められることになっている。本市の水道事業は、大規模な広域事業を展開しており、経営基盤の強化についても独自に努力をしているところである。したがって、広域化、民営化の必要性は皆無である。50年、100年後の将来を見据えて、「広域化、民営化は行わず、市独自に事業を運営すること」を明確にすること。

(回答)水道局ではこれまで民営委託の拡大など経営の効率化を進め、安全で良質な水を安定的に供給してきました。今後も、水道局が公営企業として将来にわたり事業運営を行うことができるよう、更なるサービス向上や業務効率化を図り、徹底した経営努力に取り組んでまいります。また、水道事業を将来に向けて安定的に運営していくためには他事業体との連携が必要と考えています。引き続き、水源を同じくする神奈川県、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団と最適な水道システムの構築に向けて議論を進めています。

【交通局】

1. 市営地下鉄 事故防止対策

(1) 事業運営は、安全最優先で行うこと。最近の事例では、小田急線の走行中車内で多数の乗客が被害を受ける傷害事件(2021年8月6日夜発生)が発生している。公共交通機関は、安全運行を齎かず事態の発生を常に想定しておく必要がある。乗客の安全を守ることは公共交通機関の責務である。安全確保に必要な人員、機材の確保・整備を万全に行うこと。そのために、特に、市営地下鉄において以下の項目を実施すること。

① 2019年度に発生した重大事故の教訓にかんがみ、「市営地下鉄の無人運転方式導入はしない」こと。

- ② 市営地下鉄の安全と安心を担保するために、車掌乗務を復活させること。
- ③ 地下鉄施設の多くが海面下または洪水リスクの高い河川の近くにあるため、津波、高潮、河川の洪水・内水氾濫で地下鉄施設の多くが浸水・水没の恐れがある。災害特性をふまえた浸水対策を万全にすること。
- ④ 駅員がいない、あるいは不足している現状は、乗客の安全・安心を守るうえで不十分である。また、「事故発生時や災害時はお客様の安全確保を最優先に考え、ホームを含めた駅構内での避難誘導を迅速に行う」ためにも、全駅のホームに要員を常時配置すること。

(回答) ① 無人運転方式については現在交通局において検討段階にはございませんが、ワンマン運転の実施にあたっては、必要な安全対策設備を整えるとともに、適切な異常時対応ができるよう職員に対する十分な教育訓練や健康管理を徹底するなど、ハード・ソフトの両面において事故の再発防止及びお客様の安全確保に努めて参ります。

(回答) ② ワンマン運転の実施にあたっては、ホームドアなどの必要な安全対策設備を整備しております。また、駅においてはワンマン支援訓練を毎年実施しており、車掌の乗務は考えておりません。

(回答) ③ 施設面の対策の他お客様への適切な避難誘導により浸水に対する安全を確保してまいります。

(回答) ④ 全駅のホームに駅係員を常時配置することは困難です。事故発生時や災害時は、必要に応じて応援職員を派遣するなどにより、お客様の安全確保を最優先に考え、ホームを含めた駅構内での避難誘導を迅速に行ってまいります。

2. 市営地下鉄 人員体制の拡充

(1) 車いす等の要支援者の乗車を想定した「訓練」を、当初計画に基づいて、確実に実施すること。

(回答) コロナの情勢下にあり、多くの職員が一堂に会する実働的な訓練は実施を見送っています。一方で、図上想定訓練などコロナの情勢下にあっても実施可能な事については引き続き取り組んで参ります。

3. 市営地下鉄 駅・ホーム等のバリアフリー化

(1) 地下鉄駅トイレ音声案内の未設置駅（13駅）に設置を急ぐこと。

(回答) トイレの音声案内については、優先順位を見極めながら行っているトイレ改修等に合わせ、引き続き設置を進めています。

4. 市営バス 運転手の待遇改善

(1) 会計年度任用職員と正規職員の待遇の格差の見直しが一部（病気休暇の有給化）はかられたが、格差は依然残されている。格差解消を急ぐこと。

(回答) 会計年度任用職員の賃金、休暇等の待遇については、市長部局と同様の見直しを行って

おります。

- (2) 乗務員の健康面・精神面を考慮し、トイレ設備に不備があるところは、トイレ設置・改修を急ぐこと。また、待機時間の余裕の確保等の改善を図ること。
(回答)引き続き関係機関と調整しながら対応してまいります。

5. 市営バス 路線・車両運用の改善

- (1) 交通不便地域の声をくみ上げ、必要な路線については、公営交通の責任を果たすために拡充・新設に取り組むこと。路線の廃止は原則として行わないこと。
(回答)お客様の利便性を考慮しながら、路線やダイヤの見直しを行うなど効率性を高め、全体として市営バスのネットワークを維持してまいります。

6. 市営バス 停留所の改良

- (1) バス利用者から要望の強いバス停上屋及びベンチの設置を積極的に進めること。設置にあたっては、広告付きにこだわることなく、要望の出ている全てのバス停留所に上屋とベンチの設置計画を持つこと。財源は市費からの補助金を求める。
(回答)市営バスの経営状況は非常に深刻であり、新たな上屋・ベンチの設置は困難であると考えておりますが、老朽化等で安全性にかかわるものにつきましては、必要な対応を行つてまいります。

7. 市営バス バス乗務員の保健・福利厚生

- (1) 新型コロナ禍が長期化する下で、不特定多数の乗客と接する市営地下鉄・バス乗務員等は感染リスクの高い職域である。安全・安心の交通事業を維持するために、希望する職員全員が、いつでもPCR検査を受けられるようすること。
(回答)市営地下鉄・バスでは、点呼時の体調確認等により職場での職員の健康管理に努めております。また、ワクチン職域接種を実施し、希望する職員全員にワクチン接種を行いました。なお、PCR検査については、それぞれの自治体のルールによって対応しており、交通局で検査体制を整えることは考えておりません。
(2) 支給される制服（ワイシャツ、ズボン等）は、「汚損、破損による交換は随時可能扱い」であることを周知徹底すること。
(回答)制服の破損、汚損による交換は、所属長の判断により必要とされた場合は随時可能であることをお問い合わせや一斉貸与の際にマニュアル等で周知しております。
(3) バス車内の紫外線防止、暑さ対策、事故防止の対策が施された窓を全車両に整備すること。
(回答)近年導入しているバス車両の側面ガラスは、紫外線及び暑さ対策を施しています。そのうえで事故防止対策のため視認性も確保したガラスとなっております。車両の更新に併せて順次、整備してまいります。

8. ダイヤ改正時の対応について

(1) ダイヤ改正時の対応について

①「ダイヤ改正（特に路線廃止・減便）を予定する場合、対象路線の地元住民、利用者等の意見聴取を十分に行い、関係地域の住民・利用者の理解と納得を得ること。特に、住民・利用者の理解・合意がない場合は実施しないこと。「問題がある場合は、速やかに見直す」との局長答弁（21年度予算特別委員会）を確実に履行すること。

②94系統「並木団地 ⇄ 区役所」の廃止は、地域住民、利用者に多大な不便を強いいる状況にある。並木一丁目の「住民アンケート」に寄せられた100通の回答では、「不便になった」92%、「94系統を復活してほしい」96%である。「路線の廃止・減便等のダイヤ改正において問題がある場合は、速やかに見直す」との局長答弁（21年度予算特別委員会）にもとづき94系統の路線を早期に復活すること。

(回答)①市営バスネットワーク全体を維持していくためには、利用実態に合わせた路線や運行便数の見直しを避けて通ることは出来ないと考えていますが、地域に対する説明については、今後も区役所と連携しながら、丁寧に行ってまいります。

ダイヤ改正後はしっかりと検証を行い、適正な輸送力を確保してまいります。

(回答)②94系統は、ほぼ同一地域を並走する民間バス事業者の路線があることから、地域の代表者の方々にご説明しながら運行を終了させていただきました。調整の中で、廃止ルートを補完しつつ、新たなルートを通る路線の強いご要望があつたため、2021年7月にご要望に合わせた321系統の運行を開始したことから、94系統の運行再開は考えておりません。

【教育委員会】

1. 教育費無償の原則等

(1) 憲法第26条に則り、義務教育は例外なく無償とすること。

(回答)本市においても、義務教育無償の原則にたち対応しており、保護者負担については、必要最小限の範囲にとどめるよう、校長あて通知しております。

(2) 自治体の裁量で学校給食費を無償とすることは可能。無償化を実施すること。

(回答)学校給食の実施に係る費用については、学校給食法第11条及び施行令により、学校設置者の負担と保護者の費用負担の区分が示されており、法令に則り食材費相当分を給食費として納入していただいております。

(3) 市立高等学校の授業料を無償とすること。その財政措置の復活を国に求めること。

(回答)高等学校授業料の無償化については、教育にかかる経済的負担の軽減を適正に行うため、高所得世帯の生徒等に対して所得制限を設け、低所得世帯の支援の拡充に充てているものです。本市としては、こうした国の方針に則り、適切に対応していきたいと考えております。

(4) すべての子どもたちの教育を受ける権利を保障するとともに子どもの貧困解決のためにも、横浜市高等学校奨学金制度の成績要件をなくすこと。また、月5,000円としている一人当たりの支給額を増額し、募集枠を拡大すること。

(回答)横浜市高等学校奨学金は、条例の規定で、学業成績優秀で経済的理由により就学が困難

な者を対象とした制度となっており、制度の見直しについては、対象者数の拡充により対応しております。

- (5) 公立と私立の高校の学費格差を是正するために、市として独自の私立高校生に対しての学費補助制度を創設すること。

(回答) 私立高校の生徒について、就学支援金や学費補助金、奨学給付金などの制度がありますが、本市では、私立学校の生徒も対象となる高校奨学金制度において、低所得世帯の支援の拡充を図っております。

2. 子どもの貧困対策

- (1) 学校保健の体制を充実させ、学校の健康診断で要受診とされた児童・生徒の未受診を家庭任せにせず、学校がフォローをすること。

(回答) 心臓検診・腎臓検診について、横浜市医師会と連携して精密検査の受診状況調査を行い、未受診者に対して受診を勧奨する他、精密検査の費用についても本市で負担するなどの取組を行っています。また、学校保健安全法に基づき要保護及び準要保護児童生徒に対し、学校内での感染症の蔓延・学力低下を防止するため、同法施行令に定める学校病を対象として医療費の援助を実施しています。併せて本市独自の事業として、準要保護児童生徒のうち視力低下のために指定眼科医による精密検査の結果、めがねが必要な児童生徒のために、めがね購入に係る代金の援助も実施しています。

- (2) 学校トイレに、トイレットペーパー同様生理用品を備え、女子児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにすること。

(回答) 市立学校では、児童生徒から生理用品について相談を受けた場合は、各校で用意している生理用品を、教育的配慮により、貸与や無償で配布しています。養護教諭は、生理の貧困の背景の把握に努め、児童生徒の気持ちに寄り添った相談支援を行っています。また、教育委員会として、関係局と連携しながら、防災備蓄の有効活用や学校での対応強化を図るよう取組を進めています。

- (3) 小中学校へのスクールソーシャルワーカーを増員し、高校へは抜本的な増員を図ること。

(回答) スクールソーシャルワーカー活用事業は、段階的に増員を進め、令和3年度に高校・特別支援学校を含めた全校を定期的に巡回訪問して支援する体制を構築しています。引き続き、国の動向等を踏まえながら、体制強化について検討を進めます。

- (4) 放課後学び場事業は、実施校を拡大すること。

(回答) 放課後学び場事業は大学生や地域住民等の協力により学習支援活動を実施しています。今後も、学校と地域の状況に応じて希望する学校が実施できるよう支援を行ってまいります。

- (5) 返済不要の大学奨学金制度を創設すること

(回答) すでに、各大学が独自の奨学金等の制度を有しており、また、国が令和2年度より高等教育の修学支援新制度を実施し、授業料等の減免や給付型奨学金等による経済支援が行われています。

市が独自に学生への経済的支援を行う場合には、例えば、市内大学のみならず、市外

の大学に通う市民を対象とするのか、必ずしも市民ではない可能性のある市内大学在学生を対象とするのか、といった整理すべき課題があり、市民にとって不公平感がないように、しっかりととした制度設計をする必要があります。

- (6) ICT 教育推進においては、教育格差を拡大させないため、特に高校生のパソコン所有・ネット接続を含めて保護者負担に補助すること。

(回答) 高等学校における ICT 環境の整備については、令和 2 年度に校内無線 LAN 及び端末所有者等への貸出用端末の整備を行いました。また、低所得者世帯に対しては、生活保護費や高校生等奨学給付金等により対応いただくこととしております。

頂いたご意見につきましては、子どもの貧困対策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。

3. 不登校への支援

- (1) 不登校の子どもたちの居場所を充実し学習権を守るために、ハートフルスペース、ハートフルルームの増設をはかること。

(回答) 横浜教育支援センターでは、「ハートフルスペース」や「ハートフルルーム」に加え、ひきこもり傾向にある児童生徒の家庭に大学生等が訪問して一緒に過ごす「ハートフルフレンド」や、支援員が訪問して学習支援を行う「家庭訪問による学習支援等事業」、不登校児童生徒への支援を行うフリースクールに委託して学習支援等を行う「ハートフルみなみ事業」等、一人ひとりの状況に応じた安心できる居場所や学習機会の確保に向けた取組を進めています。

引き続き、個別最適な支援の充実を図ってまいります。

- (2) 学校保健安全法 13 条 1 項には「学校においては、毎学年定期に、児童生徒等の健康診断を行わなければならない」と規定され、この「学校においては」というのは、場所を規定するものではなく実施主体の規定であることから、不登校状況であろうと小中学校に在籍しているすべての児童生徒の健康診断の権利を保障すること。

(回答) 学校保健安全法に基づく児童生徒の健康診断については、学校実施とは別に病院などで受診することは困難です。

病欠等で指定の日時に健診を受けられなかった児童生徒については、学校の規模や日程の都合により健康診断の実施日を複数に分けている場合には、別の日程で受けられるよう学校ごとに配慮しています。また、身長や体重の測定や、視力・聴力検査については、随時保健室等で対応しています。

4. 少人数学級

- (1) 子どもたちに行き届いた教育が図れるよう、国の計画を前倒しして早期に小学校 6 年までの少人数学級を実施し、市独自に中学校も少人数学級を実現すること。さらに、35 人学級でよしとせず、20 人程度の学級に向けた教室・教員の確保を国に求め、市独自予算で 20 人程度の少人数学級を実施すること。

(回答) 中学校を含めた更なる少人数学級編制については、人材や財源の確保などの課題があ

るため、今後も、国、県、他政令市等の動向を踏まえ、引き続き対応を検討してまいります。

5. 教職員の業務軽減

- (1) 正規教員を配置すべきところへは臨任教員で対応するのではなく、正規教員を配置すること。正規教員の採用枠を増やすこと。

(回答) 正規教員の配置については、人材確保の課題や年度当初の学級数の変動等がありますが、可能な限り正規職員を配置できるよう努めてまいります。

- (2) 教職員の労働について、働いた分だけ残業代を支払う、など労働基準法通りの運用とするよう、引き続き「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法) の改正を国に求めること。

(回答) 勤務実態に見合った教職員の処遇のあり方について、国へ見直しを要望しています。

- (3) 教員一人あたりの授業コマ数を減らすこと。

(回答) 人件費の財源確保などの課題があるため、国、県、他政令市等の動向を踏まえて対応してまいります。

- (4) 英語の専科指導を全校で実施すること。

(回答) 現在一部の学校において、国の加配定数を活用して、英語の専科指導を導入しています。英語専科指導の更なる拡充については、人材の確保や財源の確保などの課題があるため、引き続き国へ要望していくとともに、今後も国、県、他政令市等の動向を踏まえ、対応を検討してまいります。

6. 教育条件の整備

- (1) 通学中の児童生徒の安全確保の責任は教育委員会が負っており、学校ごとのスクールゾーン協議会で出される要望について、教育委員会内で責任部署を専任化し、要望の実現を図ること。

(回答) スクールゾーン対策は、関係部局と連携して取り組む必要があります。教育委員会事務局内では学校支援・地域連携課が中心となり、さまざまな部署と連携して取組を進めてまいります。

- (2) 通学路にある危険なブロック塀対策など、通学路を変更することも含め、通学路の安全性向上を改めて地域で検討する取り組みに責任をもつこと。

(回答) 通学路沿いにある危険なブロック塀については、平成30年度から建築局が所有者に働きかけています。引き続き、建築局と情報共有を図り子どもだけでなく、市民の皆様の安全確保の視点から取り組んでまいりたいと考えております。

- (3) 「日の丸」「君が代」の学校行事への強制はしないこと。

(回答) 今後も、学習指導要領に基づき適切に取り扱われるよう指導してまいります。

- (4) 国際教室担当教員、日本語支援非常勤講師、外国語補助指導員の増員、常勤化などで体制を強化し、日本語指導が必要な児童生徒へのきめ細かい支援を拡充すること。通訳が必要な保護者への対応を施策として進めること。

(回答) 日本語指導が必要な児童生徒に対しては、当該児童生徒が一定数在籍する学校に、「国際教室担当教員」を配置するとともに、特に在籍の多い学校には「日本語支援非常勤講師」及び「外国語補助指導員」を配置しています。また、日本語指導資格をもった講師が指導を行う、日本語教室もあわせて実施しています。

平成29年に開設した日本語支援拠点施設「ひまわり」、令和2年9月に開設した「鶴見ひまわり」では引き続き、プレクラスや学校ガイダンス、就学前教室（「ひまわり」のみ）を実施するとともに、日本語指導の研修・研究等を行っています。また、令和4年度には、都筑小学校内に第3の拠点施設となる「都筑ひまわり（仮称）」を設置します。

さらに、令和3年4月から「日本語支援アドバイザー」の制度を開始し、管理職や国際教室担当教員等へ授業等のアドバイスや定期的なオンライン研修会により相談対応や指導法の発信等の支援を実施しています。

保護者への対応としては、「学校通訳ボランティア」、「母語支援ボランティア」による個人面談や家庭訪問、転入学の説明等で通訳支援を行っています。

今後も引き続き、日本語指導が必要な児童生徒へのきめ細かい支援ができるよう、体制を整えてまいります。

(5) 子どもの権利条約批准国として、特定の言語・民族の子どもたちへの差別は認められない。横浜市私立外国人学校補助金交付要綱から「国際情勢を鑑み、国際港都横浜における国際交流の増進及び私学教育の振興を図る主旨に反するときは、補助の対象としない」を削除し、朝鮮学校への補助金交付を再開すること。

(回答) 北朝鮮によるミサイル発射など、我が国の平和と安全に脅威を及ぼす状況に改善が見られないため、朝鮮学校への補助金については、現下の状況では執行する状況ないと考えています。

補助金の支給については、国際情勢等に応じて、今後も慎重に判断していきます。

(6) 平成27年4月に文科省から通知された「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」に基づき、相談体制の構築、児童生徒への対応状況について実態を調査すること。その結果をもとに、必要な体制を強化すること。教職員・管理職等への研修の充実を図ること。人権教育等の推進により、ジェンダー平等を図ること。

(回答) 平成27年4月に文科省から通知された「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」に基づき、横浜市でも学校における相談体制や児童生徒への支援の充実などを通知しています。教職員が正しい知識をもって理解し、配慮できるよう、より相談しやすい環境の整備や教職員の研修の充実に取り組んでまいります。

また、ジェンダー平等も含め、子どもたちが、自分らしく安心して生活できるように、人権尊重を基盤とした教育を推進してまいります。

(7) 実態に合わせて、学校配当予算(学校運営費)を大幅に増額すること。

(回答) 厳しい財政状況ですが、学校配当予算を含む教育予算の確保に、引き続き取り組んでまいります。

7. 学校施設整備

(1) 学校施設の修繕について、子どもの安全確保の観点から必要な修繕が進むように、学校特別営繕費を増額すること。

(回答)依然として厳しい財政状況にありますが、子どもたちの安全確保を優先して予算確保に努めてまいります。

(2) 「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を前倒しし、進めること。

(回答)「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づき、建替えを進めてまいります。厳しい財政状況ではありますが、学校建替事業を計画的に進められるよう、予算の確保に努めてまいります。

(3) 小中学校の建て替えに当たっては、文部科学省が示す基準通りに校庭面積を確保すること。

(回答)学校施設の建替えにあたっては、校地を効率的に活用してグラウンドの必要面積を確保するよう努めてまいります。

(4) 中学校の建て替えにあたっては、将来の自校方式による給食実施を見込んだものとすること。

(回答)本市では令和3年4月から「選択制のデリバリー型給食」を実施しています。令和4年度は喫食率 30%程度を見込んでいますが、給食製造事業者へ供給体制の更なる確保を求めており、この給食を円滑かつ確実に提供できるよう取り組んでまいります。

今後の中学校給食のあり方については、まずは課題の整理や実施スケジュールを検討してまいります。

(5) 全校でのプール設置を堅持すること。

(回答)「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」に基づき、小学校と中学校の敷地が隣接している学校や、市所有のプールが学校の至近にある学校について、当該学校の建替えや大規模改修等の際に、学校規模や施設の状況等を勘案しながら共同利用の可能性を検討し、検討の結果、授業及び児童・生徒の引率等に支障がないことが確認された場合は共同利用を推進し、困難な場合には、これまでどおり学校内にプールを整備することしております。

(6) 「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」を撤回すること。公園プールは地域住民のための施設であり、学校プールは教育のための施設で児童生徒のためのものである。共用によって利用に制約が出てくるため、プールの集約・統合はやめること。

(回答)平成 27 年 10 月に各施設の利用状況、施設配置等を踏まえ策定した「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」に基づき、市所有のプールが至近にある学校については、当該学校の建替え等の際に、学校プールへの集約について検討します。

(7) 学校図書館の蔵書を増やすよう、学校配当予算とは別建てで予算化すること。

(回答)学校の図書費については、本市の財政状況が厳しい中においても、読書活動の充実のために以前から一定規模の予算を維持しています。

また、図書費は学校配当予算に含まれていることから、必要な場合には学校長の裁量でさらなる執行が可能です。

(8) 国は少人数学級の効果を認めており、また、コロナ禍により密を作らない学校生活が求められ、小規模校のメリットが浮彫になっている。「学校規模」に対する考え方を改め、「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」のうち学校統廃合推進方針は中止すること。

(回答) 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」では、小規模校は、児童生徒同士よく知り合うことができ人間関係を密にすることができます等、小規模校の良さを認めております。一方で、行動範囲や対人関係が狭まり、多様な個性と触れ合える機会に恵まれにくいくことや、行事や集団活動の実施に制約があるなど小規模校の課題を解消する必要があることから、通学区域の変更や学校統合等による学校規模の適正化を進めております。

今後も引き続き、「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に基づき、学校規模の適正化に努めてまいります。

(9) 小中学校に保管されていた放射線汚染土について、埋設処理された小中学校4校の汚染土も回収し移すこと。

(回答)マイクロスポット対応除去土壤の埋設処理については、測定結果が本市対応の目安値未満の場合は、原則として施設敷地内に埋め戻すという本市の処理方針に基づき、実施しております。

その際、埋設処理をした箇所の空間放射線量は、周囲の測定値と変わらないことを確認しています。そのため、既に埋設処理を実施した除去土壤を移動する予定はありません。

(10) 学校の給食室が夏季は40℃以上にもなるため、エアコンを設置すること。コロナ対策として進められているスポットクーラーや保冷剤ベストは、現場任せではなく、責任を持って必要量を確保すること。

(回答)給食調理室では、換気設備を稼働させることにより冷房効果が見込めないため、エアコン設置は行っておりません。なお熱中症対策として、建替えする小学校を対象に低輻射型回転釜の導入を検討しています。加えて備品型スポットクーラー、保冷剤ベストの購入を進めています。

(11) 体育館へのエアコン設置は、整備計画を立てて計画的に推進すること。武道場のエアコン設置を進めること。教室などの既存の設備更新の数を増やすこと。

(回答)安全安心な学習環境の整備のため、老朽化した空調設備の適切な維持管理や更新を継続して進めてまいります。体育館への空調設置は、建替え事業等を考慮し、耐用年数に至る前に撤去することがないよう、整備計画を立てる必要があります。

設計や工事発注にも工夫を図りながら、体育館への空調設備設置を着実に進めてまいります。

なお武道場への空調設備設置の予定はございません。

8. 学校安全教育の推進

(1) 学校現場での事故について、日本スポーツ振興センターの給付をすみやかにすること。また、すみやかに事故を公表し、子どもの立場に立って補償し、学校任せにせず教育委

員会の責任で解決をはかること。

(回答)学校現場での事故については、各学校において学校安全計画等で緊急時の対応について定めるほか、学校体育等における事故の未然防止のために、「運動活動時等における安全の手引き」等を活用した安全面に配慮した体育活動へ取組を推進しており、学校体育安全指導研修等を悉皆研修として開催し、その内容を各学校において校内研修を実施し、教職員で共有するようにしています。

また、事故発生後の対応については、平成28年3月31日に文部科学省より発出された「学校事故対応に関する指針」に基づき、学校と教育委員会で連携して対応しています。

子どもの補償については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等によって対応しています。

(2) ピラミッドやタワーなどの高さのある組体操や競技は安全性が担保できないことから、市教委として禁止すること。

(回答)スポーツ庁通知を踏まえ、児童生徒の安全確保を最優先に取り組むことを周知しております。また、各学校に年度当初、安全管理を含めた研修を毎年、継続して行っております。

(3) 整形外科医による運動器検診のモデル事業を踏まえ、財政状況を理由とせず、学校整形外科医を制度化すること。

(回答)令和3年度の整形外科医による運動器検診のモデル事業(栄区内の全中学校)の実施状況や課題を踏まえ、令和4年度はモデル事業を拡大し、栄区内の小中学校全校での実施に向けた検討を進めています。

(4) 労働安全衛生法で定められた通り、市立学校への産業医の配置は、教職員数50名以上のところは、職場巡視ではなく、一校一校に速やかに配置すること。

(回答)労働安全衛生法等に則り、教職員50人以上規模の横浜市立学校においては、産業医を選任し職場巡視や衛生委員会の開催、教職員の健康管理やストレスチェックの結果を踏まえた面接指導等産業医業務を行っています。今後もきめ細かな教職員への健康管理・安全衛生管理を行えるよう、引き続き産業医の配置に努めてまいります。

9. 学校給食等

(1) 全員喫食の中学校給食を実施するにあたっては、自校方式を大原則として親子方式を含め学校調理方式を大原則とすること。

(回答)本市では令和3年4月から「選択制のデリバリー型給食」を実施しています。令和4年度は喫食率30%程度を見込んでおりますが、給食製造事業者へ供給体制の更なる確保を求めており、この給食を円滑かつ確実に提供できるよう取り組んでまいります。

今後の中学校給食のあり方については、まずは課題の整理や実施スケジュールを検討してまいります。

(2) 小学校の給食へ公費を投入することは市独自にできることから、給食費の値下げを行い、また、無償化を目指すこと。

(回答)学校給食の実施に係る費用については、学校給食法第11条及び施行令により、学校設置者の負担と保護者の費用負担の区分が示されており、法令に則り食材費相当分を給食費として納入していただいております。

(3)国が提示する栄養基準を鉄分も含めて100%満たすように、引き続き小学校給食の内容充実をはかること。

(回答)文部科学省が提示している学校給食摂取基準に対して、エネルギー、たんぱく質、カルシウム、ビタミン等についてほぼ100%基準を満たしています。最近の異常気象や災害が原因で約20万食分の食材の調達が困難となり、献立変更等を余儀なくされる事態も生じる場合もありますが、栄養基準を100%満たせるよう引き続き内容の充実をはかってまいります。

(4)小学校給食の調理業務について、教育の一環としての学校給食を最優先し、民間委託を中心し直営に戻すこと。全校への栄養士配置と必要な調理員を配置し、食教育としての学校給食を充実させること。

(回答)依然として厳しい財政状況の中、より一層効率的かつ効果的な行政運営を行わなければならず、学校給食調理業務においても、行政が果たすべき責務と役割を明確にしたうえで、市民サービスの水準を低下させることなく、業務の効率性を一層高めていく必要があるため、今後も民間委託を実施していきたいと考えております。

(5)小学校の給食食材の放射線測定について、全市1校でなく方面別に最低1校の全量検査を毎日実施すること。

(回答)給食の食材については、毎日、小学校1校を選定し、翌日に学校給食で使用する牛乳・主食、全国の検査で基準値あるいはその1/2を超える放射性セシウムが検出された食材等について、放射性物質検査を行っております。

なお、食材は市場で流通している物資を、各校で必要としている分量を集約し共同購入しているため、小学校1校を選定し、必要な検査を実施することで、他校で使用する物資の安全性も併せて確認できるものと考えております。

(6)学校給食での食育の観点から、市内産農産物の利用目標を数値で定め地産地消を進めること。

(回答)本市の学校給食は1日20万食に及ぶため、必要な数量の確保が困難であるという課題がありますが、市内産農産物をできるだけ利用するための取組を引き続き進めてまいります。

10. 中学校の部活動

(1)教員の部活への参加はあくまでも自主的な活動であることを校長会で徹底し、改めて全教職員へ通知を出すこと。

(回答)各学校では、教職員の意向やそれぞれの状況等をふまえ、実情に応じて役割を分担するなど、部活動の指導体制を工夫しております。

(2)部活動にかかる費用は全額公費とすること。

(回答)公費負担すべきものについては、公費化を図っております。引き続き、必要な予算の確

保に努めてまいります。

11. 就学援助

- (1) 就学援助について、現行の所得基準を引き下げより多くの方が利用できるようにすること。

(回答) 就学援助の認定にあたっては、所得金額から家庭状況を考慮した一定額を控除した上で、生活保護基準に当てはめており、他都市と比較しても適正な水準であると考えております。

- (2) 保護者の心理的負担を減らして申請しやすくするために、教育委員会へ郵送する申請手続きを可とすること。

(回答) 申請手続きにつきましては、学校において書類不備等の確認を行い教育委員会へ申請書類を提出しています。また、学校では児童生徒の家庭環境の把握しているため、必要に応じて申請の勧奨を行っていることもあります。申請先が複数可になった場合、紛失リスクが高まり、その際の責任の所在も不明になるなどの問題も生じます。このため、申請方法は現行のままといたします。

- (3) 修学旅行費は教育委員会による現物支給とすること。

(回答) 修学旅行費の現物支給は困難ですが、引き続き迅速な支給を心がけてまいります。

- (4) 部活動に関する費用の実態調査をし、必要な額を全額支給すること。

(回答) 中学校については部活動での費用をクラブ活動費として、国の予算単価を基準に学年ごとの支給額を定めているため、全額を支給することは困難です。

12. 障害児教育

- (1) 北綱島特別支援学校（分校）を本校に戻すにあたっては、保護者・教職員の意見を聴取し、運営に生かすこと。

(回答) 引き続き、保護者や教職員などみなさんとともに、児童生徒が安全安心に通学できる学校づくりに取り組んでまいります。

- (2) 横浜市北部の肢体不自由児数は増加傾向にあり、肢体不自由児が通える特別支援学校を市北部に新設すること。

(回答) 「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方」を今後策定予定であり、それに沿って取組を進めます。

- (3) 市立学校の個別支援学級について、スキルアップ研修の充実や授業交流などをさらに進めて個別支援学級の質の向上を図ること。また個別支援級の教員加配を行うとともに、ボランティアの特別支援教育支援員とは別に、支援員を職員として配置すること。教室の増設、施設設備の充実をはかること。

(回答) 教職員の配置については標準法を基準とし、各学校の指導内容等の実態を考慮しながら、市立学校全体の枠の中でバランスの取れた教員配置を行ってまいります。

個別支援学級の増設、設備の充実については、既存校の状態に応じて学校からの要請に応じられるよう、改修等の検討を進めてまいります。

個別支援学級の教員の専門性を高めるために、基礎研修を行うとともに、今後も多様な専門研修を開催します。研修の成果が現場で生かされるように、より実践的な研修を工夫するとともに、スキルアップ研修にも継続して力を入れてまいります。

- (4) 特別支援学校での教職員の加配を行うこと。また、上菅田特別支援学校のプール、日野中央高等特別支援学校のプールの改修など施設・設備面等の充実をはかること。

(回答) 教職員の配置については標準法を基準とし、各学校の指導内容等の実態を考慮しながら、市立学校全体の枠の中でバランスの取れた教員配置を行ってまいります。

施設・設備面等についても予算の範囲内で優先順位をつけながら対応を検討してまいります。

- (5) 希望する障害児が普通校に入学できるよう、その際の当該校への教員の加配や施設整備などの条件整備を進めること。

(回答) 教職員の配置については標準法を基準とし、各学校の指導内容等の実態を考慮しながら、市立学校全体の枠の中でバランスの取れた教員配置を行ってまいります。

エレベーターの設置については、設計・工事等に時間と費用を要することから、関係部局と連携を図り、早期に整備できるよう検討を進めてまいります。

義務教育における就学・教育相談において、本人と保護者の意見を丁寧に聴取とともに、学校、地域療育センター等の関係機関とも連携し、本人に関する客観的な情報の収集及び本人と保護者への適切な情報提供などを経て、就学先の合意形成を図り、就学先を決定しております。また、障害のある児童生徒一人ひとりが「居住地域における自立と社会参加」を実現するために、インクルーシブ教育システムの構築を推進してまいります。

- (6) 医療的ケア児支援法が成立し、努力義務にとどまっていた支援が自治体の責務となったことから、医療局等と連携し、小児看護師の育成・確保に努め、学校現場で必要な看護師を確保すること。また学校勤務の看護師を支える仕組みを作ること。

(回答) 医療的ケア児支援法の趣旨を踏まえ、看護師確保・育成をとおして、特別支援学校における医療的ケアの体制の充実に取り組んでまいります。

13. 学校司書

- (1) 学校司書について、会計年度任用職員から正規職員に切り替えること。司書資格取得サポートなど専門性のさらなる向上を図ること。

(回答) 学校司書の勤務条件については、平成30年度から出張旅費を、平成31年度から通勤手当を、令和2年度から会計年度任用職員への制度移行に伴い期末手当を支給とともに出張要件の適用拡大を行うなど、改善に努めてまいりました。会計年度任用職員から常勤職員への切り替えや資格取得の補助は困難ですが、他都市の動向等も注視しながら、学校司書の待遇について引き続き検討を進めてまいります。

14. 教科書採択・副読本等

- (1) 教科書採択について学校現場の声を聞くしくみを導入すること。

(回答) 市立学校で使用する教科書は、横浜が目指す子どもの姿を実現するために、文部科学大

臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づいて採択しております。また、各教科の専門的知識を有し、教育現場を熟知している現職の教員である教科書調査員による調査研究の結果と、子どもの学習実態を踏まえた横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の判断と責任において、適正・公正に採択を行っております。

- (2) 教科書採択について、投票の場合は記名式で行うこと。さらに、他自治体では当たり前の多くの傍聴者に開かれた会場で行うこと。採択会議は引き続きインターネット中継を行い、録画を公開すること。

(回答) 教育委員会会議の採決の方法は、「横浜市教育委員会会議規則」において、挙手、記名投票、無記名投票の中から教育委員会で決定することとしております。

教科書採択についても、公正な採択が確保できるよう、採決の方法をその都度教育委員会で決定しております。

会議の傍聴について、本市においては、教科書採択を行う会議についても、通常、教育委員会会議を開催している会議室を使い、静ひつな環境を確保することに努めております。

一方で、教科書採択は市民の皆様の関心が高いことから、新型コロナウイルス感染症拡大防止や熱中症対策としても有効なインターネット配信によって、より多くの方に審議の様子をご覧いただけるようにしました。来年度以降は、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら検討してまいります。

- (3) 教科書の採択地区について、現行の全市1区を見直し、行政区毎に戻し将来的には学校採択をめざすこと。

(回答) 横浜市では小中一貫教育を推進しており、市立小・中学校が共通の教科書を使用することで、学習内容や題材、順序が同じになる利点があること、また、授業研究の深まりが期待できることなどから、1採択地区で採択を行っています。

- (4) 市民に教科書を身近に知ってもらう教科書センターの設置個所数を、5か所でなく抜本的に増やすこと。展示会場では、入口で案内するなど、展示会を行っていることを市民にわかりやすく知らせること。

(回答) 教科書センターは、教科書を展示し、教科書の調査・研究の便を図ること等を目的として、都道府県によって設置されています。横浜市内の教科書センターは、中央、神奈川、保土ヶ谷、磯子、都筑図書館の計5館です。また、開催期間は短くなりますが、上記5図書館以外でも臨時会場を13図書館で設け、教科書展示会を全18区で実施しています。引き続き、横浜市HPや案内チラシの活用、会場における掲示など、展示会の周知に努めてまいります。

- (5) 教科書展示会で用意されているアンケート用紙には、展示会運営についてだけでなく、教科書内容についての意見を求めるものとすること。

(回答) 教科書展示会運営に関する御意見等につきましては、よりよい展示会運営ができるよう、できる限り対応してまいります。

15. 夜間中学校

(1) 市内在住・在勤でない方も、蒔田中の夜間中学に入学できるように取り計らうこと。さらに、横浜市・相模原市・川崎市・神奈川県との間で、県内の義務教育未修了者が市町村帰属にかかわりなく、近隣や職場近くの夜間中学に通学できるよう、協議を進めること。また、国際局とも連携して市内の義務教育未終了者の実態調査を行い、実態に応じて夜間中学を検討とすること。

(回答) 現在、横浜市立中学校の夜間学級については、横浜市民を対象としており、市在住在勤の方としています。現在、神奈川県教育委員会が主催する「相模原市立夜間中学広域連携協議会」に横浜市教育委員会も参加し、必要な情報交換を行い、連携を図っています。

また、広報を行い、希望者との面談などを通じて状況を把握しているため、実態調査を改めて行うことや、夜間学級を増やす予定はありませんが、全国の夜間学級設置の動向などを踏まえながら、国際局と必要に応じ情報を共有してまいります。

(2) 夜間中学の配当予算を抜本的に増額し、教室数を増やして、少なくとも6名以上の専任教員を確保すること。

(回答) 予算については、毎年度、必要経費として「中学校夜間学級運営費」を計上しており、必要物品の購入等の学習環境の整備を行っております。

教室については、生徒数等の学級の実情に応じて、検討していきます。

教職員の配置については、標準法を基準とし、夜間学級の特性や指導内容等の実態を考慮しながら、市立学校全体の枠の中でバランスの取れた教員配置を行ってまいります。

(3) 設置目的に日本語の指導を明記し、日本語力の不十分な生徒のための「日本語特別クラス」を設置すること。

(回答) 現在、夜間学級に通う生徒のうち日本語指導が必要な生徒については、横浜商業高校にある日本語教室において、日本語指導の専門講師による日本語初期指導を受けています。

(4) 中学校夜間学級の生徒も就学援助の対象にすること、また、給食を実施すること。

(回答) 就学援助については、本市学齢児童生徒就学奨励条例により、「学齢児童及び学齢生徒の保護者」を対象に実施していますが、夜間学級を対象とした実施については、さまざまな状況を踏まえ、引き続き検討してまいります。現在、実施しているデリバリー型給食提供の仕組では夜間に提供することを想定しておりません。しかし、学校からのニーズなど調査を行いつつ、引き続き検討していきます。

(5) 入学受け入れは、10月1週目までとしているが、原則随時とし、少なくとも12月までに延ばすこと。

(回答) 教育課程を鑑みて、前期末(10月1週目)までを受け入れ期間としております。

(6) 夜間中学が学齢超過者(不登校・引きこもりの若者等)の進路先の一つであることも含め、さらなるPRを行うこと。そのためにも、チラシ・ホームページに、入級要件を「中学校を卒業していない人や、卒業していても不登校や保健室登校等で実質的に学習できなかった人」とすること。

(回答) 夜間学級については、ホームページをはじめ、各区役所でのポスター掲示やチラシ配架

の依頼及び「広報よこはま」、「横浜市暮らしのガイド」への掲載など、様々な広報媒体による周知を図っています。

入学希望既卒者の受入れにあたっては、入級希望者との面談において個々の事情を丁寧に伺い、実質的な学習の状況を聞き取るなどして判断しております。

16. 図書館

(1) 一区一館の図書館体制を見直し、図書館増設計画を策定し、増設すること。

(回答)図書館の増設については現在のところ具体的な計画はありません。なお、身近で便利な図書館サービスとして、図書取次サービス及び移動図書館の充実を進めています。

(2) 増え続ける歴史的価値のある蔵書を保管し続ける場所を確保すること。

(回答)新たな保管場所を確保する予定はありませんが、現在の書庫を含め施設全体の有効活用を図りながら、適切な資料管理に努めてまいります。

(3) 聴覚障害者の図書館利用について、手話・筆談等によるコミュニケーションを担う職員を常時配置すること。また図書館利用の介助、対面朗読、宅配サービスの一層の充実、点字や録音資料、手話や字幕入りの映像資料等のさらなる整備をすすめること。

(回答)聴覚障害者が図書館を利用しやすいよう、カウンターに筆談案内を掲示し、筆談用ボードを設置するなどサービス向上に努めております。また、障害がある方が図書館を利用しやすいよう、必要に応じて館内利用のお手伝いを行っております。

視覚障害者への対面朗読につきましては、令和3年3月からオンラインによるサービスも開始しました。

引き続き来館困難な障害者への郵送貸出、視覚障害者への録音資料等の貸出を実施するとともに、資料の充実にも努めてまいります。

(4) 中央図書館の最寄りのバス停は、斜面のため車椅子利用者が乗降できず、図書館利用の障害となっている。車椅子利用者が路線バスを利用して中央図書館に安全に行けるよう、交通局と連携して改善すること。さらに、市民ギャラリーのように、高齢者や障害者のためにシャトルバスを運行すること。

(回答：交通局)中央図書館の最寄りのバス停としては市営バスの「中央図書館」、「野毛坂」をご案内しています。

バス停の乗降環境については交通局と連携し検討してまいります。また車いすで来館される方向けに、各バス停からのスロープを使った経路を分かりやすく表示するよう努めてまいります。シャトルバスについては現在計画はありません。

(5) 図書取次サービスの箇所数を引き続き増やすこと。

(回答)第二次横浜市民読書活動推進計画に基づき、市民の利便性向上を図るうえで有効な図書取次サービスの充実に取り組んでいきます。令和4年1月には、日吉図書取次所を開設しました。

17. 文化財保護

(1) 栄区の上郷深田遺跡は、関東圏でも希少な製鉄生産の遺跡であり、本格的に調査し、児童・生徒・市民が学ぶことができるよう、記録保存にとどめず、文化財として保護・保

存・活用すること。

(回答) 上郷深田遺跡について事業者と事前協議を行い、総合的に判断して、記録保存のための発掘調査を指示しました。今後、発掘調査後の埋蔵文化財の活用について、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

(2) 金沢区の野島掩体壕については環境創造局と連携し、港北区の日吉台地下壕は所有者や地域住民と連携して、その他市内各地にある戦争遺跡を調査して、保護、市民公開に取り組むこと。また、戦争遺跡マップ等を作成するなどして、広報に努めること。

(回答) 所有者及び関係機関への働きかけを検討してまいります。

(3) 横浜市歴史博物館の展示のリニューアルや付随する野外施設の本格的な補修について、計画的かつ早急に行うこと。また現在の指定管理料の引き上げを行い、必要な管理・運営費を保障すること。また、本施設を直営に戻すこと。

(回答) 横浜市歴史博物館や付随する野外施設については、状況に応じて補修を検討してまいります。

指定管理料については、業務内容や、状況の変化、市の予算方針などを含めて対応を検討してまいります。

指定管理者制度は、指定管理者の能力を活用して博物館等の設置の目的を効果的かつ効率的に達成し、市民サービスの向上などを図るために導入しております。

(4) 東高島駅北地区開発の区域に在る神奈川台場跡について、引き続き調査を継続し、地域住民の声に応えて保存すること。

(回答) 神奈川台場は、文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地として周知されております。今後、開発状況に応じて必要な調査を行ったうえ、保存方法を検討してまいります。

18. 学級・学校規模とコロナ対策

(1) 学校関係者の定期的なPCR検査などを制度化すること。

(回答) PCR検査は、区福祉保健センターが主体となり、その対象を決定します。学校関係者の感染が確認され、区福祉保健センターによる調査で濃厚接触者が特定された場合等（令和3年8月27日付 文部科学省通知に基づく対応）にPCR検査が実施されます。その際、学校は集団生活の場であることから、感染者の行動や活動内容により、接触者の範囲が広く、学校内で感染が拡大している可能性がある場合は、濃厚接触者に加え、同じ部活動等や、学級、学年、全校へと検査範囲が拡大されます。上記理由により、学校単位及び定期的なPCR検査の実施は困難です。

(2) デルタ株の感染力の強さを考慮して、学校の状況に応じ、登校見合わせの選択・分散登校・オンライン授業などを柔軟に組み合わせて対応すること。分散登校は、保護者の減収や失職、医療従事者が出勤できなくなるなどのデメリットがあることから、しづ寄せが起きないよう、必要な子どもが朝から学校で学べるような対応を徹底すること。また、登校見合わせの対象を広く認め、登校を見合わせる子どもたちの学びや成長への支援を明確に位置付けること。

(回答) 市内の感染状況や国、県の動向を踏まえつつ、分散登校等の措置を講じる場合は、各学

校の状況に応じて、学習動画やデジタルドリル、さらにはオンライン学習教材等を活用してまいります。

令和3年9月の分散登校期間中には、児童生徒の居場所の確保を目的として緊急受入れを実施しました。再度、分散登校の措置を講じる場合は、同様の対応を検討してまいります。児童生徒の出席の取扱いについては、国の通知等に基づき、適切に対応してまいります。

- (3) 「学びの保障」対策として、すべての学校でオンライン授業が実施できる体制をととのえること。

(回答) 文部科学省が示す「G I G Aスクール構想の実現」を踏まえ、横浜市においても学校の通信環境、1人1台端末の整備及び児童生徒一人ひとりに教育用クラウドサービスのアカウントを配付しました。また、ICT活用指導力の向上を目指した教職員向けの研修を実施しています。

分散登校期間中、各学校では、ロイロノートを活用した690本の「学習動画パッケージ」・880回分の「はまっ子デジタル学習ドリル」等を活用したオンライン学習に取り組んだり、学習用クラウドサービス(ロイロノート・google classroom)や授業の映像配信によるクラス全員参加の同時双方向オンライン授業に取り組んだりするなど、各学校の状況に応じてオンラインによる学習を進めてきました。分散登校の終了により、端末は校内の学習で活用しています。

令和2年8月、インターネット環境がない就学援助制度対象家庭へ貸与するためのモバイルルータを、市全体で4000台整備し、就学援助制度対象児童数の割合等に応じ、各学校に配当していますが、9月の分散登校を踏まえ、再度調査を実施し学校間の調整を行いました。

- (4) デルタ株による感染拡大が収まらず、学校における対策をさらに強化し、かつ長期にわたって実施する必要が見込まれることから、教員の負担軽減のための人員を配置すること。

(回答) 職員室における事務的な業務をサポートする職員室業務アシスタントを、令和元年度より小・中・義務教育学校全校に配置しています。加えて新型コロナウィルス感染症の影響により増加する業務をサポートするため、2年度と3年度は小・中・義務教育学校・特別支援学校に追加配置しました。追加配置の継続を含む配置の拡充には、人材の確保や財源の確保などの課題があるため、引き続き対応を検討してまいります。

【選挙管理委員会】

1. 参政権の保障

- (1) 期日前投票が増えていることから、選挙公報を早く確実に届けるように配布期日を早めること。シルバー人材センターや町内会の配布は厳しいことから、郵送での配布を検討すること。

(回答) 選挙公報につきましては、告示日(公示日)又はその翌日に候補者から掲載する原稿を

受理した後、掲載順序をくじ引きで決定し、印刷を行い、仕分け、梱包をしたうえで、配布担当者へ配送し、そこから各世帯へ配布が行われております。このような作業工程がありますので、選挙公報の配布には一定の期間が必要となります。

選挙公報の郵送化については、封入封緘作業に日数を要することなどから現在の配布方法としております。

引き続き、選挙公報を確実に配布できるよう努めてまいります。

- (2) 選挙公報のホームページのアップを早めることや、点字・音訳版の発行を公職選挙法に盛り込むよう、公職選挙法の改正を引き続き国に申し入れること。

(回答) 指定都市選挙管理委員会連合会（本市を含めた 20 政令指定都市の選挙管理委員会で構成。）において、2 年に一度、法令等の改正要望を行っております。

前回は、令和 2 年 11 月 13 日に、視覚障害者が候補者の政見等を知る機会を確保するよう法令等の改正を要望しました。引き続き要望を行ってまいります。

- (3) 横浜市長選挙、同市議会議員選挙のお知らせの点字・音訳版があることを周知徹底し、全ての視覚障害者が受け取ることができるようになります。また、拡大版を作ること。

(回答) 令和 3 年の市長選挙及び平成 31 年の市議会議員選挙では、視覚障害者支援を行う団体に所属している方のほか、区選挙管理委員会へ投票のご案内の点字シール貼付けを希望した方や「広報よこはま」の点字・録音版の配布リスト等に基づき、選挙のお知らせの点字・音訳版の配布を行いました。

今後も引き続き、視覚障害者支援を行う団体等の協力をいただきながら、各種団体の所属の有無に関わらず、必要とされる方のさらなる把握に努めてまいります。

- (4) 高齢化や新型コロナ感染症により、投票所へ行くことが困難な方が増えている現状から、郵便投票対象者の要件緩和を国に求めること。また、施設や病院でも投票できることの周知と啓発に特段の手立てを講じること。

(回答) 指定都市選挙管理委員会連合会（本市を含めた 20 政令指定都市の選挙管理委員会で構成。）において、2 年に一度、法令等の改正要望を行っております。

前回は令和 2 年 11 月 13 日に、障害者等の選挙権行使を容易にするための制度改正を要望しました。引き続き要望を行ってまいります。

また、施設等での投票（不在者投票）についても、市 HP や刊行物、「投票のご案内」等を活用し、引き続き周知を行います。

- (5) 箱根町で実施している車で巡回しながら移動して投票できる（移動式期日前投票所）の導入を検討すること。又、投票所に駐車場を確保すること。

(回答) 本市の期日前投票所につきましては、区役所のほか、各区の実情に合わせて、臨時期日前投票所を 1 か所から 3 か所設置しております。また、車で投票に行かれる皆様には、区役所で実施している期日前投票をご案内させていただいております。

引き続き、交通の利便性や区役所との地域バランス、地域特性などをふまえて、駐車場の確保や、投票所としてより利便性の高い施設を選定できないかなどを常に検討し、地域の皆様の声を伺いながら、誰もが投票しやすい環境づくりに努めてまいります。

- (6) 期日前投票開始時までに、点字の候補者名簿を作成すること。

点字の候補者名簿は、告示日の 17 時以降でなければ作成できないため、告示日翌日から始まる期日前投票には間に合いませんが、今後も、できる限り早く作成できるよう努めてまいります。

(回答)国政選挙及び県知事・県議会議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査にかかる書類の点字・録音版については、神奈川県選挙管理委員会が作成しています。神奈川県選挙管理委員会に、候補者（政党等）の点字名簿及び国民審査の裁判官の点字名簿の早期納入の実現について引き続き働きかけていきます。

(7) 期日前投票所で選挙公報が見られるように、校了済の選挙広報を張り出すこと。

(回答)選挙公報につきましては、事前審査の段階から候補者の皆様方にもご協力をいただきながら作成の準備を行っており、原稿の受付を締め切った後にすみやかに印刷を開始しています。

現在、現行制度下で考えうる最速の方法で選挙公報を作成し、期日前投票所に備え置いておりますが、期日前投票の初日に備え置くことが困難な状況もあるため、ホームページに掲載するなど、少しでも早く皆様に選挙公報の情報をお届けできるよう努めております。なお、選挙公報は掲示することができる文書図画には該当せず、現在の制度では期日前投票所等に掲示することはできません。

(8) 代筆の際のプライバシーを確保すること。

(回答)選挙人が代理記載の制度をご利用になる際には、法令に基づき投票所に従事する市職員2人で補助を行い、選挙人が誰に投票したかなどの投票の秘密を守っております。

(9) 投票しやすい環境を整備するために、投票所と期日前投票所を駅前や商業施設などに増やすこと。（隣接区での投票を可能とすること）

(回答)投票所につきましては、人口の増減や区画整理など地域環境の変化、施設の安全性並びに地域からのご要望等を踏まえ点検を行い、必要に応じて見直しを行っております。

期日前投票所につきましては、急な選挙でも設置可能な場所の確保、区役所とのオンライン接続やセキュリティを確保できること、投票管理者、立会人等の配置、また、経費面や管理執行面など、解決すべき課題が多くあります。これらのことから、区役所のほか、各区の実情に合わせて、臨時期日前投票所を1か所から3か所設置しております。

投票所及び期日前投票所につきましては、今後も、より利便性の高い場所に施設を確保できる可能性がないか、常に検討を進めてまいります。

(10) 高校、大学に期日前投票所を設けること。

(回答)これまで市内3か所の大学に設置をしてまいりました。引き続き取り組んでまいります。

(11) 外国に行っている人の投票する権利を保障すること。

(回答)公職選挙法にて『在外投票制度』が設けられており、国政選挙に限り、在外選挙人名簿に登録されている方は、外国での投票が可能です。在外選挙人名簿への登録については、申請が必要となるため、外国へ行かれる有権者への制度周知に努めてまいります。

(12) すべての投票所のバリアフリー化をさらにすすめること。学校などの公共施設での投票所に行く際、その施設にある駐車場は無料で使えるよう開放すること。

(回答) 従来より、車いすの方などが安全に投票できるよう、段差のある投票所には、「段差是正スロープ」を設置するなど、投票環境の改善に取り組んできましたが、平成25年の市長選挙より、「誰もが投票しやすい投票所」のモデルを作成し、このモデルの中から対応可能な取組について、実施しています。また、すべての投票所へ車椅子を配置しています。

引き続き、「誰もが投票しやすい投票所」の実現に向け、努めてまいります。また、投票日当日の投票所には、物理的に駐車場のスペースを十分に確保することが難しい投票所が多くございます。そのため、車で投票に行かれるみなさまには、区役所で実施している期日前投票をご案内させていただいております。

【議会局】

1. 政務活動費・職員体制・県外視察等

(1) 政務活動費の情報公開を進めるために、ホームページに領収書コピーを掲載すること。
また、使途が正しいかどうかをチェックする第三者評価委員会を設置すること。

(領収書等のインターネット公開について回答)

直近では、平成27年度に議員間で議論がなされ、現行どおり、閲覧制度によることが決定されています。

(第三者評価委員会の設置について回答)

政務活動費の執行に当たっては、適正な手続きがなされていることに留意した上で、会派または議員の責任において、適切に取り扱うことが原則となっています。

領収書等のチェックに第三者機関等を導入する場合、議員間での協議が必要になると考えております。

(2) 職員の人員体制を増やし、長時間勤務にならないようにすること。

(回答) 議会局では、全庁的な取組強化に合わせて、仕事や働き方の見直しを進めています。引き続き、長時間労働是正と超過勤務時間の縮減に努めています。

(3) 県外視察などにおける議員からの業務外活動については、応じないルールとすること。

(回答) 議会活動が円滑かつ効果的に行われるよう、議員の適正なサポートに努めてまいります。

**日本共産党横浜市会議員団
〒231-0017 横浜市中区本町 6-50-10 市役所内
日本共産党横浜市会議員団控室**

**TEL. 045-671-3032
FAX. 045-641-7100**

**ホームページアドレス <http://www.jcp-yokohama.com/>
メールアドレス info@jcp-yokohama.com**